

---

---

**第2次安芸高田市障害者プラン  
安芸高田市障害福祉計画（第4期）**

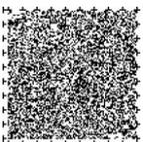
---

---

平成27年3月

安芸高田市





←この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付しています。また、音声コードの位置が分かるように切り込みを入れています。  
各ページの音声コードを活字読み上げ装置で読み取らせると、音声で読み上げます。

## はじめに

わが国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を批准しました。

昨今の、障害者福祉施策をめぐっては、度重なる制度改変を経て、平成25年6月には障害者権利条約の批准に向け、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、平成28年4月から施行されることになっています。



本市では、障害者総合支援法や児童福祉法に基づく障害福祉サービスのほか、「市民総ヘルパー構想」を提唱し、一人暮らしの障害者や高齢者の見守り活動等の独自の取り組みを実施する等、住み慣れた地域で安心して生活できるように様々な施策を推進しています。

このたび、これまでの計画が満了となることに伴い、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の着実な推進を図ることを目的とする「第2次安芸高田市障害者プラン」と、障害福祉サービス等の提供体制の確保の観点から、数値目標やサービスの見込量等を定める「安芸高田市障害福祉計画（第4期）」を策定いたしました。

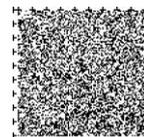
今後は、この2つの計画の基本理念である「わがまちで・ともに・じぶんらしく『輝いて暮らす安芸高田』」の実現に向けて、障害者施策を総合的かつ計画的に進めるとともに、支援の充実に努めてまいります。関係者の皆様や市民の皆様のさらなるご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

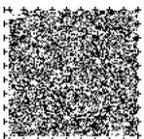
最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました安芸高田市障害者プラン推進協議会委員の皆様、安芸高田市障害者自立支援協議会の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆様に、厚く御礼申し上げます。

平成27年（2015年）3月

安芸高田市長

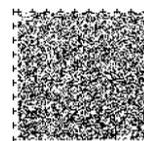
決田一義





## ～ 目 次 ～

〈共通〉	
<b>第1章 計画の概要</b>	1
【1】社会的背景と策定の趣旨	1
【2】国における障害福祉計画の考え方について	3
1. 障害者総合支援法	3
2. 基本指針の見直し	4
3. 障害者総合支援法のサービス体系	5
【3】本計画の性格	6
1. 計画の位置付け	6
2. 障害者プランと障害福祉計画の関係について	7
3. 計画の期間	7
4. 計画の策定方法	8
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b>	10
【1】計画策定の視点	10
【2】基本理念と施策の方向	12
1. 基本理念	12
2. 分野別施策の基本的方向	12
3. 施策の体系	13
<b>第3章 障害者を取り巻く現状</b>	14
【1】障害者の動向	14
1. 身体障害者	14
2. 知的障害者	16
3. 精神障害者	18
4. 発達障害者	19
5. 高次脳機能障害者	19
6. 難病患者等	19
【2】人口等の動向	20
1. 人口・世帯数の動き	20
2. 年齢別人口構成	21
3. 人口動態	21
4. 将来推計人口	22
<b>第4章 アンケート調査結果の概要</b>	23
<b>第5章 計画の推進</b>	42



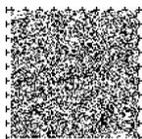
## 〈障害者プラン〉

<b>第6章 第1次プランの検証と評価</b>	45
【1】第1次プランの検証と評価の方法	45
【2】第1次プランの検証結果の概要	45
<b>第7章 施策の展開</b>	51
【1】地域生活支援の充実	51
【2】保健・医療提供体制の充実	55
【3】障害への理解促進と権利擁護の推進	57
【4】教育・文化芸術・スポーツ活動の促進	59
【5】就労・経済的自立を支援する環境づくり	61
【6】安心・安全な生活環境づくり	63
【7】情報アクセシビリティ向上の推進	66
【8】行政サービス等における配慮	67

## 〈障害福祉計画〉

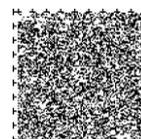
<b>第8章 障害福祉計画（第3期）の進捗状況評価</b>	69
【1】地域生活や一般就労移行の目標と実績	69
【2】障害福祉サービスの進捗状況	71
【3】地域生活支援事業の進捗状況	81
【4】障害児への支援	88
<b>第9章 障害福祉計画（第4期）の推進</b>	90
【1】数値目標の設定	90
【2】障害福祉サービス事業量の見込みと推進方策	92
【3】地域生活支援事業の見込みと推進方策	95
【4】障害児通所支援の見込みと推進方策	98

<b>資料編</b>	99
1. 安芸高田市障害者プラン推進協議会設置要綱	99
2. 安芸高田市障害者プラン推進協議会委員名簿	101
3. 安芸高田市障害者自立支援協議会設置要綱	102
4. 福祉に関するアンケート調査	104
（1）単純集計結果	104
（2）調査票	119
（3）自由回答（フリーアンサー）集約結果	140
5. 施設・事業所一覧表	151
6. 関係法令の成立と施行・改正の経緯	155
7. 障害者総合支援法の周辺施策の経緯	156
8. 用語解説	157

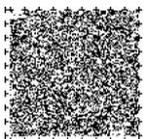


# 共通

〈障害者プラン・障害福祉計画〉



共通



# 第1章 計画の概要

## 【1】社会的背景と策定の趣旨

障害者の福祉は、平成15年に措置制度から支援費制度に変わり、平成18年からは障害者自立支援法へと制度が変わりました。平成18年には、国連において障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）が採択され、わが国も平成19年に署名しました。それを踏まえ、国内では条約締結に必要な法律の整備を初めとする、障害者に関する制度の集中的な改革のための議論が進められてきました。

本市においては、平成22年3月に「障害者基本法」に基づく「安芸高田市障がい者プラン（以下「第1次プラン」と表記）」を、平成24年3月に「障害者自立支援法」に基づく「安芸高田市障害福祉計画（第3期）（以下「第3期計画」と表記）」をそれぞれ策定し、「一わがまちで・ともに・じぶんらしく一輝いて暮らす安芸高田」を基本理念とし、市民総ヘルパー構想や障害者アシスタント事業等の独自事業も行いながら、障害福祉に係る施策を総合的・計画的に推進してきたところです。

その間、国においては関連法の改正や施行が行われ、平成23年8月に改正された「障害者基本法」では、目的規定の見直し（共生社会の実現を規定等）や障害者の定義の見直し（発達障害を規定等）が実施されるとともに、差別の禁止に関する規定などが追加されました。

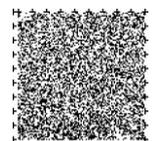
また、平成23年6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立するなど、障害者施策に関する大きな法改正・制度改正が行われました。

平成25年4月に障害者自立支援法に代わって施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」と表記）」では、制度の谷間のない支援を目指すとともに、地域社会における共生や社会的障壁の除去を目的とする基本理念を掲げるなど、障害者を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、障害者への差別を禁止する「障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備が整い、平成26年1月に国連事務局に批准書が寄託され、同年2月に「障害者権利条約」が発効されました。

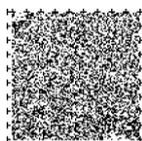
一方、広島県においては、これらの制度改革や障害者を取り巻く環境の変化等による新たな枠組みに対応するため、平成26年3月に「広島県障害者プラン（第3次広島県障害者計画）」を策定し、障害者施策の基本的方向を更新しています。

このたび、本市では、第1次プラン及び第3期計画の計画期間満了に伴い、新たな計画「第2次安芸高田市障害者プラン」及び「安芸高田市障害福祉計画（第4期）」を一体的に策定します（以下「本計画」と表記）。策定にあたっては、アンケート調査結果に基づく障害者の意識やニーズ、第1次プラン策定後の社会情勢や本市の障害者を取り巻く現状の変化等を踏まえ、より実効性のある計画を目指して策定しています。



◆「改正障害者基本法」総則のポイント◆

主な内容	改正のポイント
①目的規定の見直し	<p>○全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。</p>
②障害者の定義の見直し	<p>○身体・知的・精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。</p>
③地域社会における共生等	<p>○上記①に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全て障害者は、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。</li> <li>・全て障害者は、可能な限りどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。</li> <li>・全て障害者は、可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。</li> </ul>
④差別の禁止	<p>○障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p> <p>○社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p> <p>○国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。</p>
⑤国際的協調	<p>○上記①に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。</p>



## 【2】国における障害福祉計画の考え方について

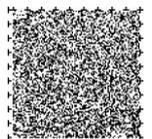
### 1. 障害者総合支援法

国においては、「障がい者制度改革推進本部」等における検討を踏まえて「障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成 22 年法律第 71 号）の施行による利用者負担の見直しや相談支援の充実、障害福祉サービスの見直し（同行援護、児童デイサービス等）を経て、平成 25 年度からは、障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として施行されました。

この法律による主な改正点は、次のとおりです。

#### ◆障害者総合支援法の主な改正点◆

制度改革の主な内容	制度改革のポイント
法律名の改正	○「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正しました。
障害者の範囲の拡大	○「制度の谷間」を埋めるため、障害者の範囲に難病患者等を加えました。
障害支援区分の創設	○「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めました。
重度訪問介護の対象者の拡大	○重度訪問介護の対象として、重度の肢体不自由者だけでなく、重度の知的障害のある人および精神障害のある人を加えました。
共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化	○障害者の高齢化・重度化に対応して、介護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるよう、平成 26 年 4 月からケアホームとグループホームをグループホームに一元化しました。 ○一人で暮らしたいというニーズに応える観点から、グループホームと連携した「サテライト型住居」が創設されました。
地域移行支援の対象拡大	○地域移行支援は、生活保護法の救護施設・更生施設、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の刑事施設、少年院法の少年院、更生保護事業法の更生保護施設等に収容されている障害者も対象とされました。
地域生活支援事業への追加	○地域生活支援事業に、障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う人を養成する事業等を追加しました。

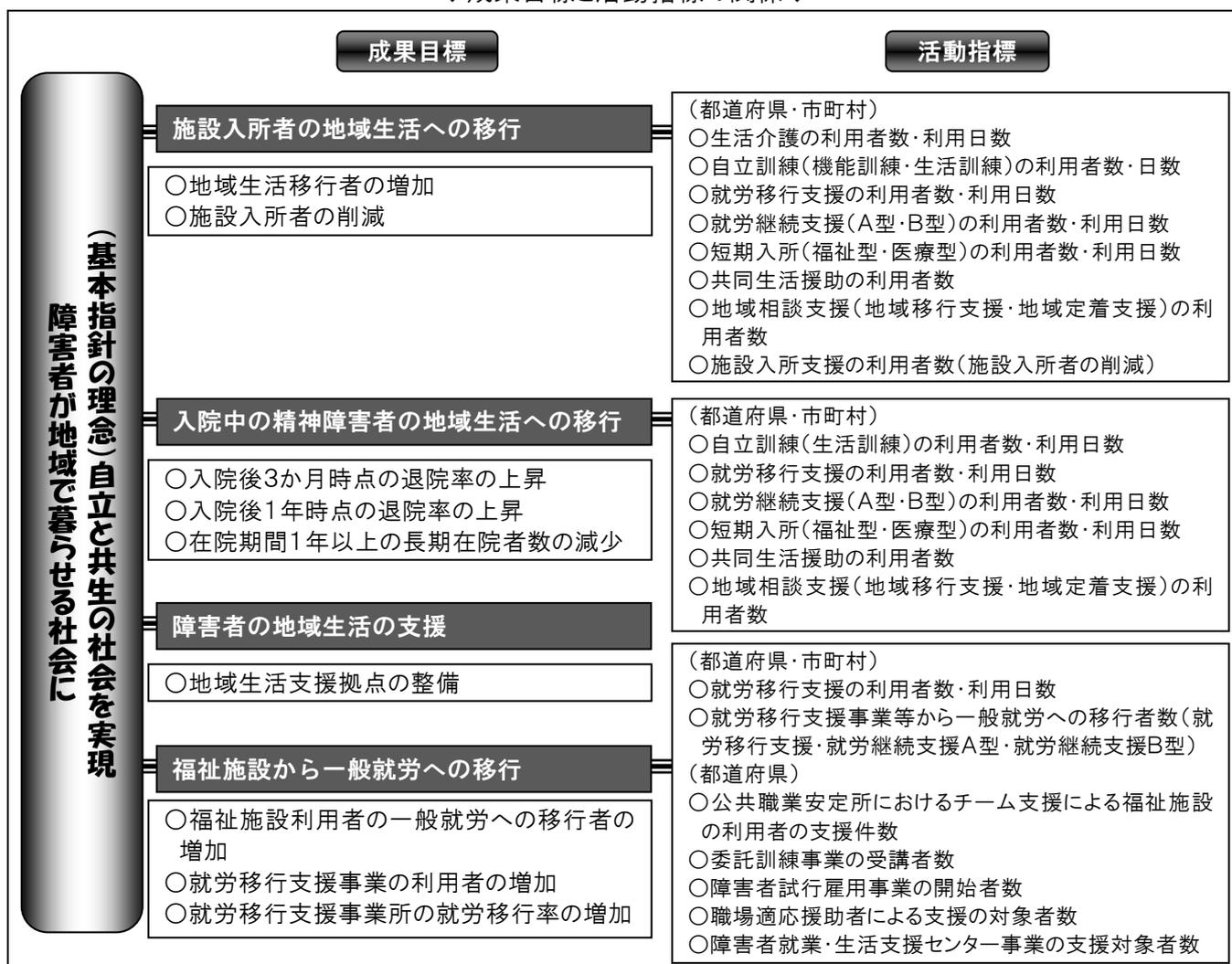


## 2. 基本指針の見直し

これらの制度改正等を踏まえ、第4期障害福祉計画の策定にかかる基本指針の見直しが行われています。見直しのポイントは次のとおりです。

見直しの主な内容	見直しのポイント
成果目標に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉施設から地域生活への移行促進（継続）</li> <li>○精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）</li> <li>○地域生活支援拠点等の整備（新規）</li> <li>○福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害児支援体制の整備（新規）</li> <li>○計画相談の連携強化、研修、虐待防止等</li> <li>○PDCAサイクルの導入</li> </ul>

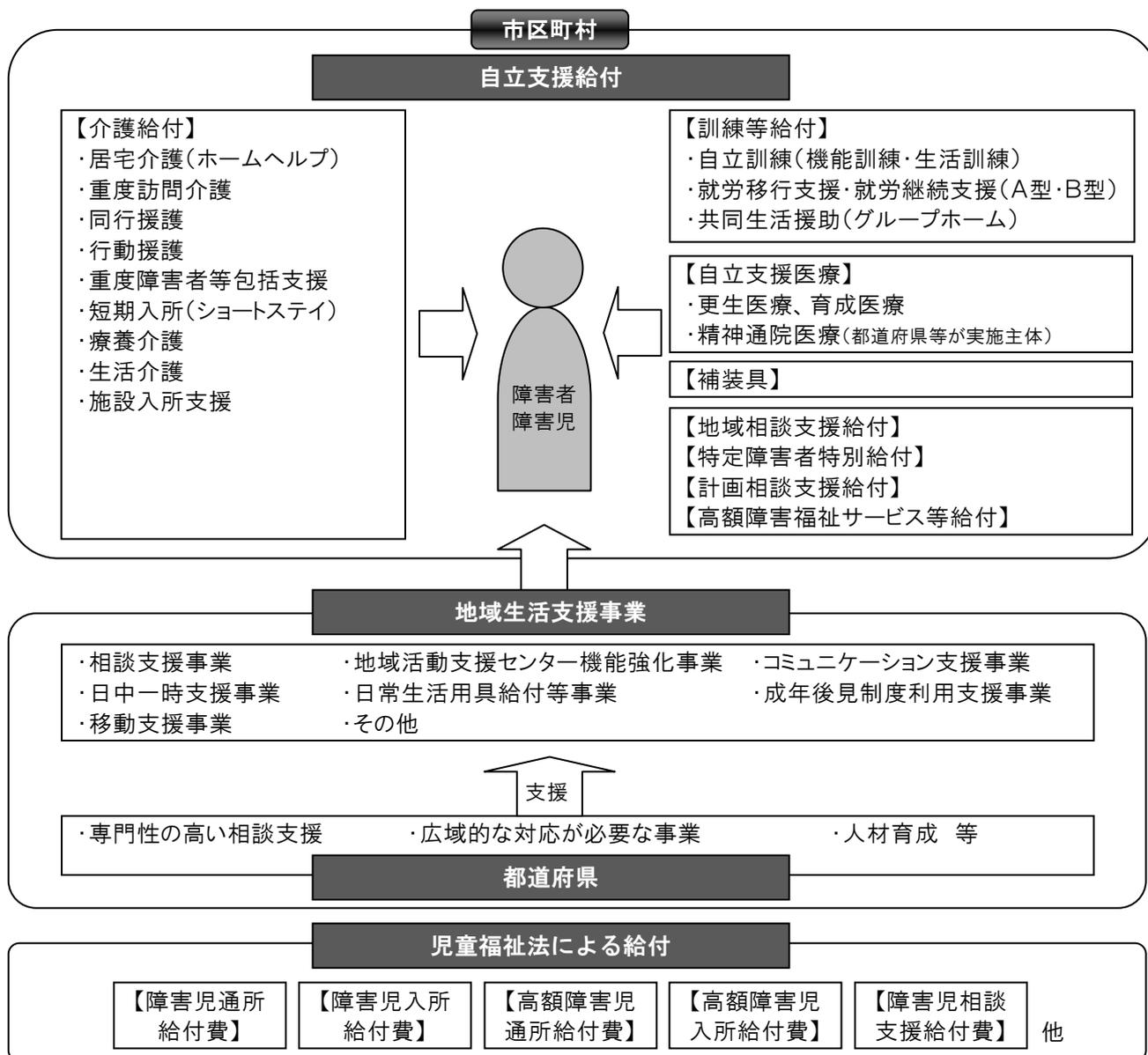
### ◆成果目標と活動指標の関係◆



### 3. 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付における「介護給付」とは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「短期入所」「療養介護」「生活介護」「施設入所支援」を指し、「訓練等給付」とは、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「グループホーム」を指します。「障害福祉サービス」とは、これら13のサービスの総称です。

◆障害者総合支援法のサービス体系◆



### 【3】本計画の性格

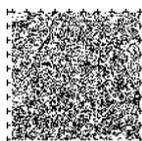
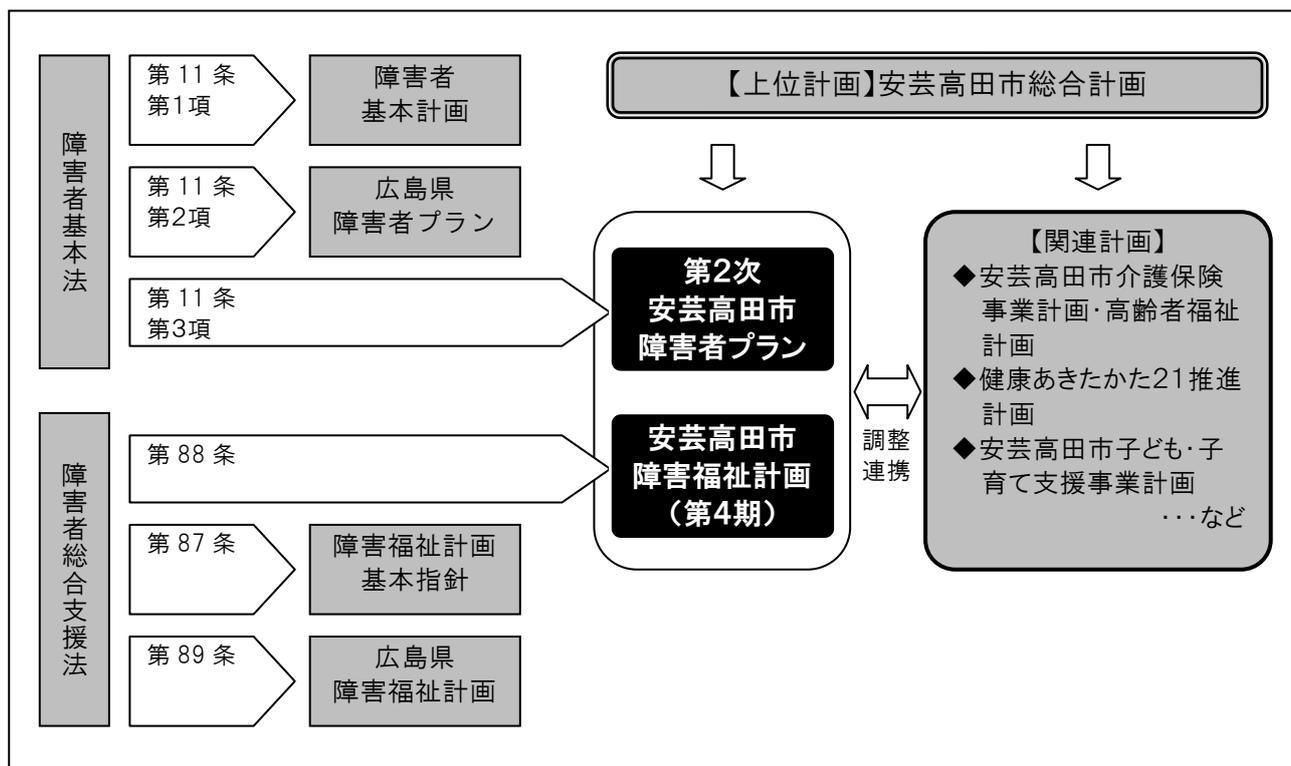
#### 1. 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」及び「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害者施策全般に関する基本的方向を定める基本計画であるとともに、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。障害者支援について、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるための計画として位置付けられます。

また、本計画は、国や県の計画を踏まえつつ、上位計画である「安芸高田市総合計画」をはじめ、「安芸高田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」「健康あきたかた21推進計画」など、関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮するとともに、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応できるように配慮します。

なお、本市の総合計画には、誰もが安心して暮らせる生活環境づくりとして、お互いが支え助け合う「共助」の考えによる「市民総ヘルパー構想」を掲げており、本計画もこの考えに基づいて、行政と地域住民、保健・医療・福祉の連携による、具体的な事業展開に重点を置いた施策を進めます。

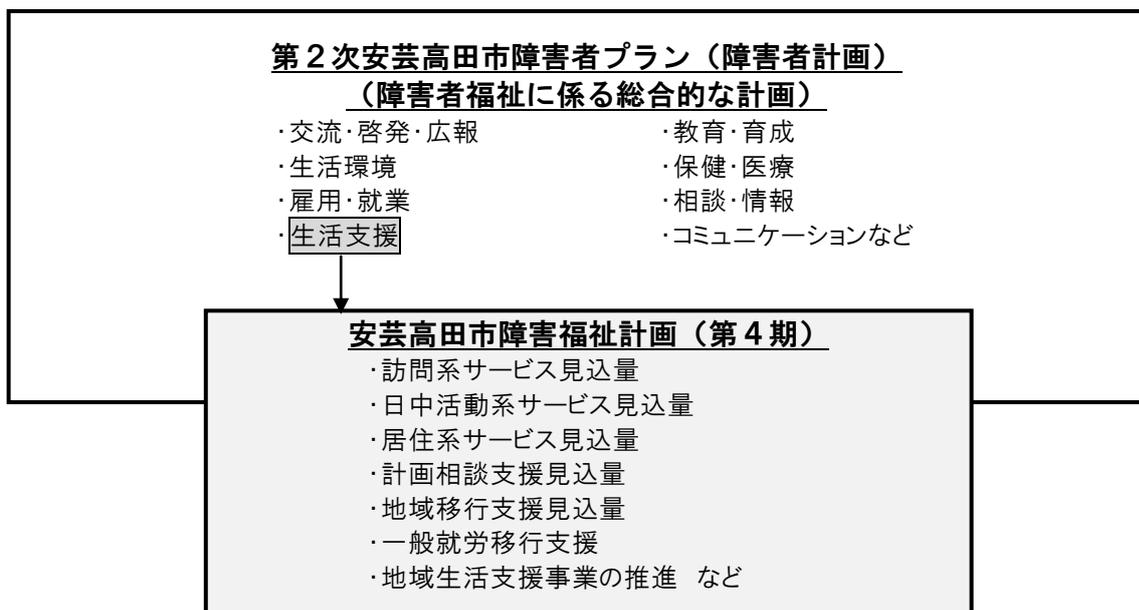


## 2. 障害者プランと障害福祉計画の関係について

「第2次安芸高田市障害者プラン」は、障害者基本法に基づき、長期的視点に立って障害者の生活全般にわたる支援を行うための施策を規定する総合的な計画です。一方、「安芸高田市障害福祉計画（第4期）」は、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の具体的なサービス見込み量などを設定するものです。

本計画は「(第1次)安芸高田市障がい者プラン」及び「安芸高田市障害福祉計画（第3期）」の計画期間満了に伴い、両計画を融合して改訂するものです。

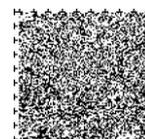
◆「第2次安芸高田市障害者プラン(障害者計画)」と「安芸高田市障害福祉計画(第4期)」の関連イメージ◆



## 3. 計画の期間

本計画の期間は、「第2次安芸高田市障害者プラン」が平成27年度から平成32年度までの6年間、「安芸高田市障害福祉計画（第4期）」は平成27年度から平成29年度までの3年間とします。「第2次安芸高田市障害者プラン」については平成32年度に、「安芸高田市障害福祉計画（第4期）」については平成29年度に、それぞれ計画期間における取り組みの評価・見直しを行い、次期計画につなげます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第2次安芸高田市障害者プラン	本計画					
安芸高田市障害福祉計画(第4期)	本計画			次期計画		



## 4. 計画の策定方法

### (1) アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、市内の障害者に対し、現在の生活の状況や健康の実態及び今後のニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、郵送での配布・回収によりアンケート調査を実施しました（調査結果の概要は後段に掲載）。

### (2) 安芸高田市障害者プラン推進協議会等による審議

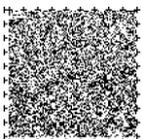
計画の策定にあたっては、アンケート調査等を通して実態や意見等を把握するとともに、安芸高田市障害者プラン推進協議会、安芸高田市障害者自立支援協議会及び安芸高田市障害者プラン庁内検討会議で本計画について内容の検討・審議を行いました。

#### ◆安芸高田市障害者プラン推進協議会の開催経緯◆

回数	開催期日	内容
第1回	平成26年 7月2日(水)	・委員委嘱状交付 ・年間スケジュールの確認 ・障害者計画(障害者プラン)と障害福祉計画の概要説明
第2回	平成26年 8月7日(木)	・障害者計画(障害者プラン)・障害福祉計画の内容の審議① ・アンケート内容の同意
第3回	平成26年 10月16日(木)	・アンケート結果の報告 ・障害者計画(障害者プラン)・障害福祉計画の内容の審議②
第4回	平成26年 11月27日(木)	・障害者計画(障害者プラン)・障害福祉計画の内容の審議③
第5回	平成27年 1月8日(木)	・障害者計画(障害者プラン)・障害福祉計画の素案の審議④
第6回	平成27年 1月22日(木)	・障害者計画(障害者プラン)・障害福祉計画(案)成果品の最終確認

#### ◆安芸高田市障害者自立支援協議会の開催経緯◆

回数	開催期日	内容
第1回	平成26年 8月29日(金)	・障害者計画(障害者プラン)と障害福祉計画の概要説明(全体会) ・アンケート実施報告(全体会)
第2回	平成26年 9月16日(火)	・障害者計画(障害者プラン)・障害福祉計画の内容の審議(定例会)
第3回	平成26年 10月21日(火)	・障害者計画(障害者プラン)・障害福祉計画の内容の審議(定例会)
第4回	平成26年 11月18日(火)	・障害者計画(障害者プラン)・障害福祉計画の内容の審議(定例会)
第5回	平成26年 12月16日(火)	・障害者計画(障害者プラン)・障害福祉計画の進捗報告(定例会)
第6回	平成27年 1月28日(水)	・障害者計画(障害者プラン)・障害福祉計画(案)成果品の最終確認(全体会)



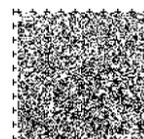
◆安芸高田市障害者プラン庁内検討会議の開催経緯◆

回数	開催期日	内容
第1回	平成 26 年 11 月 13 日(木)	・障害者プランの概要等説明 ・障害者プラン策定に伴う作業依頼
第2回	平成 26 年 12 月 4 日(木)	・計画の位置付けの報告 ・分野別施策の基本的方向(検討素案)の報告 ・検討中資料に対する協議会委員の意見報告

### (3) 市民意見募集（パブリックコメント）の実施

安芸高田市障害者プラン推進協議会等で審議した協議結果をまとめた計画案を、市民の皆さまから幅広い意見をいただき、計画に反映させるため、本市ホームページにおいて市民意見募集（パブリックコメント）を実施し、市民の意見を聴取しました。

<b>実施期間</b>	平成 27 年 2 月 16 日～平成 27 年 3 月 3 日
<b>公表場所</b>	安芸高田市ホームページ 安芸高田市福祉保健部社会福祉課、各支所窓口係
<b>受付方法</b>	郵便、ファックス、電子メール
<b>受付意見</b>	1 名、6 件。(市ホームページ閲覧数 203 アクセス。問い合わせ 3 件)



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 【1】計画策定の視点

国の制度改正や障害者の現状とアンケート調査結果などから、本計画の策定の視点について、次のとおり整理します。

#### 1. 障害者に対する理解の促進

障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる社会づくり、いわゆるノーマライゼーション、そして自立と社会参加を促進するリハビリテーションの理念を、市民の一人ひとりが十分に認識し、理解することが必要です。

そのための啓発活動を引き続き推進するとともに、障害者に対する差別や偏見を無くし、人権意識や福祉に対する意識の全市民的な高揚に努めることが重要です。このことは本計画の基本とも言えます。

#### 2. 相談支援体制の充実と高齢化に対応した施策の展開

障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスをはじめとする様々な福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支援し、利用者のニーズに対応した相談支援体制の構築が重要です。

サービスの提供体制の確保に努めるとともに、各相談機関における連携体制の強化を図ります。

また、障害者の高齢化が進む中、高齢化に伴う生活の不安、介護家族の不安などの解消に向けた施策を推進します。

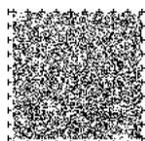
#### 3. 保健や医療支援体制の充実

障害者が生涯にわたって、より健康な生活を送ることができるよう、保健や医療サービスの充実を図り、障害の種類や年代などに応じた適切な保健指導などをはじめ、総合的な障害者の健康づくりのための支援が引き続き必要です。

保健・医療支援の充実は、早期発見、早期治療、障害予防などにも結びつくことから、障害者の健康づくりを重視した施策の推進を図ります。

#### 4. 保育や教育面での支援

近年、顕在化してきた発達障害も含め、障害のある子どもの教育面における支援や、その保護者などへの相談支援体制の充実など、保育・教育面で、関係機関と連携した施策の充実が引き続き重要です。



## 5. 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者総合支援法においては、障害者等が日常生活や社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保をはじめ、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、それらの障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念に掲げています。

障害者が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスや様々な支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、相談支援、地域支援事業の提供体制の整備を進めます。

## 6. 地域生活への移行とその基盤整備

障害者への自立支援の観点から、施設や病院等の入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援といった課題に対応した、グループホーム、地域移行支援等の充実など、提供体制の整備を推進します。

さらに、障害者の生活を地域全体で支える体制を整備するため、地域生活支援拠点の充実や、地域のボランティア活動等、地域の社会資源を最大限に活用していきます。

特に、親元からの自立を希望する人に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等、また、緊急時のショートステイの受け入れなど、障害者の高齢化や重度化といった現状も見据えて、これらの機能を強化していきます。

## 7. 関係機関との連携による福祉施設から一般就労への移行等の推進

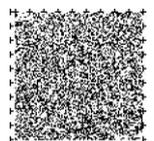
就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）の推進により、福祉施設から一般就労への移行を促進します。

さらに、福祉施設から一般就労への移行に加え、特別支援学校卒業者や離職者に対する就職の支援、障害者に対する一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図るなど、障害者雇用全般についての取り組みを、関係機関、サービス提供事業者等と協力して進めます。

## 8. 国の動向に対応した事業の推進と国の制度等の有効な活用

国においては、本格的な地方分権改革の時代を迎えた今、時代の動きに即応し、地域の元気創造プランの推進や定住自立圏構想の推進、過疎地域等の自立・活性化など様々な重要課題に対する、地方公共団体への積極的な支援を行っているところです。

制度改正や見直しなどの、国の動向に対応した障害者施策を推進するとともに、このような国の新たな施策や制度等を有効に活用しながら、障害者やその家族への支援環境づくりや、事業者等が事業参入しやすい体制づくりに努めます。



## 【2】基本理念と施策の方向

### 1. 基本理念

本市では、「(第1次)安芸高田市障がい者プラン」及び「安芸高田市障害福祉計画(第3期)」に基づき、障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる社会づくりを目指し、様々な障害者支援施策や、障害福祉サービスの基盤整備に努めてきました。

本計画においては、障害者支援施策及び障害福祉サービスのさらなる活動の充実と推進を目指して、前期計画において定めた基本理念を踏襲します。

### ● 本計画の基本理念 ●

— わがまちで・ともに・じぶんらしく —

「輝いて暮らす安芸高田」

### 2. 分野別施策の基本的方向

基本理念を具体化するための「分野別施策」については、先にみた国や県の動き、本市における障害者福祉を取り巻く現状と課題等を踏まえ、次の8つの分野を設定し、それぞれに「取り組み方針」を定めます。

取り組みにあたっては、相談や情報提供機能の充実をはじめ、障害福祉サービス等を適切に提供できる基盤整備の推進、より安心して生活することができるための総合的な障害者支援の環境づくりを推進します。

#### 【1】地域生活支援の充実

#### 【2】保健・医療提供体制の充実

#### 【3】障害への理解促進と権利擁護の推進

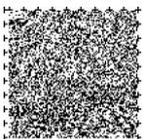
#### 【4】教育・文化芸術・スポーツ活動の促進

#### 【5】就労・経済的自立を支援する環境づくり

#### 【6】安心・安全な生活環境づくり

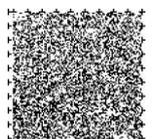
#### 【7】情報アクセシビリティ向上の推進

#### 【8】行政サービス等における配慮



### 3. 施策の体系

施策分野	取り組み方針
【1】地域生活支援の充実	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 相談支援体制の構築</li><li>2. 在宅サービス等の充実</li><li>3. 障害児支援の充実</li><li>4. サービスの質の向上と人材の育成・確保</li></ol>
【2】保健・医療提供体制の充実	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 保健・精神保健・医療の充実等</li><li>2. 人材の育成・確保・研究開発の推進</li><li>3. 難病対策の充実</li><li>4. 疾病予防・早期発見</li></ol>
【3】障害への理解促進と権利擁護の推進	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 障害を理由とする差別の解消の推進</li><li>2. 権利擁護の推進</li></ol>
【4】教育・文化芸術・スポーツ活動の促進	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 共に学ぶ教育環境づくり</li><li>2. 教育環境の整備</li><li>3. 文化芸術活動・スポーツ活動等の促進</li></ol>
【5】就労・経済的自立を支援する環境づくり	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 総合的な就労支援</li><li>2. ニーズに応じた多様な就業機会の確保</li><li>3. 福祉的就労の活性化支援</li><li>4. 経済的自立の支援</li></ol>
【6】安心・安全な生活環境づくり	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 住まいの確保</li><li>2. バリアフリーのまちづくり</li><li>3. 防災対策の推進</li><li>4. 防犯対策の推進</li><li>5. 消費者トラブルの防止</li></ol>
【7】情報アクセシビリティ向上の推進	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 情報アクセシビリティの向上</li><li>2. 意思疎通支援の充実</li></ol>
【8】行政サービス等における配慮	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 行政機関等における配慮の推進</li><li>2. 選挙等における配慮の推進</li><li>3. 行政情報のバリアフリー化</li></ol>



# 第3章 障害者を取り巻く現状

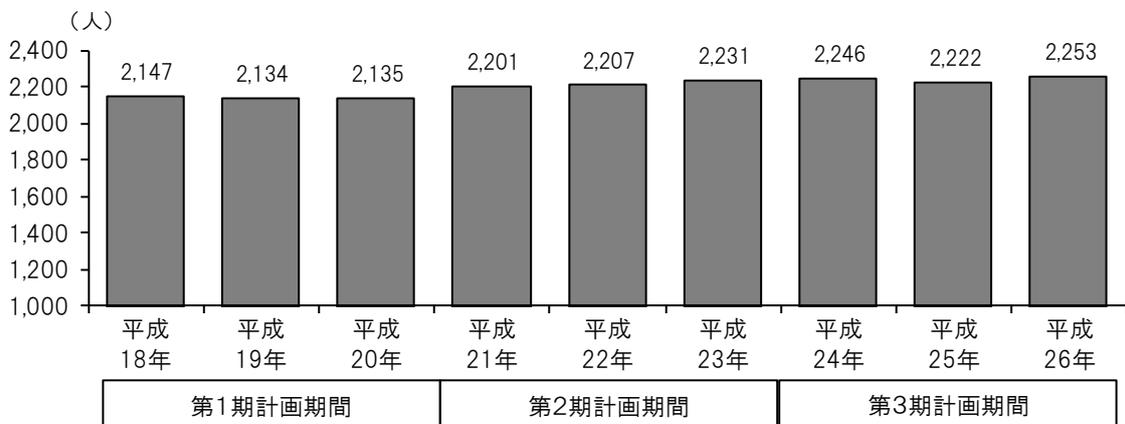
## 【1】障害者の動向

### 1. 身体障害者

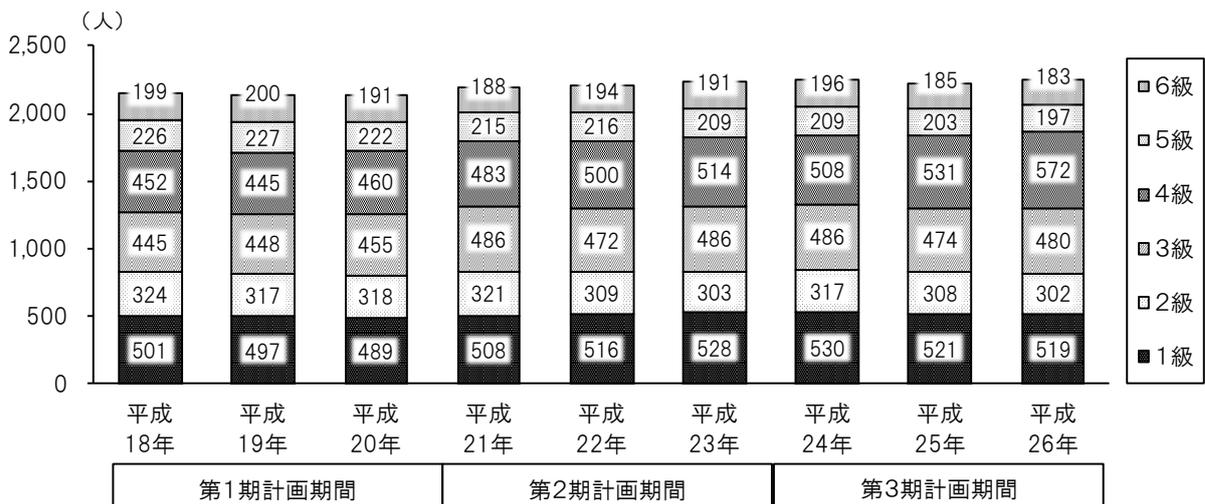
本市の身体障害者手帳所持者数は、平成26年<sup>注1</sup>において2,253人となっています。平成18年から20年の第1期計画期間<sup>注2</sup>にかけては2,100人台で推移していましたが、近年は2,200人台で、ほぼ横ばいで推移している状況です。

等級別にみると、平成26年では「4級」が572人と最も多く、全体の25.4%を占めています。次いで「1級」が519人、「3級」が480人などの順となっています。

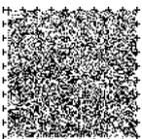
◆身体障害者手帳所持者数◆



◆等級別身体障害者手帳所持者数◆



注1:平成26年は見込み値(以下同様)  
 注2:期分けは障害福祉計画の計画期間(以下同様)  
 資料:安芸高田市社会福祉課(各年3月末)



平成 24 年から 26 年の伸び率をみると、等級別では「4 級」が最も増加しており、重度障害者は減少傾向にあります。

◆身体障害者手帳所持者数◆

(人・%)	第1期計画期間実績			第2期計画期間実績			第3期計画期間実績			伸び率 <sup>注1</sup> (%)	
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年		
合計	2,147	2,134	2,135	2,201	2,207	2,231	2,246	2,222	2,253	100.3	
等級別	1級	501	497	489	508	516	528	530	521	519	97.9
	2級	324	317	318	321	309	303	317	308	302	95.3
	3級	445	448	455	486	472	486	486	474	480	98.8
	4級	452	445	460	483	500	514	508	531	572	112.6
	5級	226	227	222	215	216	209	209	203	197	94.3
	6級	199	200	191	188	194	191	196	185	183	93.4
重度障害者 <sup>注2</sup>	825	814	807	829	825	831	847	829	821	96.9	
重度障害者比率(%)	38.4	38.1	37.8	37.7	37.4	37.2	37.7	37.3	36.4	—	

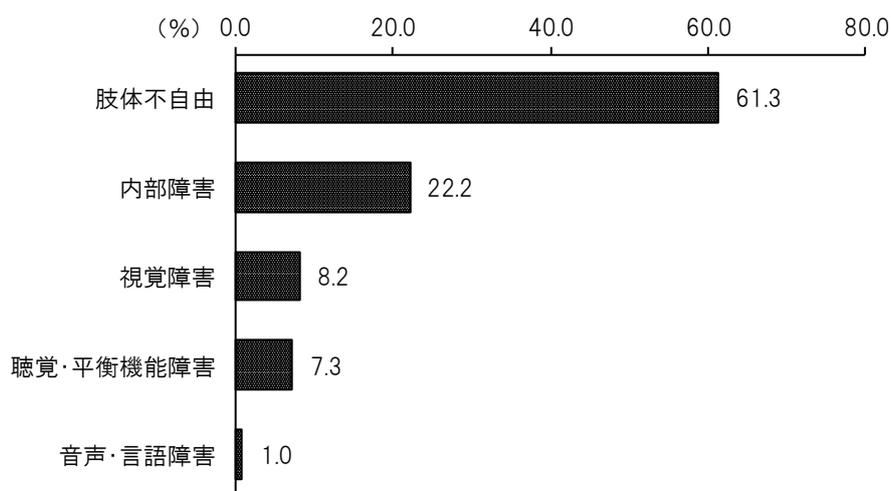
注1:平成 24 年を起点とした平成 26 年の増減割合

注2:1 級と2級の合計値

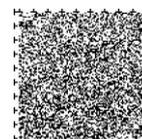
資料:安芸高田市社会福祉課(各年3月末)

障害の種類別割合をみると、平成 26 年では「肢体不自由」が6割以上(61.3%)を占めて最も多く、次いで「内部障害」が22.2%と続いています。

◆身体障害者手帳所持者の種類別割合(平成 26 年)◆



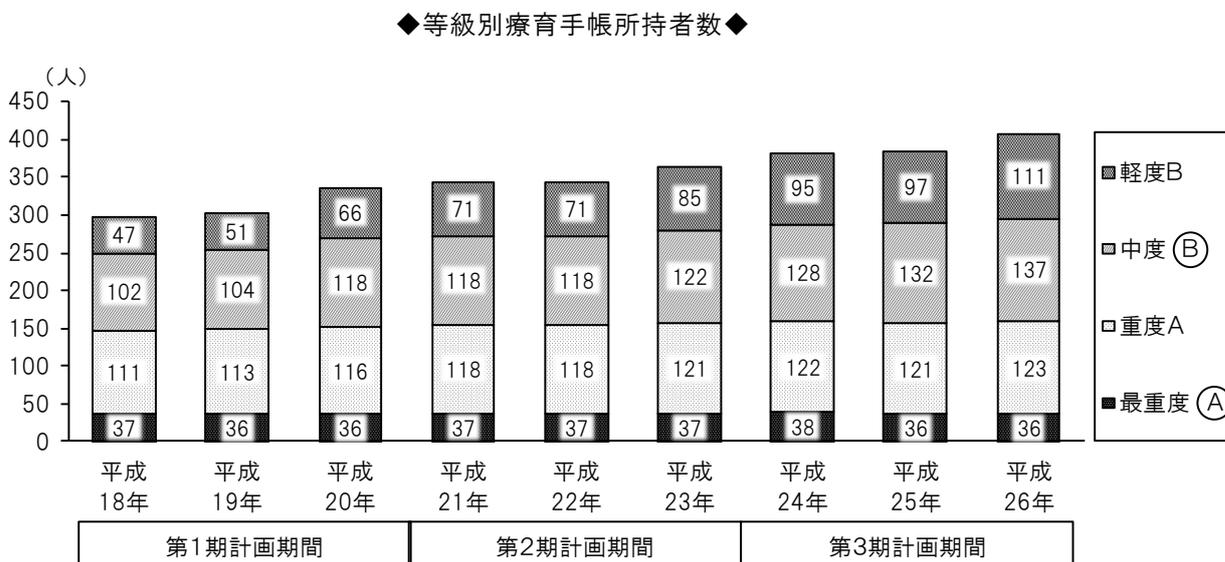
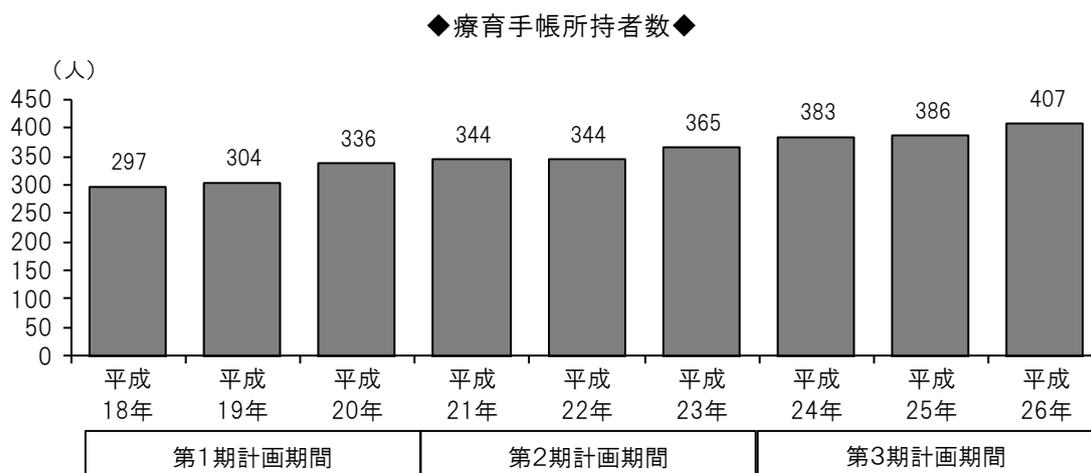
資料:安芸高田市社会福祉課(各年3月末)



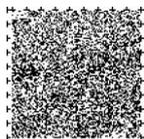
## 2. 知的障害者

療育手帳所持者数は、平成 26 年において 407 人となっており、近年は、年々増加傾向にあります。

等級別にみると、平成 26 年では「中度㊸」が 137 人と最も多く、全体のおよそ 3 人に 1 人の割合となっています。次いで「重度A」「軽度B」「最重度㊸」の順となっており、特に「軽度B」は平成 24 年から 26 年にかけて、他の等級に比べ増加が目立っています。



資料：広島県障害者支援課(各年3月末)



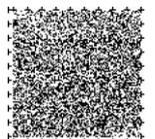
◆療育手帳所持者数◆

(人・%)		第1期計画期間実績			第2期計画期間実績			第3期計画期間実績			伸び率 <sup>注1</sup> (%)
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
合計		297	304	336	344	344	365	383	386	407	106.3
等級別	最重度(A)	37	36	36	37	37	37	38	36	36	94.7
	重度A	111	113	116	118	118	121	122	121	123	100.8
	中度(B)	102	104	118	118	118	122	128	132	137	107
	軽度B	47	51	66	71	71	85	95	97	111	116.8
重度障害者 <sup>注2</sup>		148	149	152	155	155	158	160	157	159	99.4
重度障害者比率(%)		49.8	49.0	45.2	45.1	45.1	43.3	41.8	40.7	39.1	-
年齢別	18歳未満	38	44	51	52	52	58	71	67	69	97.2
	18歳以上	259	260	285	292	292	307	312	319	338	108.3

注1:平成24年を起点とした平成26年の増減割合

注2:最重度と重度の合計値

資料:広島県障害者支援課(各年3月末)

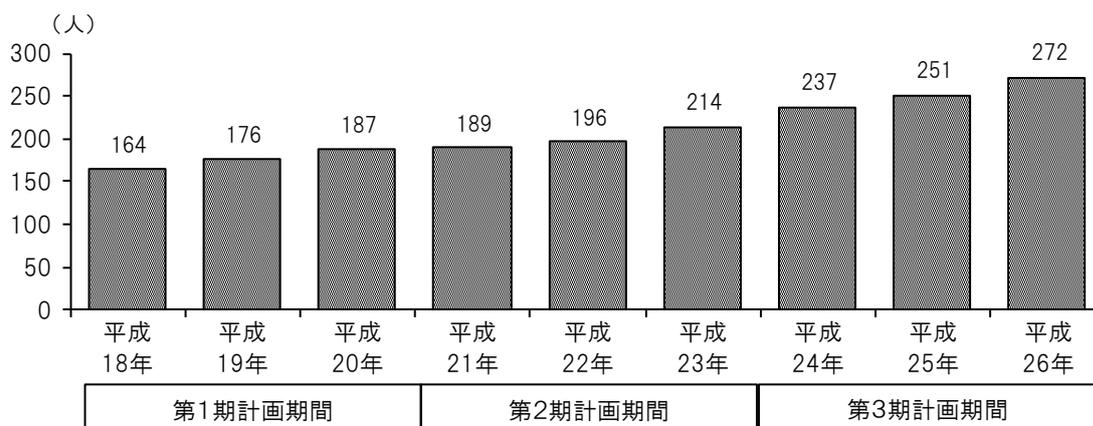


### 3. 精神障害者

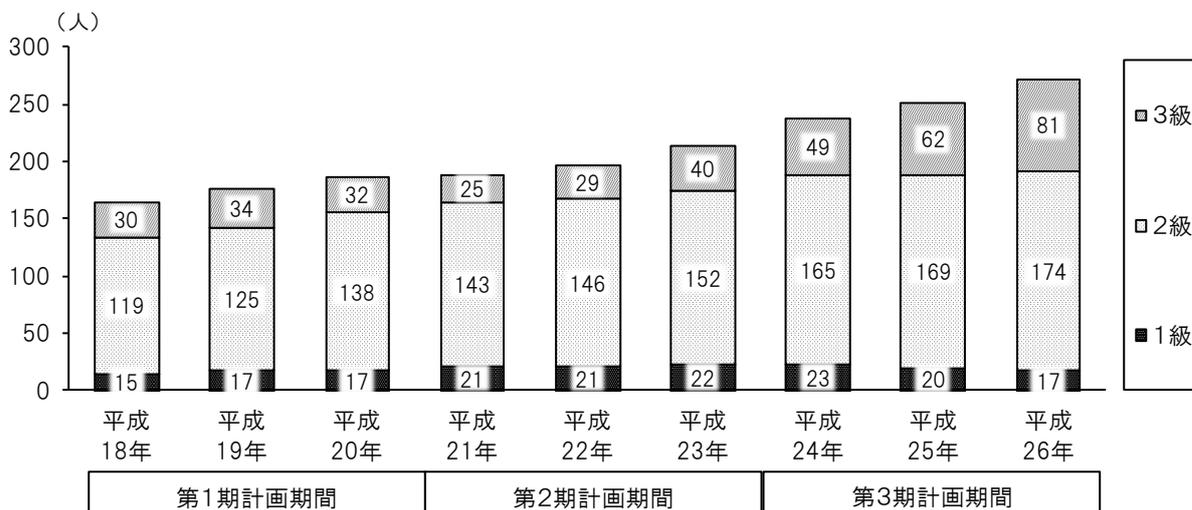
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 26 年において 272 人となっています。第 1 期計画期間から、所持者数は増加傾向で推移しており、特に、第 3 期計画期間において大きく増加しています。

等級別にみると、平成 26 年では「2 級」が 174 人と最も多く、全体の 6 割以上を占めています。

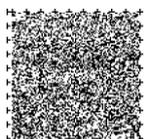
◆精神障害者保健福祉手帳所持者数◆



◆等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数◆



資料：広島県健康対策課(各年3月末)



精神障害者保健福祉手帳所持者数を、平成 24 年と比較すると、「3 級」が大幅に増加しています。また、自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、平成 25 年からやや減少しましたが、長期的には増加傾向にあります。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者数◆

(人・%)		第1期計画期間実績			第2期計画期間実績			第3期計画期間実績			伸び率 注1 (%)
		平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	
合計		164	176	187	189	196	214	237	251	272	114.8
等級別	1級	15	17	17	21	21	22	23	20	17	73.9
	2級	119	125	138	143	146	152	165	169	174	105.5
	3級	30	34	32	25	29	40	49	62	81	165.3
自立支援医療受給者数注2		256	273	269	280	309	340	389	405	393	101.0

注1:平成 24 年を起点とした平成 26 年の増減割合

注2:精神通院医療

資料:広島県健康対策課(各年3月末)

#### 4. 発達障害者

発達障害と診断された人の数は、本市の発達障害者数の統計が無いため把握できていません。「平成 23 年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果」（平成 25 年 6 月 28 日、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）により、発達障害と診断された人の数は、全国で 317,500 人（うち、男性 221,200 人、女性 95,800 人）と推計されています。この数値を本市の人口にあてはめると、発達障害と診断された人が 70~80 人程度（推計値）と推計されます。

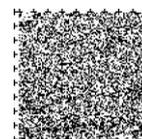
一方、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」（平成 24 年 12 月 5 日、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）によれば、「学習面又は行動面で著しい困難を示す（児童生徒の推計値は）6.5%」という結果が示されています。

#### 5. 高次脳機能障害者

高次脳機能障害と診断された人の数は、本市の高次脳機能障害者数の統計が無いため把握できていません。「平成 23 年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果」によれば、高次脳機能障害と診断された人の数は、全国で 422,200 人（うち、男性 221,600 人、女性 197,100 人）と推計されています。この推計値を本市の人口にあてはめると、高次脳機能障害と診断された人が、100 人程度（推計値）と推計されます。

#### 6. 難病患者等

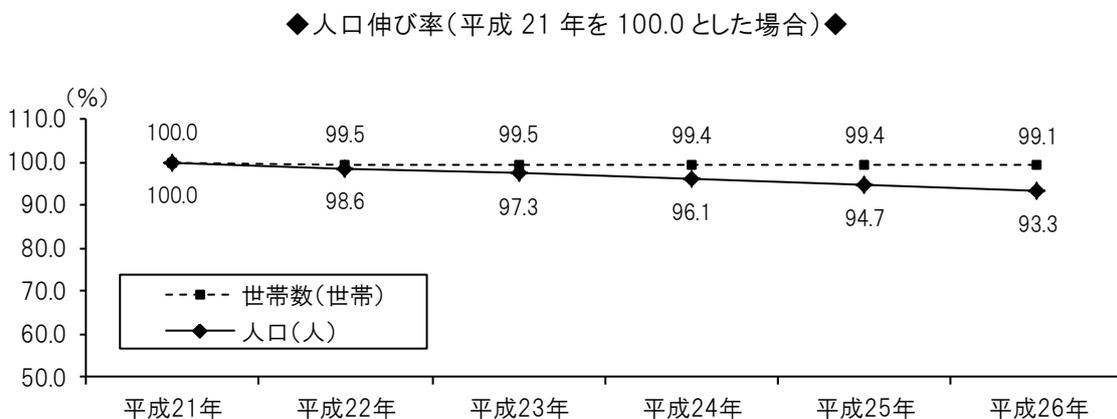
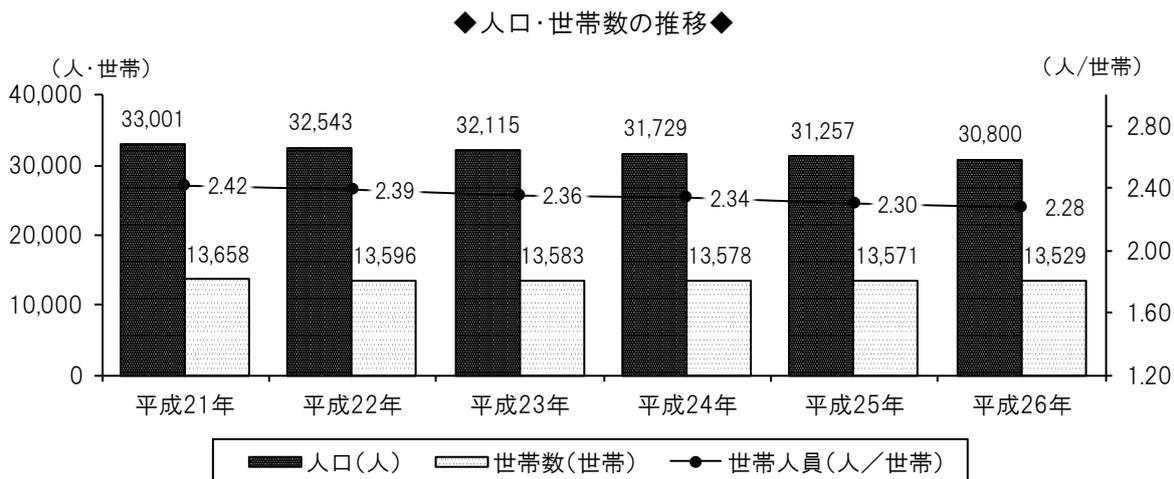
「平成 26 年事業概要」（広島県西部厚生環境事務所広島支所・広島県西部保健所広島支所）によれば、本市における特定疾患治療研究事業の承認件数は 222 件（平成 26 年 3 月 31 日現在）、本市における小児慢性特定疾患治療研究事業の承認件数は 25 件（平成 26 年 3 月 31 日現在）となっています。



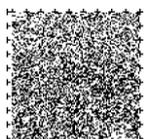
## 【2】人口等の動向

### 1. 人口・世帯数の動き

本市の総人口は、平成26年3月現在で30,800人となっており、この5年間で約2,200人の減少（平成21年を100.0とした場合93.3）となっており、近年、人口減少が顕著に進行しています。また、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成21年の2.42人から平成26年で2.28人となっており、緩やかに小家族化傾向が進んでいます。

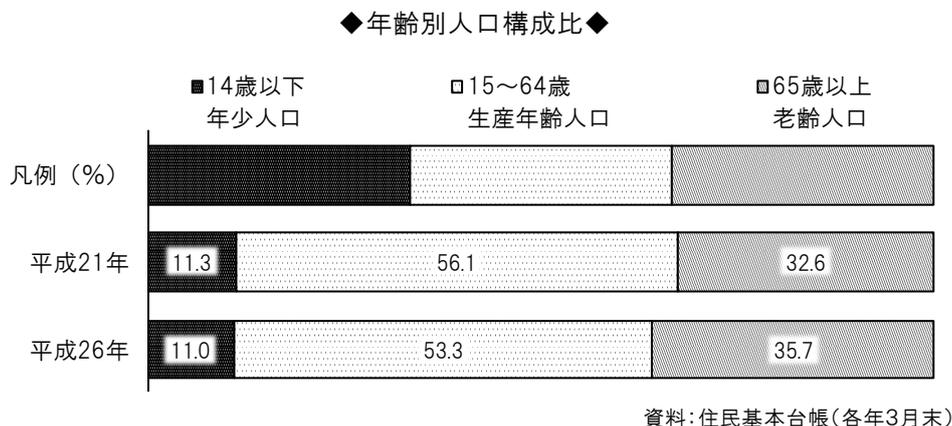


注：伸び率は、平成21年を100.0とした場合の各年の割合  
資料：住民基本台帳(各年3月末)



## 2. 年齢別人口構成

年齢別人口構成をみると、平成 26 年において 14 歳以下の年少人口比が 11.0%、15～64 歳の生産年齢人口比が 53.3%、65 歳以上の高齢人口（高齢化率）が 35.7%となっており、3 人に 1 人以上が高齢者となっています。本市においても少子高齢化が着実に進行している状況です。



## 3. 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年マイナスで推移しています。つまり、死亡者数が出生者数を上回っている状態にあります。

転入と転出からみる「社会動態」についても、市外への転出者数が市内への転入者数を上回るマイナスを示し、今後も転出超過傾向は継続することが予想されます。

平成 25 年度では、自然動態が▲318 人、社会動態が▲123 人であり、合計 441 人の人口減少となっています。

### ◆人口動態◆

	自然動態(c)			社会動態(f)		人口動態(g)	
	出生者数(a)	死亡者数(b)		転入者数(d)	転出者数(e)		
平成 22 年度	193	472	-279	711	889	-178	-457
平成 23 年度	212	516	-304	755	828	-73	-377
平成 24 年度	180	495	-315	742	919	-177	-492
平成 25 年度	168	486	-318	751	874	-123	-441

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

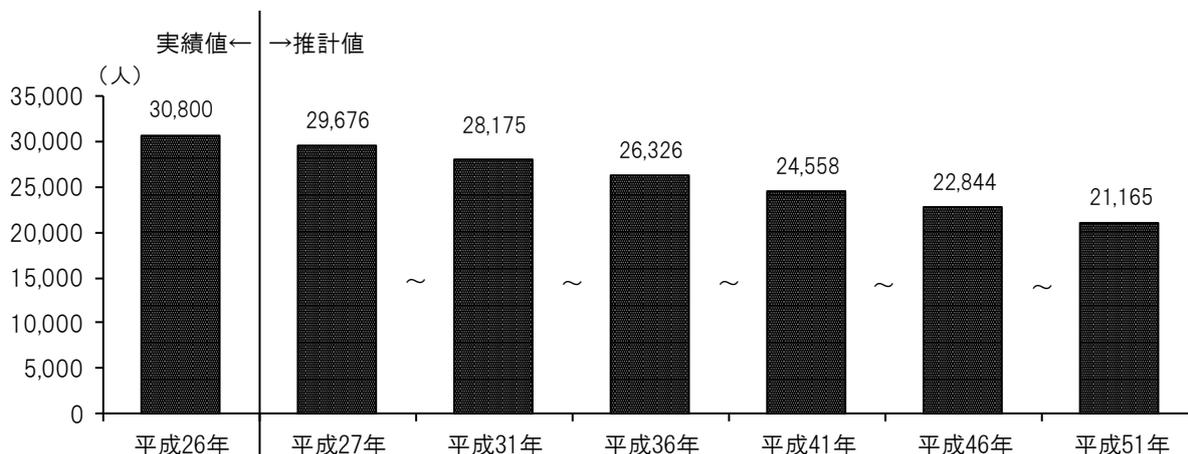
資料：出生・死亡は「人口動態統計」、転入・転出は総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告(各年 10 月 1 日現在)」



#### 4. 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果によると、本市の総人口は、およそ10年後の平成36年には約26,000人に減少すると予測され、さらに、25年後の平成51年には約21,000人と、現在の人口の70%の規模まで減少すると予測されます。

◆将来推計人口(総人口:5年間隔)◆

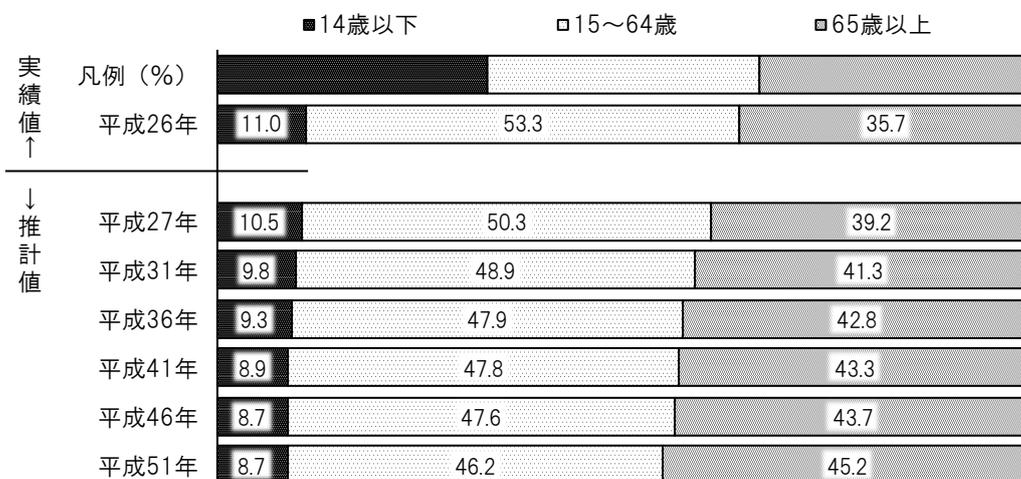


資料:国立社会保障・人口問題研究所

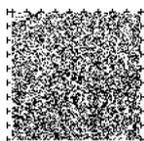
年齢別人口構成比の将来推計をみると、65歳以上の高齢化率は、高齢者人口の増加と総人口の減少に伴い上昇傾向で推移すると予測されます。平成31年以降では4割以上で推移し、その後も上昇を続けます。

このように本市においては、総人口は減少していくものの、高齢者人口は増加していくという推計結果となり、今後、障害者の高齢化も踏まえた福祉施策がますます重要になってきます。

◆年齢別人口構成比の将来推計(5年間隔)◆



資料:国立社会保障・人口問題研究所



## 第4章 アンケート調査結果の概要

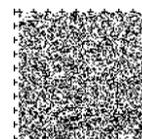
計画の策定にあたり、市内の障害者（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者等）に対し、現在の生活状況や障害福祉サービスの利用状況及び今後の利用希望などのニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

以下に、アンケート調査の主な結果を抜粋しています。

調査名称	福祉に関するアンケート調査	
調査対象	障害者手帳所持者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者）及び障害福祉サービス利用者	
調査方法	郵送配付・回収	
調査期間	平成 26 年8月	
配付数	身体障害者手帳所持者	1,960 人
	療育手帳所持者	384 人
	精神障害者保健福祉手帳所持者	317 人
	手帳所持無し	24 人
	合計	2,685 人(手帳重複除外 2,547 人)
回収状況	1,228 人(48.2%)重複除外ベース	

### ◆図表等の見方について◆

- (1)集計は小数点以下第2位を四捨五入しています。従って回答比率の合計は必ずしも 100%にならない場合があります。
- (2)2つ以上の回答を要する(複数回答)質問の場合、その回答比率の合計は 100%を超える場合があります。
- (3)図表や文中に示すNは、比率算出上の基数(標本数)です。全標本数ベースを示す「全体」を「N」、限定された回答者数を「n」で表記しています。
- (4)図表中においては見やすさを考慮し、回答割合が極端に少ない数値(例:0.0%、0.1%など)は、図と干渉して見えにくい場合などに省略している場合があります。
- (5)図表によっては「その他」や「無回答」の項目を省略している場合があります。
- (6)文章が長い選択肢については、適宜、要約している場合があります。
- (7)アンケート調査の詳細な分析結果は、別冊に取りまとめており、ここでは主な結果を抜粋しています。



## 【1】回答者属性

### 1. 障害区分別回答者

回答者は、身体障害者が 995 人（有効回収数に占める構成比 81.0%）と最も多く、次いで知的障害者が 147 人（同 12.0%）、精神障害者が 127 人（同 10.3%）の内訳となっています。

（上段：回答件数、下段：構成比）

	全体	1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障害者	995	239	152	237	241	69	57
	100.0%	24.0%	15.3%	23.8%	24.2%	6.9%	5.7%

	全体	㊤	A	㊦	B
知的障害者	147	17	42	50	38
	100.0%	11.6%	28.6%	34.0%	25.9%

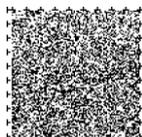
	全体	1級	2級	3級
精神障害者	127	18	66	43
	100.0%	14.2%	52.0%	33.9%

### 2. 回答者の年齢

回答者の年齢は、身体障害者の場合、65 歳以上の高齢者で全体の 8 割を占めています。知的障害者は、比較的若い年齢層が多く、39 歳以下（合計）で全体の 4 割を占めています。精神障害者は、40～64 歳（合計）の年齢層で全体の 4 割以上、65 歳以上は 4 割近くを占めています。

		18 歳未満	18～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～64 歳	65 歳以上
全体(N=1228)		2.9%	2.9%	3.4%	5.0%	14.3%	70.0%
障害 種類別	身体障害者 (n=995)	0.7%	1.0%	1.4%	2.7%	13.9%	79.1%
	知的障害者 (n=147)	10.9%	16.3%	15.0%	19.0%	21.1%	17.0%
	精神障害者 (n=127)	5.5%	6.3%	8.7%	12.6%	29.9%	36.2%

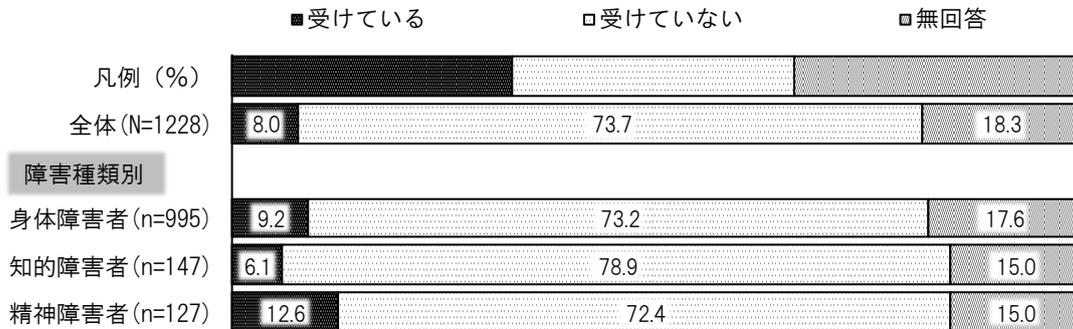
注：表中の「網掛け」は、各クロス集計（障害種類別や性別、年齢別など）において最も高い割合を示しています。但し、回答割合が 10.0% 未満の項目、n 数が 10 未満の項目及び「その他」については網掛けしていません。また「無回答」は表記から除外しています。



### 3. 難病（特定疾患）認定の有無

難病（特定疾患）認定については、全体の 8.0%が受けており、障害の種類による大きな差は目立ちませんが、精神障害者でやや多くなっています。

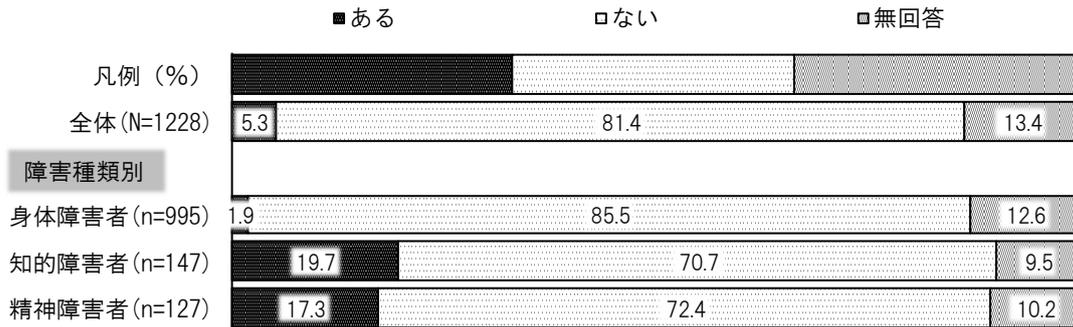
◆難病(特定疾患)認定の有無(問 13)◆



### 4. 発達障害診断の有無

発達障害診断については、全体の 5.3%が受けており、特に、知的障害者と精神障害者でそれぞれ 2 割近くを占めています。

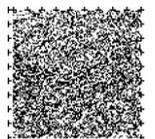
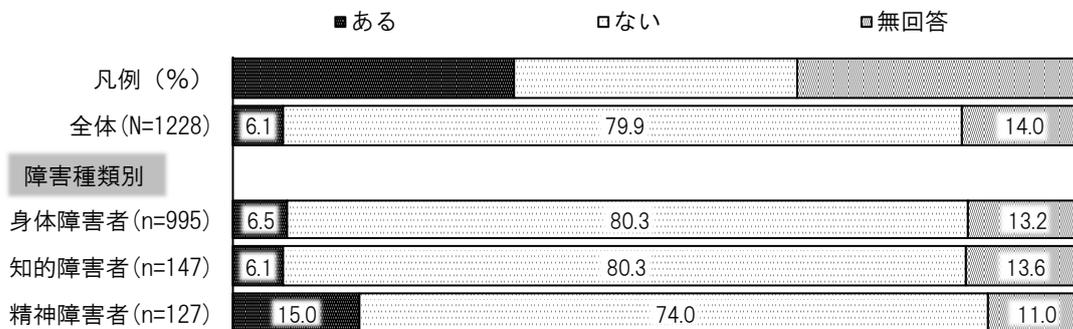
◆発達障害診断の有無(問 14)◆



### 5. 高次脳機能障害診断の有無

高次脳機能障害診断については、全体の 6.1%が受けており、精神障害者で多くみられます。

◆高次脳機能障害診断の有無(問 15)◆



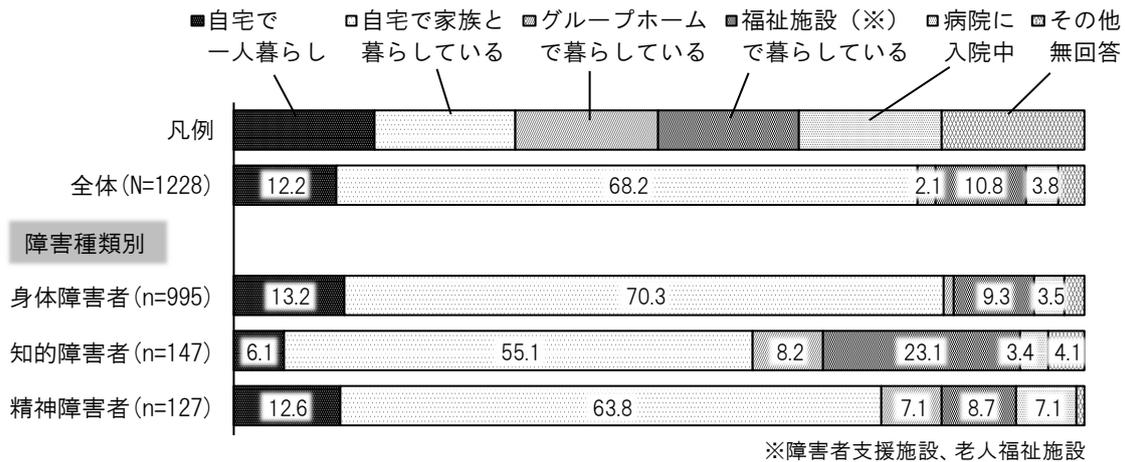
## 【2】住まいや暮らしについて

### 1. 現在の暮らしと今後の意向

#### (1) 現在の暮らし

現在の暮らしについては、「自宅で家族と暮らしている」が7割近くを占め主流となっており、「自宅で一人暮らし」が1割程度（12.2%）となっていますが、知的障害者では、およそ4人に1人が福祉施設に入所しており、他の障害に比べ高い割合となっています。

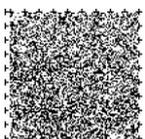
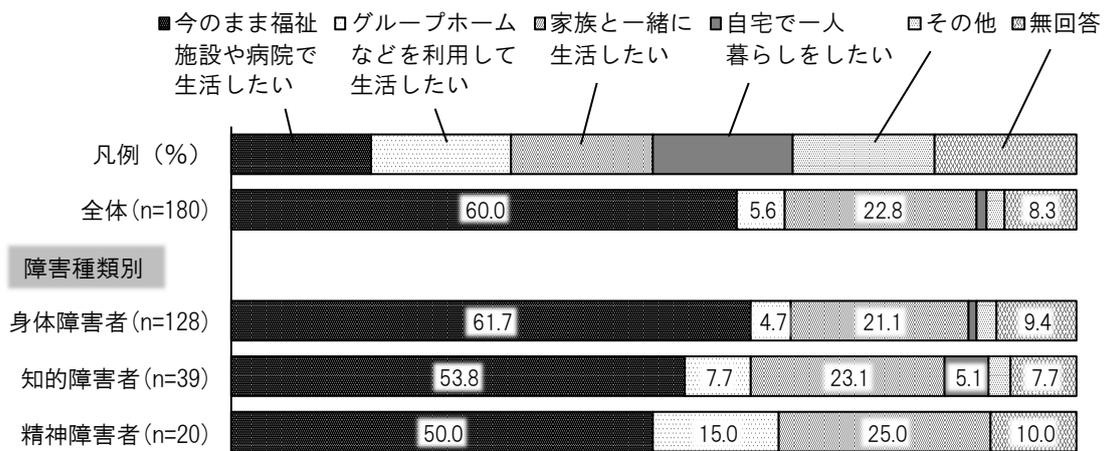
◆現在の暮らしについて(問 17)◆



#### (2) 今後の生活希望場所

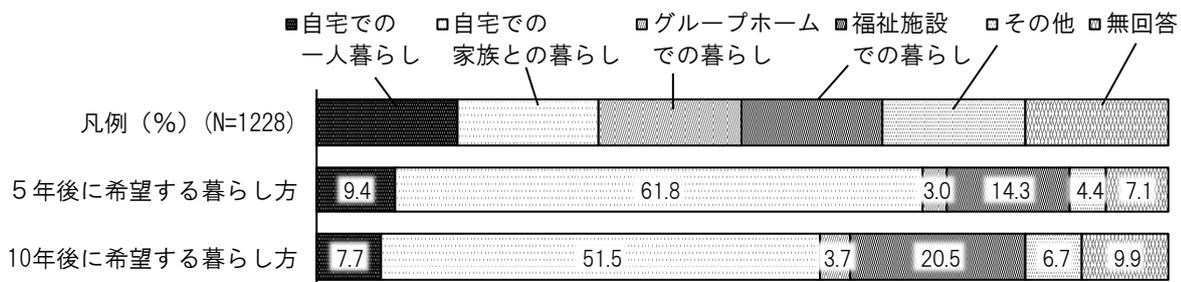
現在、福祉施設や病院に入所・入院中の障害者について、今後の生活希望場所を尋ねたところ、「今のまま福祉施設や病院で生活したい」という希望が最も多くなっていますが、精神障害者ではグループホームでの生活希望者が比較的多くみられます。知的障害者では他の障害者に比べ「自宅で一人暮らしをしたい」希望もやや多くなっています。

◆今後の生活希望場所(問 18)◆



全員の方に、5年後の希望の住まいを尋ねると、6割以上が「自宅での家族との暮らし」を希望していますが、10年後になると「福祉施設での暮らし」を希望する割合も増加します。

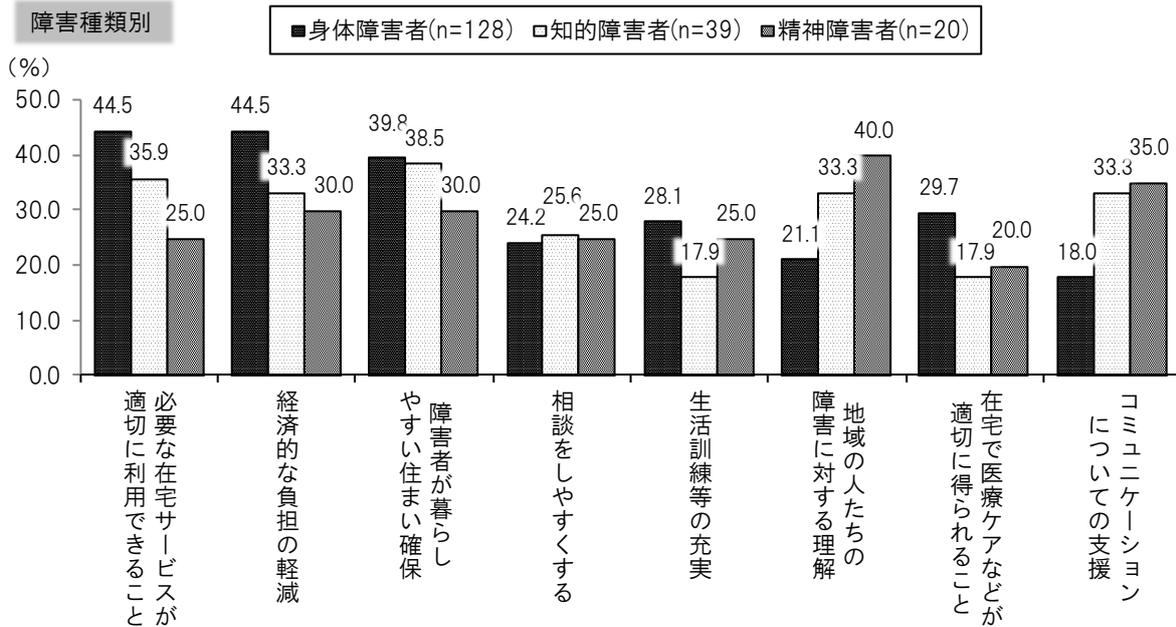
◆将来の生活希望場所(問 20～問 21)◆



## 2. 地域で生活するために必要な支援について

地域で生活するために必要な支援をみると、在宅サービスの適切な利用や経済的な負担の軽減、住まいの確保などが主なニーズとなっていますが、特に、身体障害者では他の障害者に比べ、在宅サービスの適切な利用や在宅医療ケア、経済的負担の軽減などの希望が多くみられます。また、知的障害者や精神障害者では地域住民の障害に対する理解や、コミュニケーション支援などが希望されています。

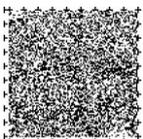
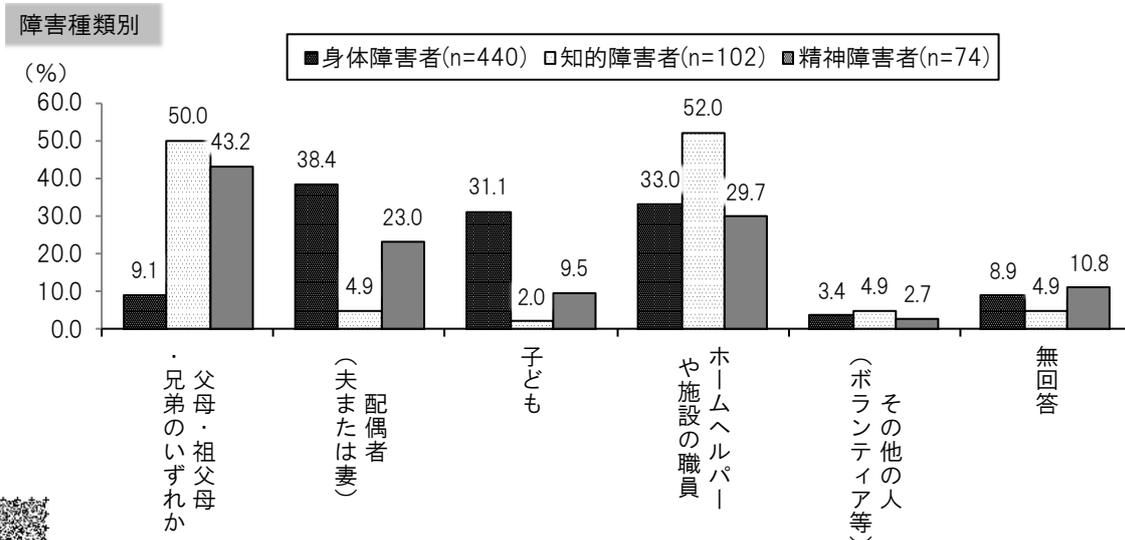
◆地域で生活するために必要な支援(問19)◆



## 3. 主な介助者

主な介助については、身体障害者の場合、配偶者や子ども、知的障害者では親や兄弟、ホームヘルパーや施設の職員などが多く、障害の種別により差がみられます。

◆主な介助者(問7)◆

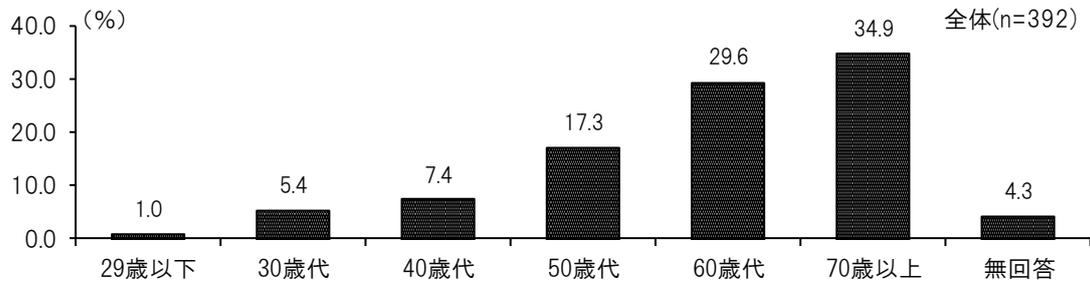


主な介助者の年齢構成をみると、全体の3割以上が70歳以上で、60歳以上を合計すると6割以上を占めており、介助者の高齢化、いわゆる「老老介護」<sup>注1</sup>や「老障介護」<sup>注2</sup>の状況がうかがえます。

注1【老老介護】高齢者が高齢者の介護を続ける状態。

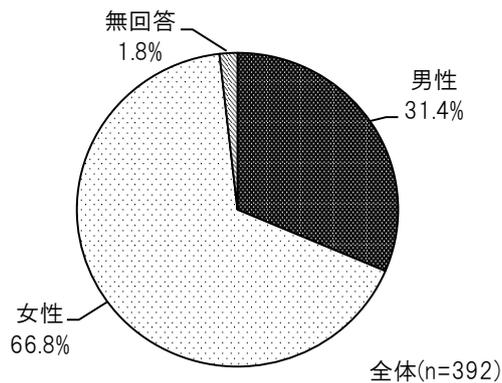
注2【老障介護】高齢の親が障害のある子どもの介護を続ける状態。

◆主な介助者の年齢構成(問8①)◆

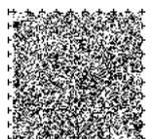
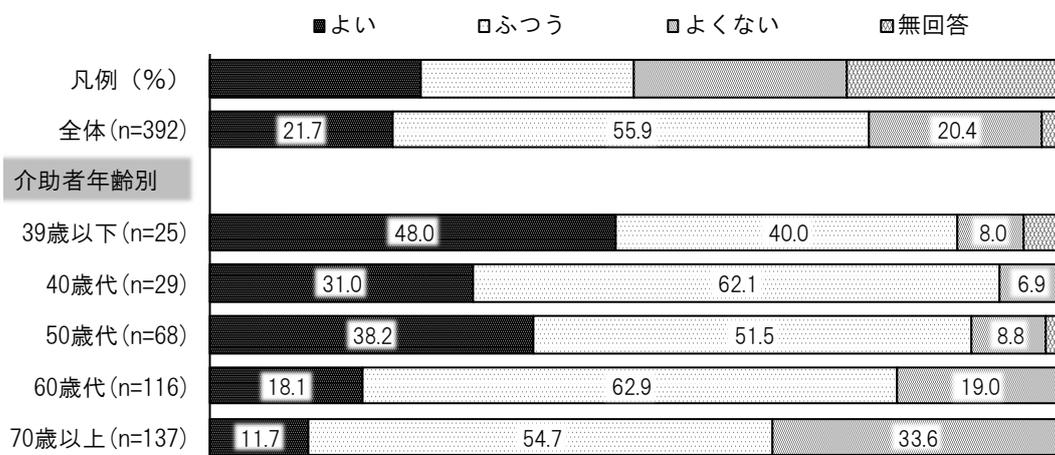


主な介助者の性別は、その多くが女性であり、介助者の年齢が上がるほど健康状態が悪化する傾向にあります。

◆主な介助者の性別(問8②)◆



◆主な介助者の健康状態(問8③)◆

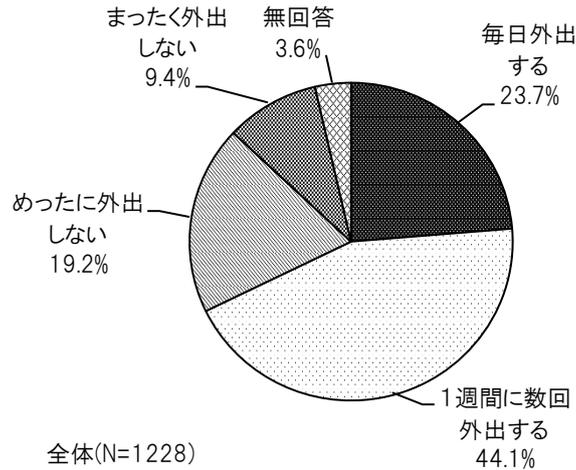


### 【3】外出について

#### 1. 外出頻度

1週間の外出頻度については、「1週間に数回外出する」が44.1%と最も多く、次いで「毎日外出する」(23.7%)が続き、これらを合計して7割近くが頻繁に外出しています。

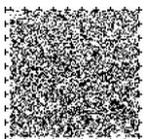
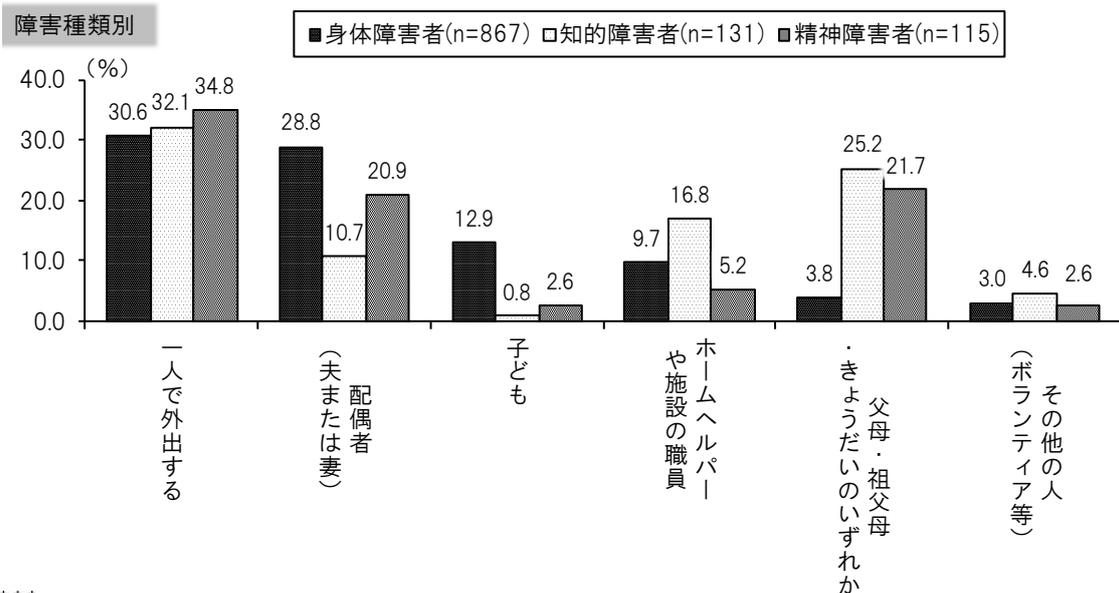
◆外出頻度(問 22)◆



#### 2. 外出時の同伴者

外出時の同伴者については、いずれの障害においても、ひとりで外出する人が最も多くなっていますが、身体障害者や精神障害者の場合「配偶者(夫または妻)」が多く、知的障害者や精神障害者では「父母・祖父母・きょうだい」が多くなっています。

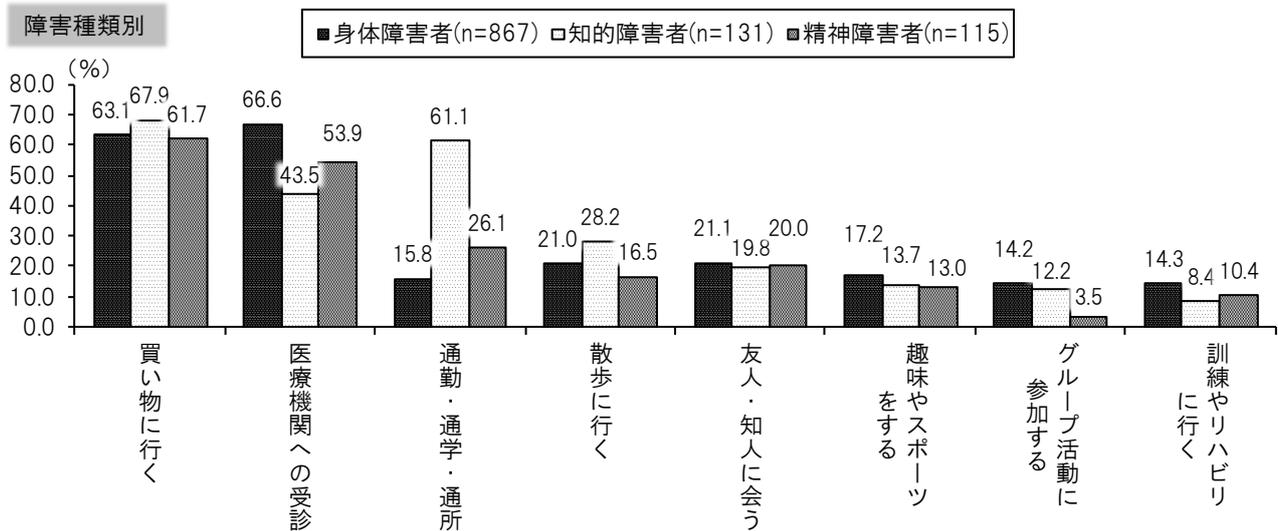
◆外出時の同伴者(問 23)◆



### 3. 外出の主な目的

外出目的は、買い物や医療機関への受診が多くなっていますが、知的障害者の場合、他の障害者に比べ、通勤・通学・通所が多くみられます。

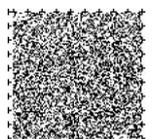
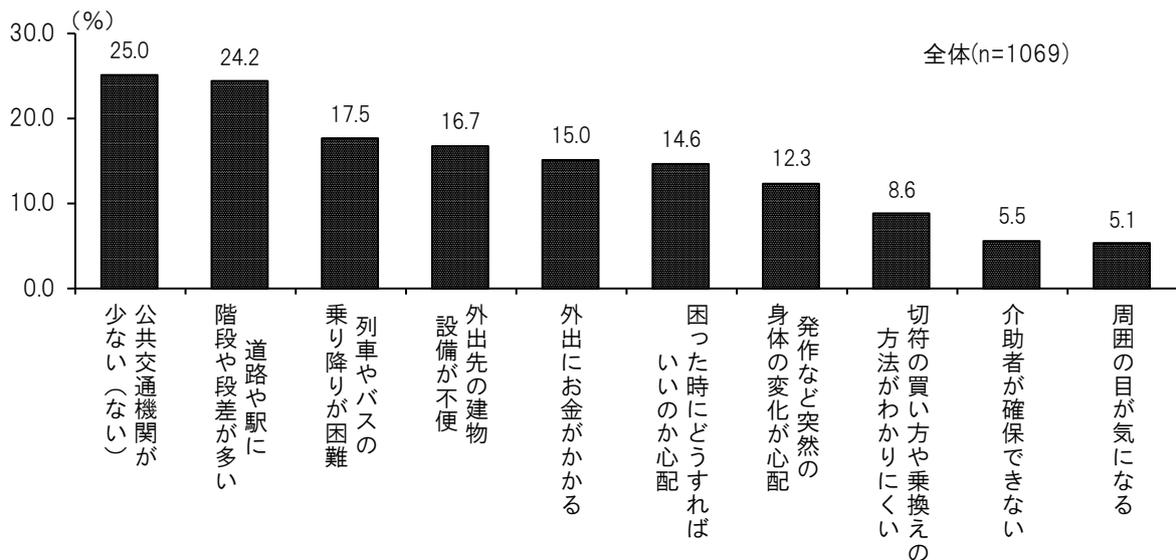
◆外出の目的(問 24)◆



### 4. 外出時に困ること

外出時に困ることとしては、公共交通機関が少ないことや、階段や段差などのバリアフリーに関することが上位にあがっています。

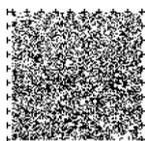
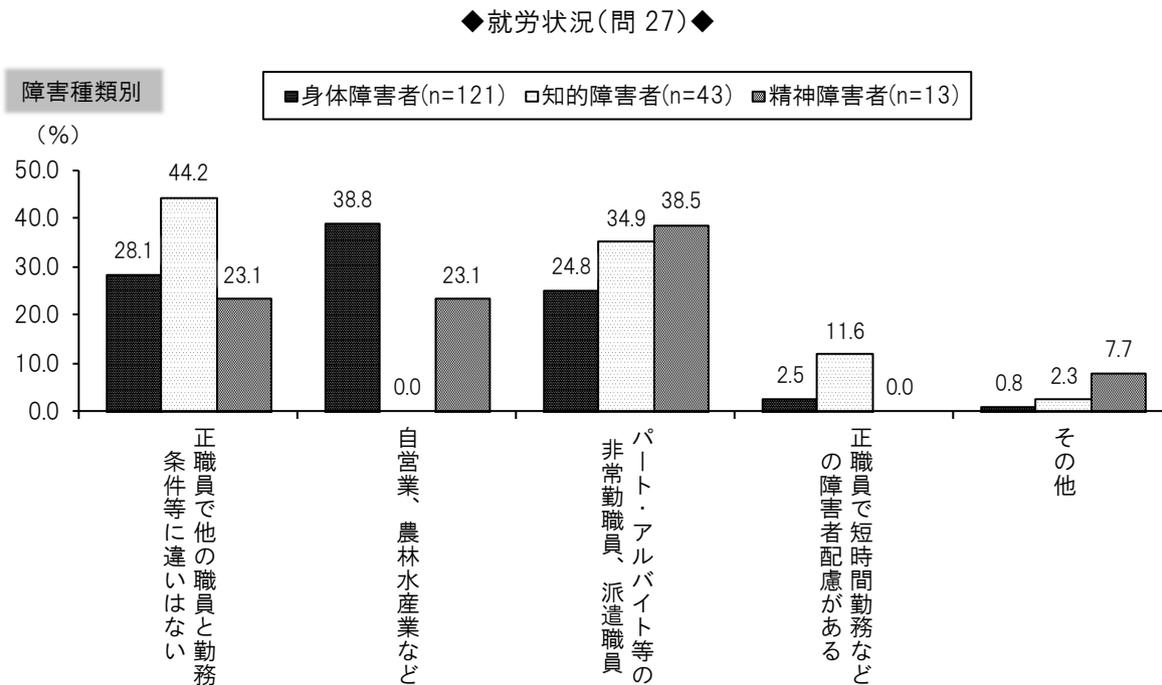
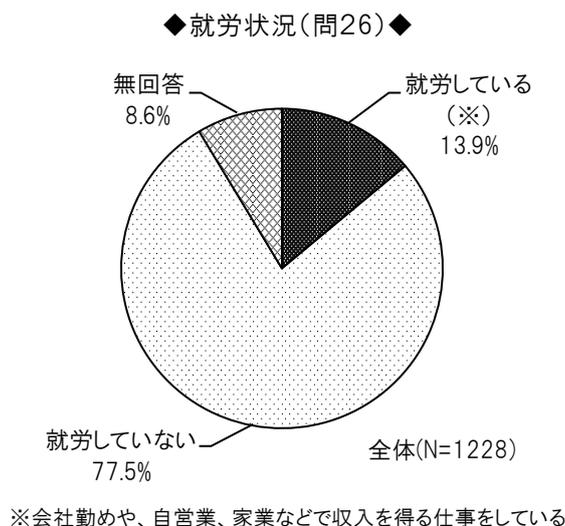
◆外出時に困ること(問 25)◆



## 【4】就労状況について

### 1. 就労状況

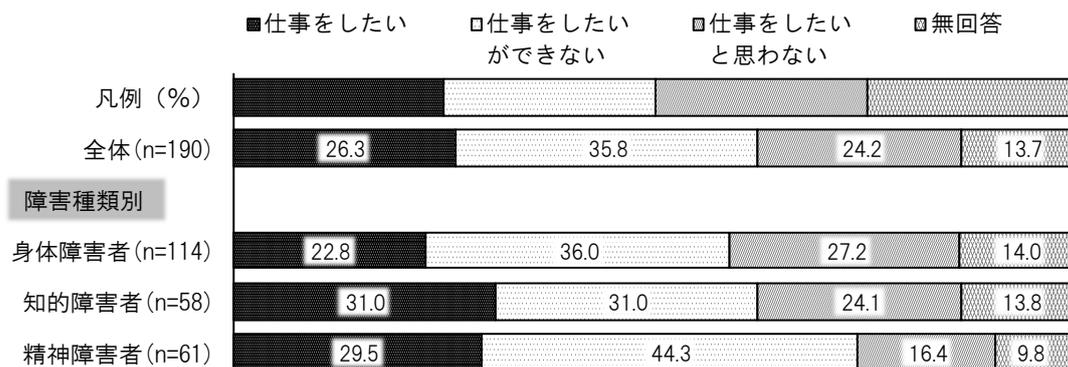
会社等に勤務または自営等で就労している障害者は、全体で13.9%の割合となっており、就労状況をみると、身体障害者の場合「自営業、農林水産業」が最も多く、知的障害者では正職員、知的障害者及び精神障害者ではパート・アルバイト等の非正規が比較的多くなっています。



## 2. 就労希望

今後の就労（継続）希望をみると、全体の3割近くが就労を希望しており、知的障害者や精神障害者でニーズが高くなっています。精神障害者は、仕事をしたいができないという回答も比較的多く、障害の種類によって差がみられます。

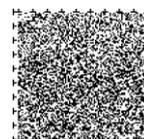
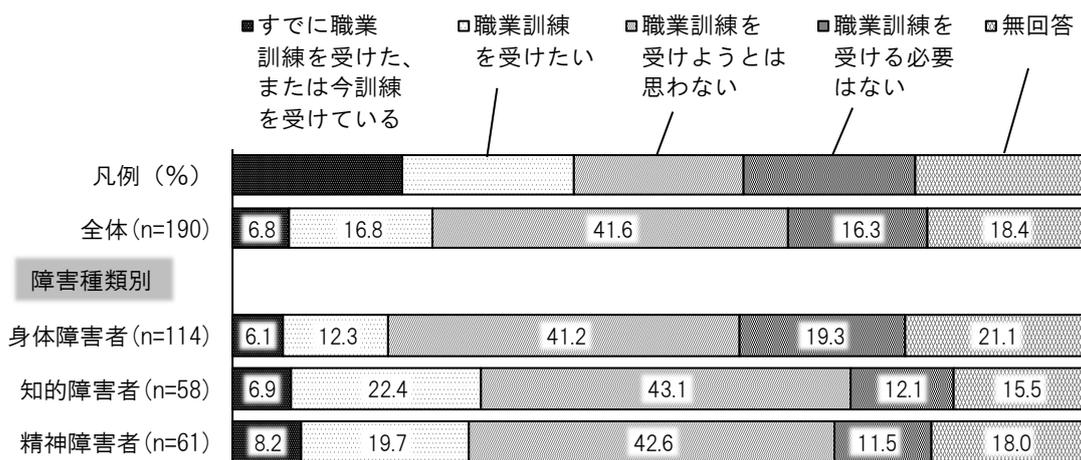
◆就労希望(問 28)◆



## 3. 職業訓練の受講希望

職業訓練の受講希望は、知的障害者や精神障害者で、それぞれ2割程度のニーズがみられます。

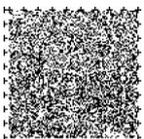
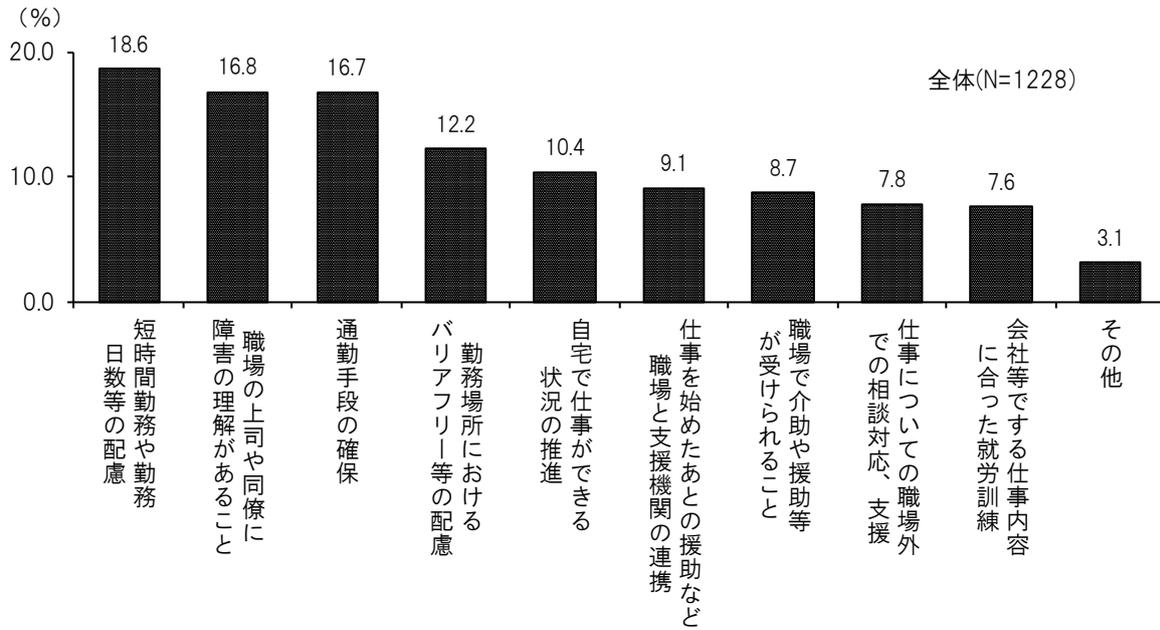
◆職業訓練の受講希望(問 29)◆



#### 4. 必要と思う障害者就労支援

障害者就労支援として必要と思うことについては、「勤務時間等の配慮」をはじめ、「職場の障害者理解」「通勤手段の確保」などが多くあげられており、就労への配慮や事業所等への啓発による理解促進が求められています。

◆必要と思う障害者就労支援(問 30)◆



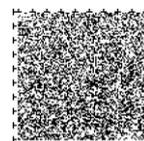
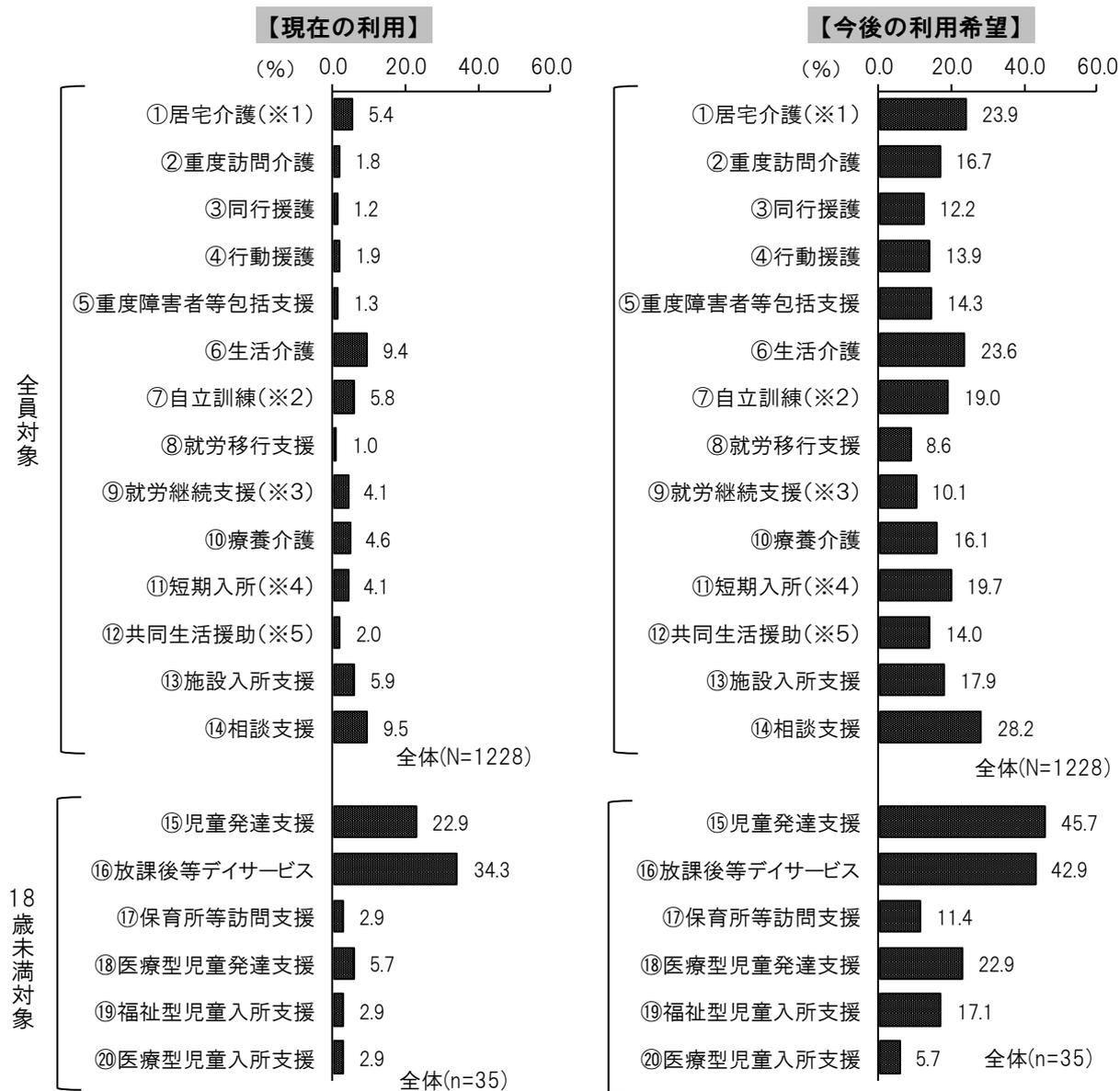
## 【5】障害福祉サービスについて

### 1. 障害福祉サービス等の利用希望

現在の利用では「⑥生活介護」や「⑭相談支援」などが多くなっていますが、今後の希望をみると「①居宅介護」「⑥生活介護」「⑭相談支援」などをはじめ、現在の利用が少ない「②重度訪問介護」や「⑦自立訓練」などのニーズが高くなっています。

18歳未満のサービス利用と希望については、現在の利用と今後の希望ともに「⑮児童発達支援」「⑯放課後等デイサービス」が多く、今後の「⑱医療型児童発達支援」などのニーズも高くなっています。

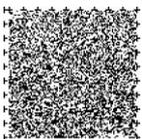
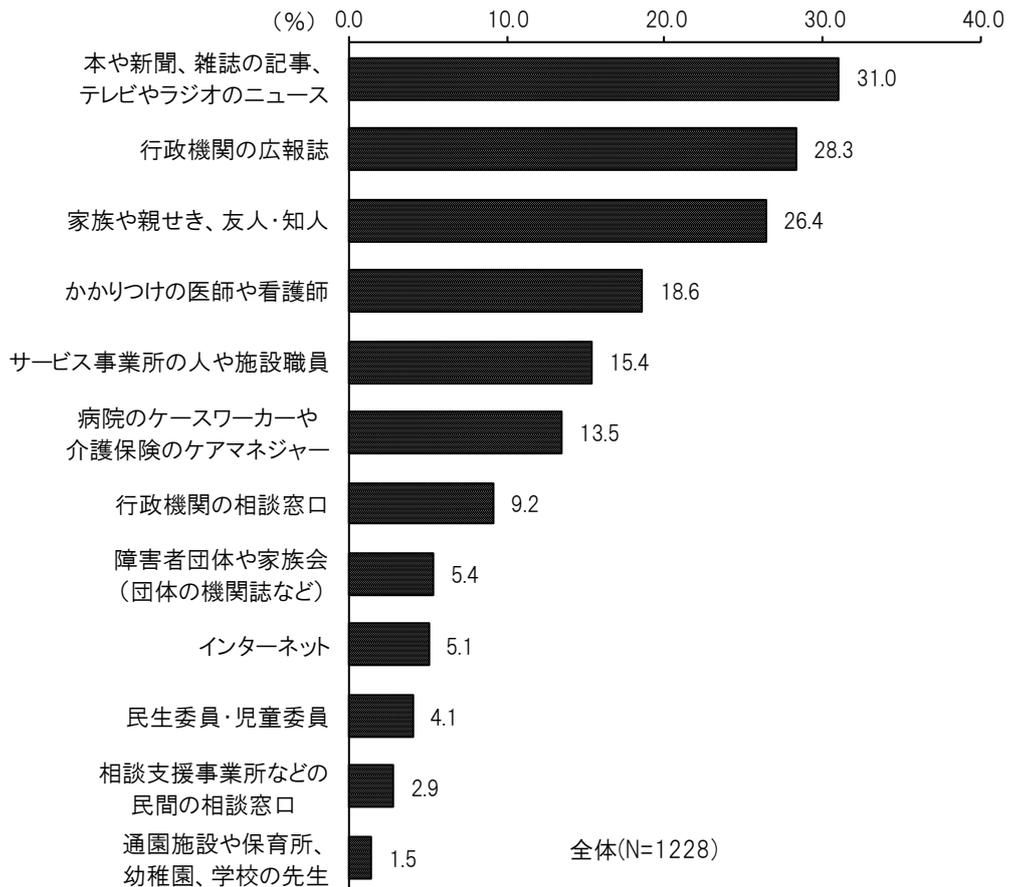
◆現在の利用と利用希望(問34)◆



## 2. 障害福祉サービス等の情報入手の手段

障害福祉サービス等の情報入手の手段については、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」といったマスメディア群を筆頭に、「行政機関の広報誌」「家族や親せき、友人・知人」など身近な人からの情報入手が多くなっています。

◆障害福祉サービス等の情報入手の手段(問 36)◆

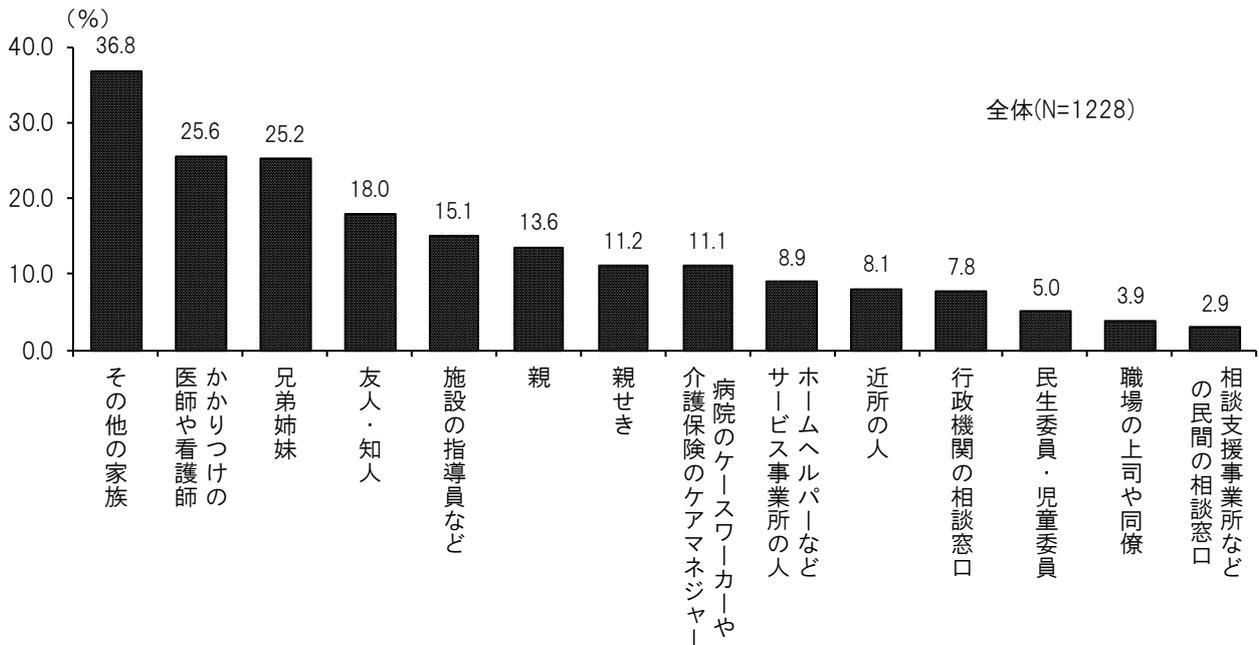


### 3. 相談相手

悩みや困ったことの相談相手は、「その他の家族（親・兄弟姉妹・祖父母以外）」が最も多く、次いでかかりつけの医師や看護師、兄弟姉妹、友人・知人などが続き、身近な人が中心となっています。

◆相談相手(問 35)◆

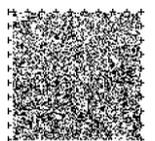
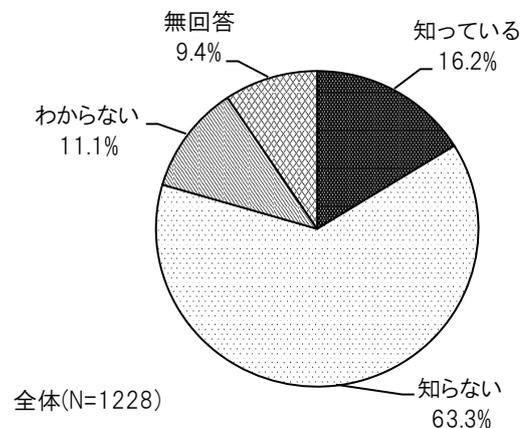
※上位項目を抜粋



### 4. 安芸高田市障害者基幹相談支援センターの認知

安芸高田市障害者基幹相談支援センターの認知率は 16.2%で、6割以上の障害者が「知らない」と回答しています。

◆安芸高田市障害者基幹相談支援センターの認知(問 37)◆

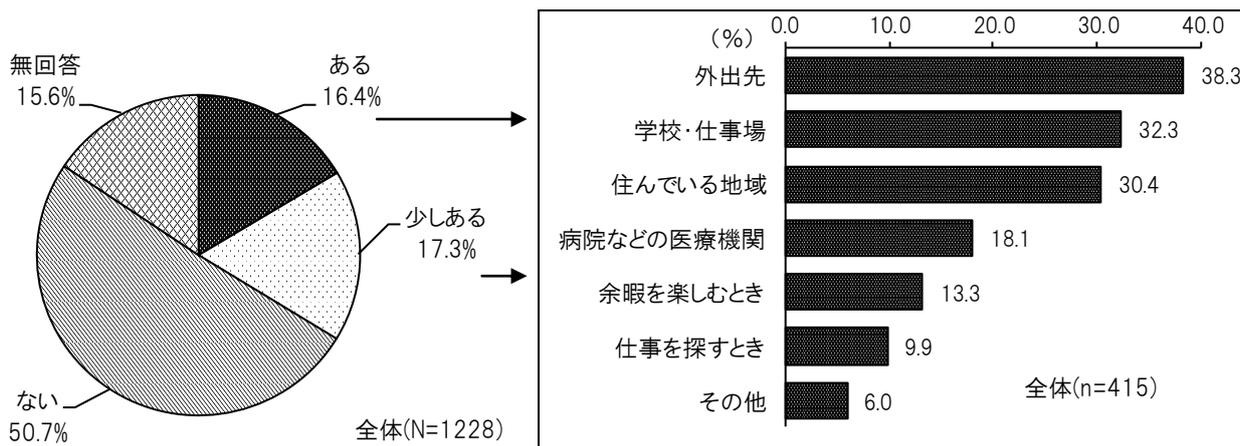


## 【6】 権利擁護について

### 1. 差別や嫌な思いを感じた経験

障害があることで差別や嫌な思いを感じたことが「ある」人は 16.4%、「少しある」が 17.3%で、合計 33.7%と、およそ 3 人に 1 人の割合となっています。差別や嫌な思いを感じた場所としては「外出先」が最も多く、次いで「学校・仕事場」「住んでいる地域」などとなっています。

◆差別や嫌な思いを感じた経験とその場所(問 38～問 39)◆

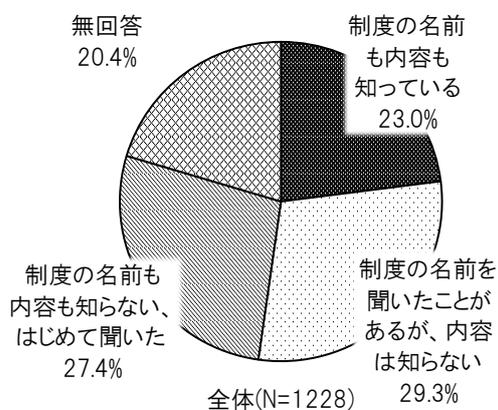


### 2. 成年後見制度の認知状況

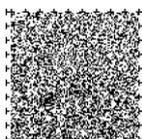
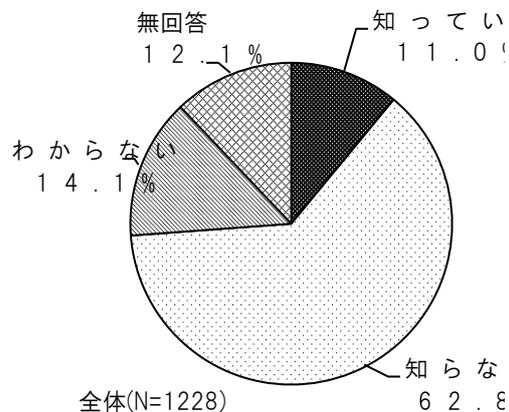
成年後見制度については、知名度は過半数を占めていますが、そのうち内容を知らない人は約 3 割 (29.3%) みられます。また、制度の名前も内容も知らない人が 3 割 (27.4%) を占めています。

安芸高田市社会福祉協議会が、成年後見人を受けられるようになったことについての認知は約 1 割 (11.0%) と、現状では低い割合となっています。

◆成年後見制度の認知状況(問 40)◆



◆市社協法人後見の認知状況(問 41)◆

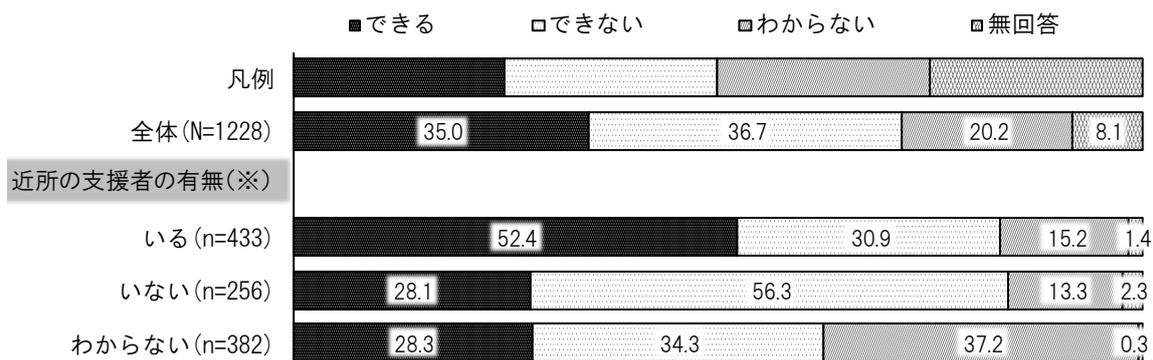


## 【7】災害時の避難等について

### 1. 災害時の一人での避難

災害時の一人での避難については、およそ3人に1人が「できる」と回答していますが、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいる人ほど「できる」割合も高くなる傾向にあります。より地域とのつながりを大切にした支援の必要性がうかがえます。

◆災害時の一人での避難(問 42・問 43)◆

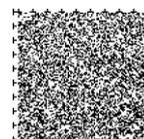
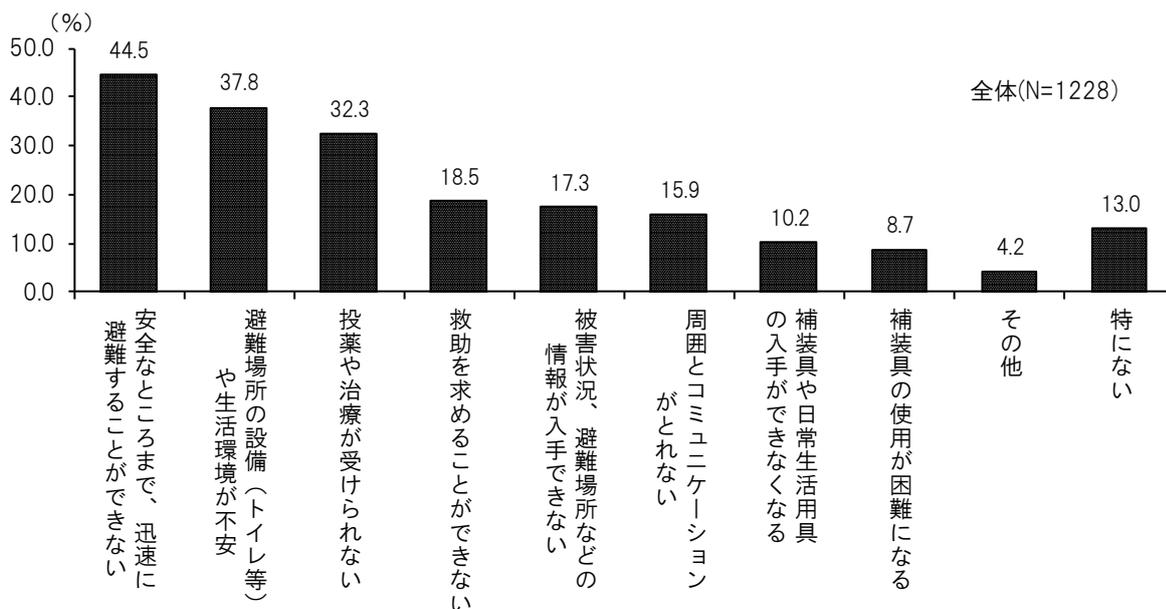


※問 43

### 2. 災害時に困ること

災害時に困ることについては、迅速に避難ができないことや、避難所での環境、投薬や治療の継続などがあげられています。

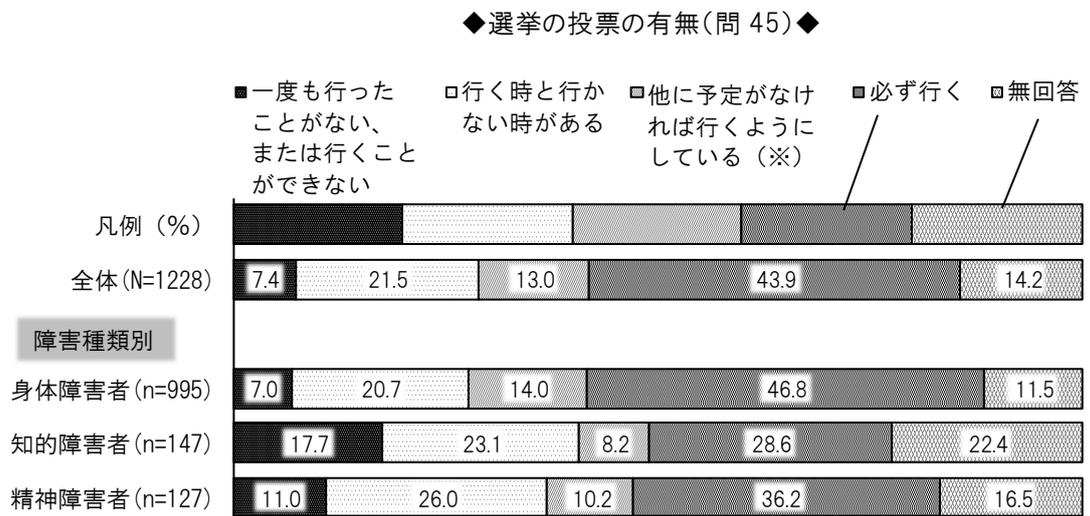
◆災害時に困ること(問 44)◆



## 【8】社会参加について

### 1. 選挙の投票について

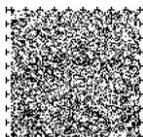
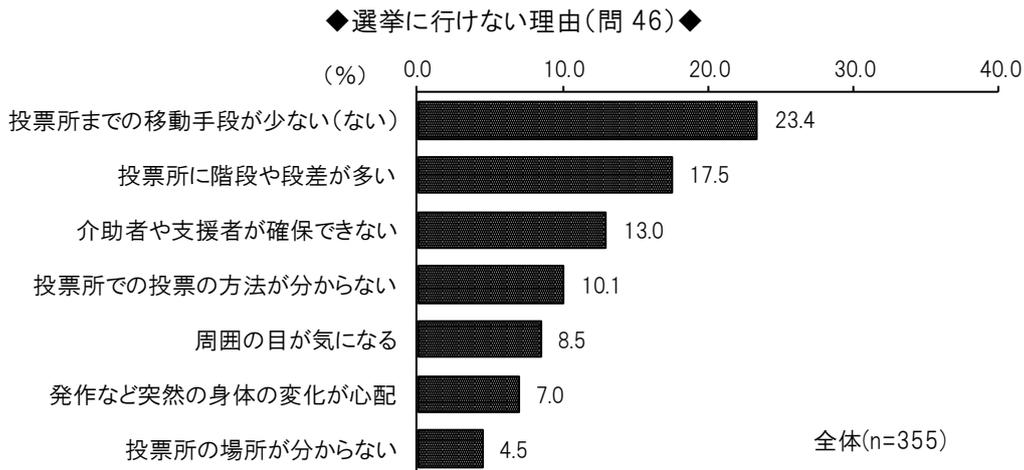
選挙の投票については、43.9%が「必ず行く」と回答していますが、知的障害者では「一度も行ったことがない、または行くことができない」人が、他の障害に比べ多くなっています。



※期日前投票まではしていない

### 2. 選挙に行けない理由

選挙に行けない理由としては、投票所までの移動手段の確保や、階段や段差などのバリアフリーの問題、そして介助者や支援者が確保できないなどが主な理由としてあげられています。

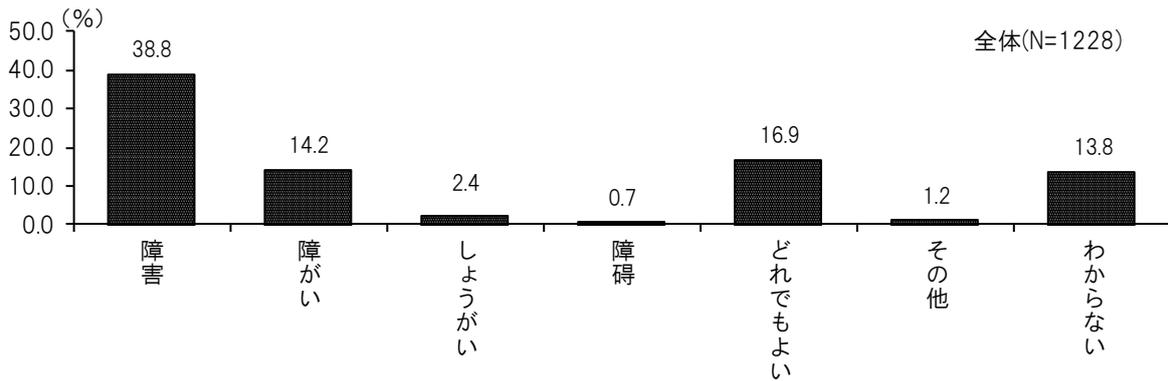


## 【9】「しょうがい」の表記について

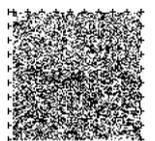
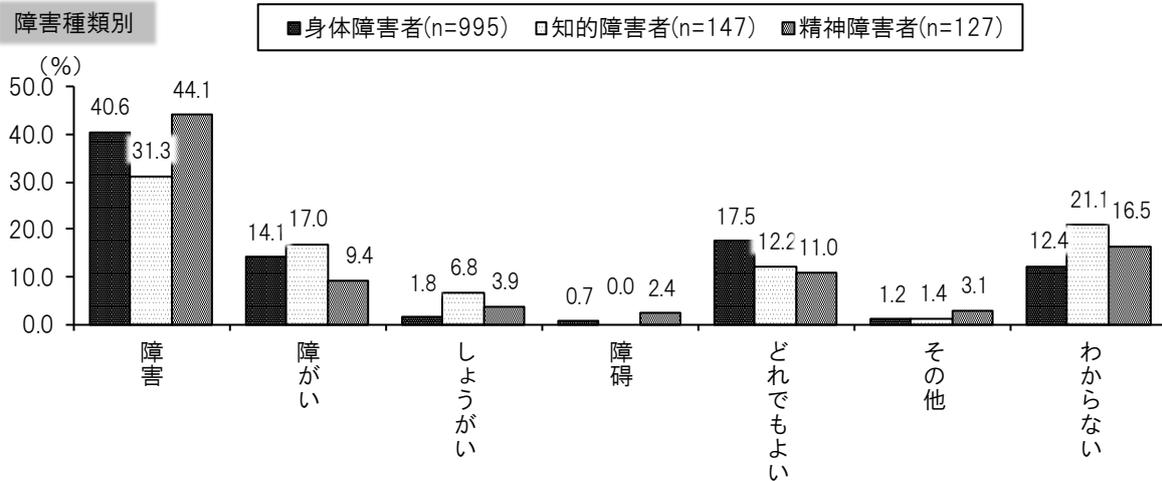
ふさわしいと思う「しょうがい」の表記については、「障害」が約4割（38.8%）と最も多く、次いで「どれでもよい」が16.9%で続いています。

知的障害者において、ひらがな表記への回答が他の障害をやや上回っていますが、大きな差は目立ちません。

◆ふさわしいと思う「障害」の表記(問47)◆



障害種類別



# 第5章 計画の推進

## 1. 庁内推進体制の整備

本計画は、「第2次安芸高田市障害者プラン」及び「安芸高田市障害福祉計画（第4期）」を一体的に策定するものであり、その推進にあたっては社会福祉課が中心的な役割を果たすこととなります。しかし、本計画は、福祉・保健・医療・教育・雇用、そしてまちづくり等、幅広い分野で障害者施策を総合的かつ効果的に推進する必要があることから、そのための庁内関係部署との連携を、より一層強化した推進体制の整備を図ります。

## 2. 関係機関との連携の強化

地域全体で障害者を支援するという観点から、庁内の体制整備のみならず、地域住民、社会福祉協議会、地域自立支援協議会、障害者関係団体、サービス提供事業所、保健医療機関、NPO等民間団体、住民ボランティアなど、地域における福祉ネットワークの構築・強化を進めます。

また、安芸高田市障害者自立支援協議会において、相談支援や就労支援、地域生活支援等の方策の検討を中心に、幅広い意見交換を図り、計画の着実な推進につなげます。

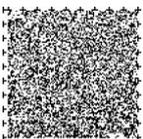
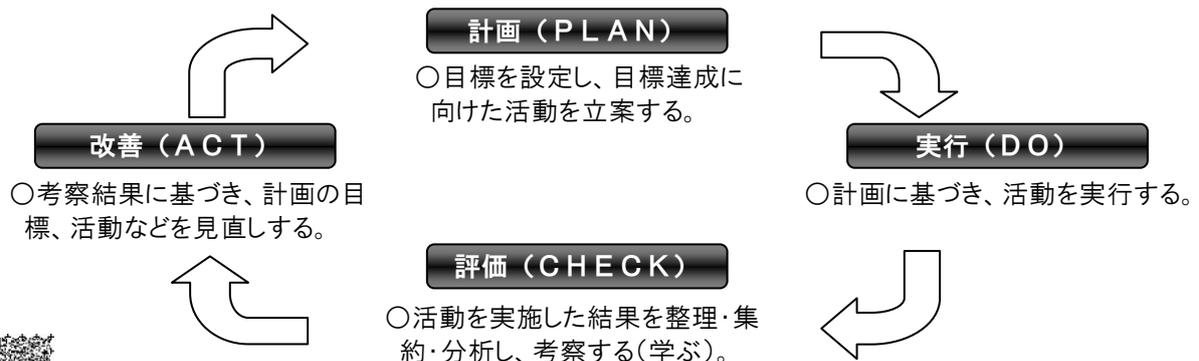
## 3. 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、定期的に事業の達成状況や評価、サービスの利用量などの進行状況について取りまとめを行うとともに、達成状況の分析及び評価等を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて計画の変更や事業の見直しを検討します。

このたび、障害者総合支援法において、PDCAサイクルを活用して「市町村障害福祉計画」を見直すことが規定されたことを受け、本計画においても設定した目標数値を各年度で確認し、評価・検討した上で、施策や指標の見直し等を検討します。計画の最終年度である平成29年度には、障害福祉サービスの成果目標や活動目標の見直しを行い、次期計画の策定につなげます。

なお、「第2次安芸高田市障害者プラン」においても、事業展開については、定期的に進行管理及び実施状況の点検・評価を行い、必要に応じて内容を見直すなど、より効果的に推進します。特に平成28年度には障害者差別解消法が施行されることもあり、計画の見直しが予定されます。

### ◆参考/PDCAサイクルのプロセスイメージ◆



#### 4. サービスの質の確保と経営基盤の安定化

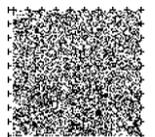
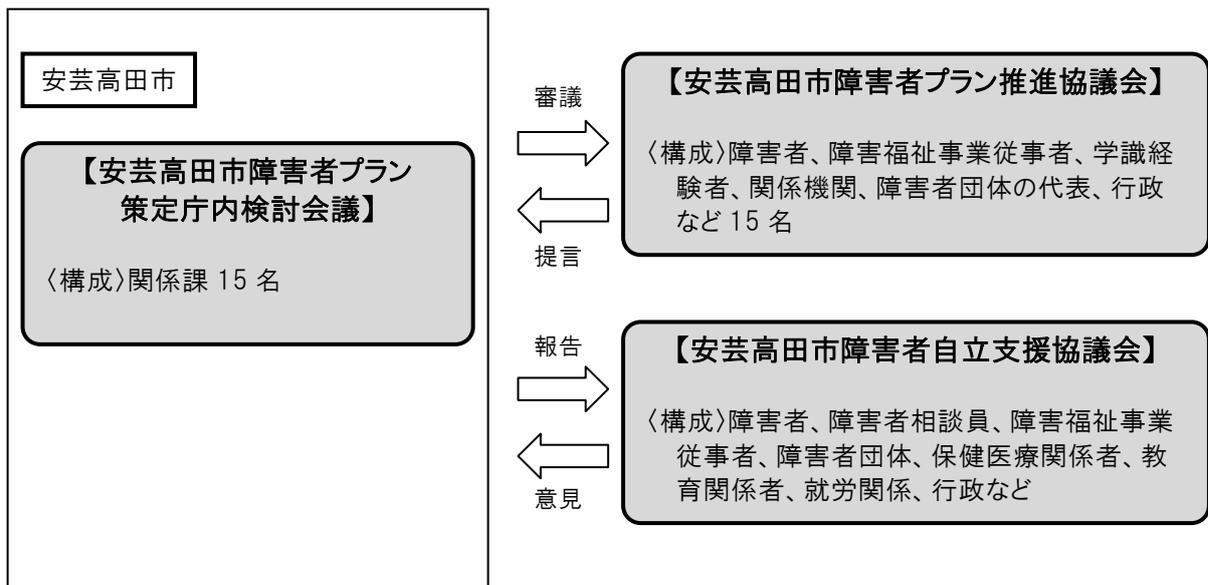
市の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、登録事業者がサービス提供者となりますが、これらの事業者に対しては、一定の基準を設けるとともに苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

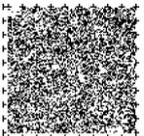
また、このようなサービスの質の確保に加えて、障害者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援のあり方についても、今後、さらに検討を進めます。

#### 5. 計画や制度の周知と情報提供

本市の障害者が、必要とするサービスを適切に受けることができるよう、本計画の概要や障害福祉サービス等の制度について、様々な機会を活用し、利用者、サービス提供事業所、福祉関係団体等に周知し、円滑な事業の実施及びサービスの適切な利用を促進します。また、そのための、サービス内容や利用手続き等の積極的な情報提供に努めます。

#### ◆計画の推進体制◆





## 第6章 第1次プランの検証と評価

### 【1】第1次プランの検証と評価の方法

障害者支援施策の事業分野は、単に啓発や生活支援活動にとどまらず、学校教育や生涯学習部門、商工・労働部門、保健・福祉部門など、様々な分野との連携・調整が必要です。

本市では、第1次プランに基づき実行している施策や事業について、定期的に個別に点検や評価を行っています。事業として多数に及ぶ取り組みを、それぞれ所轄する担当課において、その進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出します。そして、その後の取り組みに反映させることとしています。

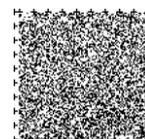
この、点検・評価作業の中では、個別の問題点や課題、あるいは制度の改定等に基づき、新たな取り組みへの変更や新設、内容調整などを行いました。

### 【2】第1次プランの検証結果の概要

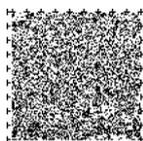
本計画は、これらの事業課題等を踏まえて策定しており、以下に、第1次プランにおける取り組み内容の検証結果を概括します。

検証結果の概括は、第1次プランの施策体系に掲げる分野ごとに取りまとめています。

施策分野	1. 啓発・広報
主要施策	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 福祉教育の推進 (3) ボランティア活動の推進
取り組みの概要	・市窓口での障害福祉制度の紹介や、障害者団体等からの依頼により、制度説明及び啓発や広報を行った。 ・障害の理解を深めるため、あいサポーター研修を実施した。 ・学校教育に関しては、特別支援学校・特別支援学級での教育、通常学級での支援等について、毎年、安芸高田市就学指導委員会で協議している。 ・障害者への支援として、地域生活アシスタント事業によるボランティア派遣や、市民総ヘルパー構想によりボランティア育成に努めた。
点検・評価結果から見た今後の課題	●啓発・広報は十分に伝わっておらず、市民がより利用しやすい情報提供等を行っていく必要がある。 ●障害者の日（12/9）や障害者週間（12/3～9）の取り組みを平成25年度までは行っておらず、障害者自立支援協議会等を通じて、実施に努める必要がある。 ●担当課主催による、障害福祉に関する講演会等による啓発活動が実施できていないため、障害者自立支援協議会等を通じて、実施に努める必要がある。 ●引き続きボランティアの育成支援に努める。

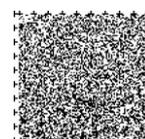


施策分野	2. 生活支援
<p>主要施策</p>	<p>(1) 在宅サービス供給の推進  (2) 相談体制の充実  (3) 支援のための状況把握の推進  (4) 権利擁護の推進  (5) 社会活動参加の支援  (6) サービスの質の向上と人材育成  (7) 重度・重複障害のある人への対応</p>
<p>取り組みの概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で障害福祉サービスを行う法人と協議し、同行援護、児童デイサービス事業所が開設され、在宅サービスの充実を図った。</li> <li>・市内に障害者基幹相談支援センターを立ち上げた。</li> <li>・市役所、相談支援事業所、障害者相談員、民生児童委員等に障害者から相談のあった事案については、事案に応じて関係者が集まり協議し、解決を図った。</li> <li>・障害年金の未受給・障害福祉サービス未利用の障害者の手続き支援を行った。</li> <li>・障害者の権利擁護を推進するため、障害者虐待防止法施行前からの障害者虐待継続事案について、関係者と協力して解決を図った。また、平成26年6月から受付窓口機能を、安芸高田市障害者基幹相談支援センターに移し、相談支援と合わせた充実を図った。</li> <li>・安芸高田市障害者ふれあいスポーツ交流会や広島県障害者フライングディスク競技大会 in 安芸たかたを毎年実施し、スポーツを通じて障害種別を越えた交流を図った。</li> <li>・市が事業者指定・指導権限を持つ指定障害福祉サービス（居宅系）については、事業所に自己評価を実施するように指導するとともに、実地指導を行った。</li> <li>・市内各相談支援事業所に対して指導的立場にある障害者基幹相談支援センターを設置し、地域移行が進むように体制の充実を図った。</li> <li>・重度・重複障害（児）者から施設入所・障害福祉サービス利用希望があった場合には、相談支援の他、情報提供を行った。</li> </ul>
<p>点検・評価結果からみた今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者基幹相談支援センターの円滑な運営。</li> <li>●困っている障害者が、必要なサービスを受けることができるよう、体制整備や相談支援事業者のスキルアップに努める。</li> <li>●障害福祉制度は複雑であり、研修等を通じ相談支援に応じる相談員の技能向上を図る。</li> <li>●安芸高田市障害者基幹相談支援センターの認知度が低いため、積極的に周知を図る。</li> <li>●引き続き障害者が社会参加できるように事業の継続を図る。</li> <li>●毎年のように制度改正が行われ、その対応で地域移行が進んでおらず、支援体制の確保と着実な実施が必要。</li> <li>●重度・重複障害（児）者やその保護者からの相談に応じることができるよう、他機関等と連携を図っていく。</li> </ul>



施策分野	3. 生活環境
主要施策	(1) 住環境整備 (2) バリアフリー化
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者が自ら選択し、安心して生活できるように、市内に居住を希望する障害者への支援を行った。</li> <li>・ 市内社会福祉法人等と協議し、グループホーム等の確保に努めた。</li> <li>・ 市内で居住する障害者に対して、段差解消等を行う目的で地域生活支援事業の日常生活用具（住宅改修費）事業で、上限 20 万円の事業を実施した。</li> <li>・ 新設の公共施設には、障害者用トイレ、ストーマ利用者のためのオストメイト対応トイレ、思いやり駐車場区画の設置を行った。</li> <li>・ 広島県思いやり駐車場利用者証交付制度を活用実施した。</li> </ul>
点検・評価結果からみた今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 他市町と比較すると入所施設やグループホームは充実しているものの、利用希望者も多いため、引き続き必要な量が確保できるように努めていく。</li> <li>● 公共交通機関（JR・バス）は冬期の問題もあり、1ステップまたは低床バスが導入されておらず、段差があり、利用しにくい。バリアフリー化が課題。</li> </ul>

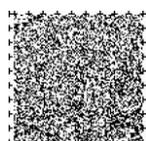
施策分野	4. 安全・安心
主要施策	(1) 障害者目線に立った生活安全施策の推進 (2) 災害時に障害者が安心して避難できる施策の推進
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者トラブルを抱えた障害者（知的・精神）を市消費者相談窓口へとつなぎ、国民生活センターと連携し解決を図った。</li> <li>・ 災害時に、支援が必要な障害者を特定できるように災害時要援護者台帳管理システムネットワークを整備した。</li> </ul>
点検・評価結果からみた今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関と連携し、消費者トラブルを抱えた障害者への支援を引き続き行っていく。</li> <li>● 関係機関と連携し、災害時に障害者に必要な支援が行われるよう台帳整理等図っていく。</li> </ul>



施策分野	5. 教育・育成
主要施策	(1) 障害のある児童の教育・育成体制と保護者への相談支援体制
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児への支援を行うため、外部から講師を招き、療育支援事業を実施し、保育所訪問や個別相談を行った。</li> <li>・児童福祉法の改正により、障害児相談支援事業が開始され、事業者指定を行った。</li> <li>・療育支援事業（保育所訪問・個別相談）を実施した。</li> <li>・発達障害のある児童やその保護者等への相談支援を実施した。</li> <li>・平成26年6月に安芸高田市こども発達支援センターを開所した。</li> </ul>
点検・評価結果からみた今後の課題	●現在、依頼している講師が今年度限りであるため、次年度以降の運営方法について関係者と協議し、現行の事業継続ができるようにする。

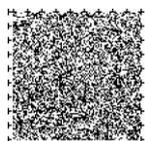
施策分野	6. 雇用・就労
主要施策	(1) 就労支援体制の充実
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安芸高田市障害者自立支援協議会就労支援部会で、市内企業へのアンケート調査の実施や障害者雇用に関する研修会を実施した。</li> <li>・障害者優先調達法に基づく障害者就労施設等への発注を開始した。</li> <li>・就労移行支援事業所を開設した。</li> <li>・就労体験実習を実施した。</li> </ul>
点検・評価結果からみた今後の課題	●安芸高田市障害者自立支援協議会等を通じて、障害者雇用の拡大や福祉サービス事業所の工賃向上ができるように施策の充実を図る。

施策分野	7. 保健・医療
主要施策	(1) 障害者の保健・医療の向上 (2) 関係機関との連携による人材育成等体制の整備
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者やその家族からの相談を受け、必要な保健・医療に結びつくように福祉保健部内で連携をとった。</li> <li>・いちご教室等で発達障害が疑われる児童について、関係機関との連携に努めた。</li> </ul>
点検・評価結果からみた今後の課題	●保健・医療を必要とする障害者からの相談に応じられるよう、福祉保健部内での連携を強化する。

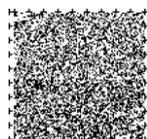


施策分野	8. 情報・コミュニケーション
主要施策	(1) コミュニケーション支援の推進 (2) ITを活用した情報格差の改善
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思疎通支援事業（手話通訳者派遣・要約筆記者派遣）により、通訳者等を派遣した。</li> <li>・意思疎通支援事業通訳者が増えるよう、手話・要約筆記奉仕員養成講座を開催した。</li> <li>・地域生活支援事業「相談支援事業」で、障害者を対象とするパソコン教室を実施した。</li> </ul>
点検・評価結果からみた今後の課題	●聴覚障害者へのコミュニケーション支援として、引き続き手話通訳者・要約筆記者等の派遣・奉仕員養成を行う。

施策分野	9. 国際化
主要施策	(1) 外国人障害者への情報提供体制づくり
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国籍（中国・ブラジル等）の障害者からの相談が増えており、人権多文化共生推進課（通訳者等）と連携し対応した。</li> <li>・平成23年度から、ポルトガル語・中国語通訳員を配置。英語での会話が可能な相談員を配置した。</li> </ul>
点検・評価結果からみた今後の課題	●言語に応じた翻訳までは実施しておらず、今後、対応を検討する必要がある。



施策分野	10. その他施策
主要施策	<p>(1) 発達障害への対応のための体制づくり</p> <p>(2) 高次脳機能障害への対応のための体制づくり</p>
取り組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児の保護者からライフステージごとに関係機関が変わり、これまでの支援内容を最初から説明することになり困っている、という意見を受けて、平成 21 年度から広島県全体で、サポートファイル結愛（ゆい）を実施している。サポートファイルは、障害児が 18 歳になり障害福祉サービスの利用に際し支援方法への活用、20 歳になり障害年金請求時に活用期待される。</li> <li>・ 毎年、広島県高次脳機能センターが主催する高次脳機能障害研修会に参加し、情報収集や職員の知識向上に努めた。</li> </ul>
点検・評価結果からみた今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安芸高田市こども発達支援センターや、広島県発達障害者支援センター、広島県西部こども家庭センター等関係機関と連携を図る。</li> <li>● 高次脳機能障害の方から、利用できる施設やサービス等の相談には応じていたが、具体的な数の把握をしていなかったため、高次脳機能障害の方の把握に努め、必要な支援に結び付けていく。</li> </ul>



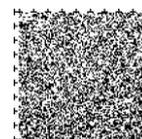
## 第7章 施策の展開

### 【1】地域生活支援の充実

障害者が、地域において自立して生活できるために、様々な相談への対応をはじめ、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備や、サービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制づくりを目指します。

#### 1. 相談支援体制の構築

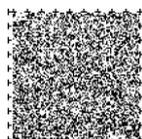
取り組み事業	事業内容
総合的な相談体制の整備	●障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障害種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。
ニーズに応じたサービス利用支援	●障害者個々の心身の状況、サービス利用希望、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成の促進等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に努めます。
基幹相談支援センター	●地域における相談支援の中核的な役割を担う「安芸高田市障害者基幹相談支援センター」で、障害者やその家族等からの総合的な相談に対応します。
安芸高田市障害者自立支援協議会運営の活性化	●地域の実情に応じた体制整備について、関係機関と連携しながら協議を行うことで、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的とする「安芸高田市障害者自立支援協議会」の運営の活性化を図ります。
成年後見制度の利用促進	●知的障害または精神障害（発達障害を含む）により判断能力が不十分な障害者の成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見人等の育成に努めます。
発達障害児への相談支援	●「安芸高田市こども発達支援センター」で、地域の医療、保健、福祉、教育等の関係者と連携して、発達障害児やその家族に対する相談支援を行います。
安芸高田市障害者虐待防止センター	●障害者虐待防止法に基づく「安芸高田市障害者虐待防止センター」で、障害者及び障害者の養護者に対して相談等の支援を行います。



取り組み事業	事業内容
相談の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高次脳機能障害（失語症等の関連症状を併発した場合を含む）や、難病患者に関する相談について、広島県高次脳機能センターや障害者団体等主催の研修会に参加し、専門性の向上を図ります。</li> <li>● 身体障害者相談員及び知的障害者相談員や相談支援に従事する職員への研修を充実し、相談業務の質の向上を図るとともに、広島県西部こども家庭センター、広島県身体障害者更生相談所、広島県西部保健所広島支所等の関係機関と連携を図り、障害者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築します。</li> </ul>
家族等への相談支援の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安芸高田市障害者基幹相談支援センターで、家族と暮らす障害者について、情報提供や相談支援等により、その家族を支援するとともに、ピアカウンセリング等による相談活動の一層の拡充を図ります。</li> </ul>

## 2. 在宅サービス等の充実

取り組み事業	事業内容
支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅の障害者の個々のニーズや実態に応じて、日常生活や社会生活を営む上での居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所や日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実に努めます。</li> </ul>
地域社会の中での自立した生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、市外の障害者支援施設等を利用し、身体機能や生活能力向上のため必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）を提供します。</li> <li>● 外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実等、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する地域生活支援のための取り組みを推進します。</li> </ul>
障害者支援施設の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域で生活する障害者に対する在宅支援の拠点として、障害者支援施設の活用を図るとともに、施設の個室化等により入所者の生活の質の向上を図ります。</li> <li>● グループホーム等の充実を図り、入所者の地域生活への移行を促進します。</li> </ul>
障害の重度化・高齢化等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害の重度化・重複化、高齢化に対応する地域における居住への支援や、サービス提供体制の在り方、専門的ケア方法の確立及び行動障害等への適切な支援の在り方について引き続き検討します。</li> <li>● 安心生活創造支援事業で定期的な巡回を行い、在宅支援を積極的に支援します。</li> </ul>

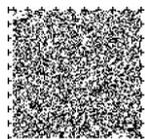


### 3. 障害児支援の充実

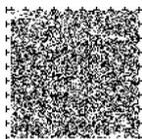
取り組み事業	事業内容
子育て支援施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害児を含む全ての子どもや子育て家庭を対象として、本市の子ども・子育て支援事業計画に基づく子育て支援を推進するとともに、障害児が、円滑に教育・保育施設や事業等を利用できるよう、必要な支援を行います。</li> </ul>
障害児への発達支援等の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進、障害児保育を担当する保育士の専門性向上を図るための研修の実施等により、障害児への、より質の高い保育の提供に努めます。</li> <li>●法制度に基づき、障害児に指導訓練等の支援を行う児童発達支援等や、居宅介護、短期入所、障害児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けることができる体制の充実を図ります。また、障害児の発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供します。</li> </ul>
家族の相談支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学齢期終了まで、一貫した効果的な支援を、地域の関係機関と連携して提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行います。</li> <li>●障害の早期発見や支援機関情報の提供、相談支援等により、本人や家族を支援するとともに、関係機関と連携し、支援の充実を図ります。</li> </ul>

### 4. サービスの質の向上と人材の育成・確保

取り組み事業	事業内容
障害福祉サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害福祉サービス等の質の向上を図るため、障害福祉サービス等提供事業者への適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の適切な実施及び評価結果の公表の促進等に努めます。</li> </ul>
意思決定支援への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>●知的障害者または精神障害者（発達障害者を含む）が、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等を行います。</li> </ul>



取り組み事業	事業内容
人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民総ヘルパー構想により、ボランティアやホームヘルパーにつながる人材の養成に努めます。</li> </ul>
福祉用具の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●補装具の購入または修理に要する費用の一部補助、日常生活用具の給付を行うとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、その普及を促進します。</li> </ul>



## 【2】保健・医療提供体制の充実

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう提供体制の充実を図ります。特に、入院中の精神障害者の退院・地域移行を推進するため、地域で暮らせる環境の整備に取り組むとともに、難病に関する施策を推進します。

### 1. 保健・精神保健・医療の充実等

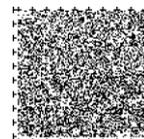
取り組み事業	事業内容
医療・保健提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>●障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けることができるよう、地域医療体制の充実を図ります。</li><li>●障害者の健康の保持・増進のため、福祉サービスと連携した保健サービス提供体制の充実を図ります。</li></ul>
医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"><li>●障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行います。</li></ul>
歯科検診の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>●定期的に歯科検診を受けること、また、歯科医療を受けることが困難な障害者に対する歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取り組みを進めます。</li></ul>

### 2. 人材の育成・確保の推進

取り組み事業	事業内容
人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域において健康相談等を行う保健師等職員の、資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図ります。</li></ul>

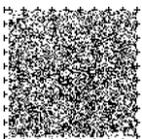
### 3. 難病対策の充実

取り組み事業	事業内容
難病に関する施策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>●難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供にあたっては、難病等の特性（病状の変化や進行・福祉ニーズ等）に配慮し、難病への理解と協力の促進を図ります。</li></ul>



#### 4. 疾病予防・早期発見

取り組み事業	事業内容
疾病等の早期発見	●妊婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見に努めます。
生活習慣病対策	●糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するため、栄養・食生活、生活習慣の改善による健康の保持増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。



### 【3】 障害への理解促進と権利擁護の推進

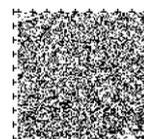
全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法等の法制度に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。また、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取り組みを進めます。

#### 1. 障害を理由とする差別の解消の推進

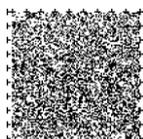
取り組み事業	事業内容
障害者の差別の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成 28 年 4 月の「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」の円滑な施行に向け、同法に規定される基本方針、対応要領及び対応指針を計画的に策定するとともに、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、相談・紛争解決体制の整備、障害者差別解消支援地域協議会の組織の促進等に取り組みます。また、同法の施行後において、同法に規定される基本方針に基づき、同法の適切な運用及び障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。</li> <li>●障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。</li> </ul>
雇用の機会均等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働く場合の支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定された改正障害者雇用促進法（平成 28 年 4 月施行）に基づき、障害者と障害者でない人との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者の有する能力の有効な発揮を図るため、ハローワーク、安芸高田市商工会等の関係機関と連携し体制の充実等に取り組みます。</li> </ul>

#### 2. 権利擁護の推進

取り組み事業	事業内容
障害者虐待防止への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。</li> </ul>



取り組み事業	事業内容
成年後見制度の適切な利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者の意思決定・自己決定を尊重する観点から、意思決定支援のあり方を検討するとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取り組みを進めます。</li> </ul>
権利擁護と権利侵害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当事者等により実施される障害者の権利擁護のための取り組みを支援するとともに、障害者に対する差別及びその他の権利侵害の防止に努めます。また、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等の実施体制を充実し、その利用促進を図ります。</li> </ul>



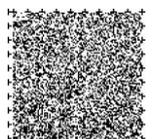
## 【4】教育・文化芸術・スポーツ活動の促進

全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し共生する社会の実現に向けて、障害児が必要な支援のもと、年齢や個々の能力に応じた十分な教育を、可能な限り障害のない児童・生徒とともに受けることができる仕組みづくりを目指します。

また、障害者が円滑に文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを行うことができるよう、環境の整備を推進します。

### 1. 共に学ぶ教育環境づくり

取り組み事業	事業内容
就学先の選定支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害児やその保護者の意見や教育的ニーズ、必要な支援について、市教育委員会・学校等が、本人や保護者との合意の上で就学先を決定する仕組みの構築を目指します。また、障害児の発達の程度、適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者への周知を図ります。</li> </ul>
インクルーシブ教育システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害児が必要な支援を受けながら、同じ場で共に学ぶこと（インクルーシブ教育システム）の構築を図ります。</li> <li>●個別の教育的ニーズに対して、自立と社会参加を見据えて、最も適切な指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。</li> </ul>
相談支援・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療、保健、福祉等の関係機関と連携し、乳幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談を推進します。</li> <li>●障害児への支援に関する先進的な事例の収集を行うとともに、関係者に対する情報提供を行います。</li> </ul>
就労を見据えた連続した支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、取り扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等関係機関と連携し、個別の教育支援計画の策定・活用を促進します。</li> <li>●関係機関と連携し、障害児の就労支援の充実を図ります。</li> </ul>

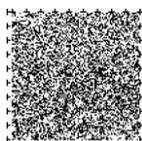


## 2. 教育環境の整備

取り組み事業	事業内容
学校施設のバリアフリー化	●災害発生時における利用等も考慮し、学校施設のバリアフリー化を推進します。
指導体制の質の向上	●特別支援教育に関する教職員の専門性や指導力の向上のため、小・中学校等教員への研修の充実を図り、障害児へのきめ細やかな指導体制の整備に努めます。

## 3. 文化芸術活動・スポーツ活動等の促進

取り組み事業	事業内容
文化芸術活動、スポーツ活動のための環境づくり	<p>●障害者が、地域において文化芸術活動、スポーツ活動等に親しむことができる施設や設備等の整備を進めるとともに、障害者のニーズに応じた文化芸術活動、スポーツに関する人材の養成等の取り組みを行い、障害の有無に関わらず、文化芸術活動、スポーツを行うことのできる環境づくりに努めます。</p> <p>●市が主催する行事等において、手話・要約筆記の提供等、障害者のニーズに応じた工夫や配慮に努めます。</p>



## 【5】就労・経済的自立を支援する環境づくり

障害者にとって就労は、地域で自立した生活を送るために重要なことです。働く意欲のある障害者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、個々の就労ニーズに応じた総合的な就労支援を推進します。

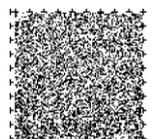
また、年金等の支給や経済的負担の軽減等により経済的自立を支援します。

### 1. 総合的な就労支援

取り組み事業	事業内容
障害者雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度を中心に、引き続き障害者雇用の促進を図ります。また、平成25年の障害者雇用促進法の改正により、精神障害者の雇用が義務化（平成30年4月施行）されたことも踏まえ、精神障害者の雇用の促進のための取り組みを充実します。</li> </ul>
総合的な就労支援の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点である広島障害者就業・生活支援センターと連携を図り、就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施します。また、地域の就労支援機関と連携し、継続的な職場定着支援を実施します。</li> <li>●安芸高田市障害者自立支援協議会等を通じて、障害者の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や市民の理解を高めるための啓発に努めます。</li> <li>●就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等の推進を図ります。</li> </ul>

### 2. ニーズに応じた多様な就業機会の確保

取り組み事業	事業内容
優先調達推進法の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。</li> </ul>
農業への就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業法人等の農業関係者や、福祉関係者等に対する情報の提供、労働に係る身体的な負荷の低減に向けた技術開発等を通じて、農業分野での障害者就労を推進します。また、障害者の就労訓練及び雇用を目的とした農園の開設及び農園の整備を促進します。</li> </ul>

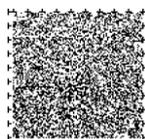


### 3. 福祉的就労の活性化支援

取り組み事業	事業内容
就労支援サービスの工賃の向上	●市内の就労系障害福祉サービス（就労継続支援A型・B型事業所）等の工賃の向上のための取り組みを推進します。
就労体験実習等	●障害者の雇用拡大に向けて、市役所での就労体験実習等に取り組みます。
優先調達推進法の推進(再掲)	●障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。

### 4. 経済的自立の支援

取り組み事業	事業内容
障害者の雇用・就業の促進	●障害者が、地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、広島障害者就業・生活支援センター、安芸高田市障害者基幹相談支援センター等関係機関との連携を図り、障害者の雇用・就業（自営業を含む）の促進を図ります。また、受給資格を有する障害者が、障害年金を受け取ることができるように支援を行います。
利用料の減免等	●市が所有・管理する施設の利用等にあたり、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する割引・減免等の措置を講じます。



## 【6】安心・安全な生活環境づくり

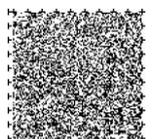
障害者の自立と社会参加を促進し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進します。また、地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等の施策を推進します。

### 1. 住まいの確保

取り組み事業	事業内容
公営住宅におけるバリアフリー化	●市内の公営住宅等については、安芸高田市公営住宅等長寿命化計画に沿って手すりの設置等の住宅改修を行います。
民間賃貸住宅入居の支援	●高齢者・障害者等の民間住宅への円滑な入居を促進するため、広島県居住支援協議会と連携し、住宅確保の支援を行います。 ●障害者や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付、用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。
共同住宅の整備	●障害者が日常生活上の相談・援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの整備を促進するとともに、その利用促進を図ります。

### 2. バリアフリーのまちづくり

取り組み事業	事業内容
公共交通機関のバリアフリー化の推進	●駅等の旅客施設における段差解消、障害者の利用に配慮した車両の整備の促進等、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。 ●公共交通機関の旅客施設及び車両内において、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進します。 ●公共交通機関「お太助ワゴン（乗合タクシー事業を含む）」を利用できない重度の障害者に対し、重度障害者外出支援サービス（タクシー利用助成）事業を実施し、社会参加の促進を図ります。
公共的施設等のバリアフリー化の推進	●窓口業務を行う公共的施設等について、高度なバリアフリー化を目指した整備を推進します。 ●公園の整備に当たっては、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害者等が利用可能なトイレの設置等を推進します。

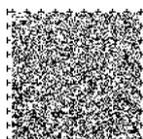


### 3. 防災対策の推進

取り組み事業	事業内容
障害者等に配慮した防災対策と防災体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局が連携し、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取り組みを促進し、災害に強い地域づくりを推進します。</li> <li>●自力避難の困難な障害者等が利用する「避難行動要支援者利用施設」が立地する、土砂災害のおそれのある箇所において、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に推進します。</li> <li>●避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において、障害者が必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を受けられることができるよう、必要な体制の整備をします。</li> </ul>
災害発生時の支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得ながら、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。</li> <li>●火事や救急時におけるファクシミリや電子メール等による通報を可能とする体制の充実に取り組むとともに、その利用促進を図ります。</li> <li>●災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者名簿等を活用した障害者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、体制整備を推進します。</li> </ul>
災害時の福祉・医療サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを受けられることができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組みます。</li> </ul>

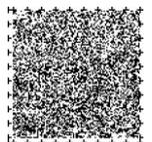
### 4. 防犯対策の推進

取り組み事業	事業内容
犯罪被害の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の障害者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。</li> </ul>



## 5. 消費者トラブルの防止

取り組み事業	事業内容
トラブル防止のための対策	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障害者の消費者トラブルに関する情報を収集し、積極的な情報発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障害者の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。</li><li>● 障害者団体、消費者団体、福祉関係団体、地域の多様な主体の連携を促進し、障害者の消費者トラブルの防止及び早期発見に取り組みます。</li></ul>
消費生活相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>● 消費生活センター等におけるファクシミリや電子メール等での消費者相談の受付や、相談員の障害者理解のための研修の実施等を促進することにより、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。</li></ul>
消費者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 消費者トラブルの防止及び障害者の消費者としての利益の擁護・増進のため、障害者等の各種消費者関係行事への参加の促進、研修の実施等により、障害者等に対する消費者教育を推進します。</li></ul>



## 【7】情報アクセシビリティ向上の推進

障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティ<sup>注</sup>の向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

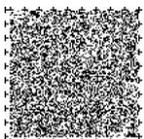
### 1. 情報アクセシビリティの向上

取り組み事業	事業内容
情報通信の活用支援	●安芸高田市障害者基幹相談支援センターにて、障害者のパソコン、IT教室を実施し、障害者の情報通信技術の利用及び活用機会の拡大を図ります。
視覚障害者への情報提供の多様化	●視覚障害者へのSPコード(活字文書読上げ装置による音声コード)を付した文書の充実を図ります。 ●視覚障害者へ声の広報(録音広報)を送付し、情報提供の充実を図ります。

注【情報アクセシビリティ】年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

### 2. 意思疎通支援の充実

取り組み事業	事業内容
コミュニケーション支援と人材の育成・確保	●意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣等の支援を行います。 ●手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員等の養成研修等の実施により、人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させます。
コミュニケーション支援ツールの普及	●情報やコミュニケーションに関する支援機器の周知を図るとともに、機器を必要とする障害者に対する給付、利用の支援等を行います。 ●意思疎通に困難を抱える人が自分の意志や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための、絵記号等の普及及び利用の促進を図ります。
災害時における情報伝達	●災害発生時に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備に努めます。 ●特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害者等にもわかりやすい情報の提供に努めます。



## 【8】行政サービス等における配慮

障害者が適切にサービスや支援を受けることができるよう、行政機関の職員等における障害者理解の促進に努めるとともに、障害者がその権利を円滑に行使することができるように、障害者に対して、選挙等における配慮、手続等における配慮を行います。

### 1. 行政機関等における配慮の推進

取り組み事業	事業内容
事務・事業遂行における配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市役所等における事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法（平成28年4月施行）に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。</li> <li>●行政情報の提供等にあたっては、情報通信技術（ICT<sup>注1</sup>）の進展等も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。</li> </ul>
職員の研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政機関の職員等に対する、障害者に関する理解を促進するために必要な研修等を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。</li> </ul>

注1【ICT】Information and Communication Technology

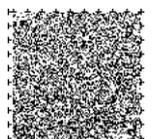
### 2. 選挙等における配慮の推進

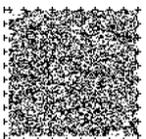
取り組み事業	事業内容
選挙時の情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。</li> </ul>
障害者の投票への配慮と機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●移動に困難を抱える障害者に配慮した、投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めます。</li> <li>●成年被後見人の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、判断能力が不十分な障害者が、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等を促進します。</li> <li>●指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努めます。</li> </ul>

### 3. 行政情報のバリアフリー化

取り組み事業	事業内容
行政情報のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者を含む、全ての人の利用のしやすさに配慮した、行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、市のウェブアクセシビリティ<sup>注2</sup>の向上等に向けた取り組みを促進します。</li> </ul>

注2【ウェブアクセシビリティ】ホームページなどにおいて、高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとなるよう配慮されたもの。





## 第8章 障害福祉計画（第3期）の進捗状況評価

### 【1】地域生活や一般就労移行の目標と実績

本市では、第3期計画期間において障害者の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき、福祉施設入所者の地域生活への移行などに関する数値目標を設定し、総合的・計画的な取り組みに努めてきました。以下に、その取り組み結果の実績を整理します。

なお、障害福祉計画の数値（計画値・実績値）については、あくまで本市が支給決定している利用者の数値であり、本市内にある施設や事業所の定員や、他市町が支給決定している利用者を含む数値ではありません。

#### 1. 福祉施設入所者の地域生活移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者のうち、自立訓練などを利用し、グループホームや一般住宅等への移行者数については、第1期計画の策定時の平成17年10月時点における、施設入所者数95人から、平成26年10月現在の実績値は94人と、計画値76人を大きく上回っています。計画値どおり施設入所者数が削減できなかった主な要因として、国の基本指針に基づく削減割合（第1期計画策定時の入所数の20%削減）の目標が本市の実態と異なり、高すぎたことがあげられます。

	平成17年 10月時点	平成26年度 末【計画値】	平成26年 10月【実績値】
施設入所利用者数(人)	95	76	94

#### 2. 就労支援事業

##### (1) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設入所者のうち、就労移行支援事業などを通じて、ハローワークや県などの関係機関との連携を図りながら、平成26年度中に一般就労に移行する人の計画値は、16人と設定しています。

市内に在住する障害者で、平成17年度時点に就労支援事業所などの福祉施設から一般の企業などに就労した人は4人でした。平成26年10月現在の実績値は1人と、計画値を下回りました。計画値どおり一般就労への移行が進まなかった主な要因として、国の基本指針に基づく福祉施設から移行割合（第1期計画策定時の一般就労した者の4倍）の目標が本市の実態と異なり、高すぎたことがあげられます。

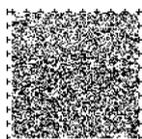
	平成17年 10月時点	平成26年度 末【計画値】	平成26年 10月【実績値】
福祉施設から一般就労への移行(人)	4	16	1



## (2) 就労移行支援事業

国の指針に基づき、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業の利用者数を 101 人と見込んでいましたが、平成 26 年 10 月現在の実績値は 8 人と、計画値を下回っています。計画値どおり就労移行支援事業の利用者が増えなかった主な要因として、国の基本指針に基づく就労移行支援事業利用者の割合（福祉施設利用者の 20%以上）の目標が、本市の実態と異なり、高すぎたことがあげられます。

	平成 26 年度 末【計画値】	平成 26 年 10 月【実績値】
①福祉施設の1か月の利用者数(人/月)	273	249
②就労移行支援事業の1か月の利用者数(人/月)	101	8



## 【2】障害福祉サービスの進捗状況

本市では、第3期計画期間において、障害福祉サービスの見込み量を国の基本指針に基づき算出し、さらに第2期計画の進捗状況やサービス利用の実績及び各事業所の実施計画などにより数値を見込みました。

以下に、第3期計画期間における実績値の進捗状況を取りまとめます。

なお、障害福祉計画の数値（計画値・実績値）については、あくまで本市が支給決定している利用者の数値であり、本市内にある施設や事業所の定員や、他市町が支給決定している利用者を含む数値ではありません。

### 1. 訪問系サービスの進捗状況

#### （1）居宅介護

居宅介護は、身体、知的、精神障害者及び障害児を対象として、自宅で入浴・排せつ・食事などの身体介護、洗濯・掃除などの家事援助を行うサービスです。

計画期間において、利用者数は計画値を下回って推移しています。下回った要因として、施設入所者等の地域移行の進展により、在宅生活が増え、居宅介護サービスの利用増が見込まれたため、計画値が高すぎたことによります。

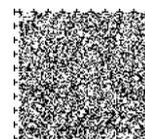
		第3期計画期間実績		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人/月)	計画値	70	92	112
	実績値	55	51	51
利用時間(時間/月)	計画値	1,466	1,780	2,542
	実績値	688	686	629

注：平成26年は見込み値(以下同様)

#### （2）重度訪問介護

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人を対象として、自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行うサービスです。

計画期間における利用者はありませんでした。利用が無い要因としては、同サービスの利用対象であっても家族等の支援や居宅介護サービスの利用があること、改正前は同サービスの利用対象者が限られていたこと、サービス提供事業所の支援員（ヘルパー）が長時間支援となるため確保できないこと、等が考えられます。



		第3期計画期間実績		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(人/月)	計画値	2	4	6
	実績値	0	0	0
利用時間(時間/月)	計画値	120	240	360
	実績値	0	0	0

### (3) 同行援護

同行援護は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人を対象として、移動時や外出先で視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事などの介護などを行うサービスです。

計画期間内では、利用者数は計画値をやや下回ったものの、ほぼ計画値どおりとなっています。

		第3期計画期間実績		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(人/月)	計画値	1	2	4
	実績値	1	1	2
利用時間(時間/月)	計画値	50	100	200
	実績値	2	2	13

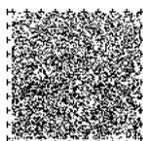
### (4) 行動援護

行動援護は、知的障害や精神障害によって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人を対象として、行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービスです。

市内には、行動援護事業所は無く、利用する場合には県内他市町の事業所を利用することになります。

計画期間内の利用者はありませんでした。下回った主な要因としては、市内に事業所が無いことが考えられます。

		第3期計画期間実績		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(人/月)	計画値	1	2	4
	実績値	0	0	0
利用時間(時間/月)	計画値	50	100	200
	実績値	0	0	0



## (5) 重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援は、常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人<sup>注</sup>を対象として、本人の心身の状態や介護者の状況、居住の状況などを踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護など）を包括的に提供するサービスです。

市内には、重度障害者等包括支援事業所は無く、県内には1か所しかありません。

計画期間における利用者はありませんでした。下回った要因としては、市内に事業所が無いことや、重度障害者等包括支援というサービスが理解されていないことや、本市では障害者支援施設が充実していることから利用が無く、計画値が高すぎたことによりです。

		第3期計画期間実績		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人/月)	計画値	1	2	4
	実績値	0	0	0
利用時間(時間/月)	計画値	100	200	800
	実績値	0	0	0

注:障害支援区分6

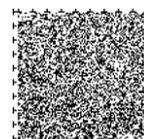
①四肢のすべてに麻痺などがあり寝たきり状態にある障害のある人で、

・ALS<sup>※</sup>など、呼吸管理を行っている身体障害のある人

・最重度の知的障害のある人

②強度行動障害のある重度・最重度の知的障害のある人

※手足、のど、舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉が徐々にやせて力がなくなっていく原因不明の進行性の疾患。



## 2 日中活動系サービスの進捗状況

### (1) 生活介護

生活介護は、常に介護を必要とする障害者を対象として、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の支援、生産活動などの機会を提供するサービスです。

計画期間において、利用者数は計画値をやや下回ったものの、ほぼ計画値どおりとなっています。

		第3期計画期間実績		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人/月)	計画値	119	119	119
	実績値	127	104	109
利用時間(人日/月)	計画値	2,618	2,618	2,618
	実績値	1,881	1,836	1,883

### (2) 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）は、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のための支援が必要な身体障害者を対象として、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援などを行うサービスです。

市内には事業所が無く、県内の事業所（2か所）が利用されています。

計画期間において、利用者数はほぼ計画値通りとなっています。

		第3期計画期間実績		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人/月)	計画値	1	1	1
	実績値	2	1	2
利用時間(人日/月)	計画値	22	22	22
	実績値	22	14	16



### (3) 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）は、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のための支援が必要な知的障害者、精神障害者を対象として、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援などを行うサービスです。

利用者の低迷により、市内にあった事業所（1か所）が廃止しており、平成26年度からは県内他市の事業所を利用されています。

計画期間においては、利用者数は計画値を大きく下回って推移しています。下回った要因としては、希望どおりの利用が無く、計画値が高すぎたことによります。

		第3期計画期間実績		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人/月)	計画値	25	25	25
	実績値	1	1	1
利用時間(人日/月)	計画値	550	550	550
	実績値	22	22	8

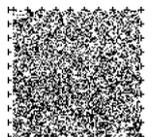
### (4) 就労移行支援

就労移行支援は、一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓などを通じ、企業などへの雇用や在宅就労が見込まれる65歳未満の人を対象として、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

市内には、これまでなかった就労移行支援事業所が平成26年度に1か所開所し、もう1か所開所予定です。

計画期間においては、利用者数は計画値を大きく下回って推移しています。下回った要因としては、市内に事業所がなかったことが原因と考えられます。

		第3期計画期間実績		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人/月)	計画値	33	67	101
	実績値	0	1	8
利用時間(人日/月)	計画値	726	2,211	2,222
	実績値	0	1	109



### (5) 就労継続支援A型

就労継続支援A型は、就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な65歳未満の人を対象として、通所により雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導などを行うサービスです。

市内には、3障害に対応した事業所（3か所）があります。

計画期間においては、利用者数は計画値をやや下回って推移しています。下回った要因として、県内に就労継続支援A型事業所ができたことや、65歳を超える利用者が多かったため、計画どおり増えず、計画値が高すぎたことによります。

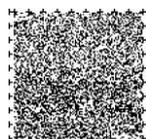
		第3期計画期間実績		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人/月)	計画値	81	90	100
	実績値	80	77	72
利用時間(人日/月)	計画値	1,782	1,980	2,200
	実績値	1,588	1,528	1,579

### (6) 就労継続支援B型

就労継続支援B型は、就労移行支援などを利用したものの、一般企業などの雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人を対象として、通所により就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業などでの就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導などを行うサービスです。

計画期間においては、利用者数は計画値をやや下回って推移しています。やや下回った要因として、新規の就労継続支援B型の利用者は増えたものの、65歳になり就労を希望しない人も多くいたため、計画どおり増えず、計画値が高すぎたことによります。

		第3期計画期間実績		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人/月)	計画値	138	158	158
	実績値	119	122	121
利用時間(人日/月)	計画値	3,036	3,476	3,476
	実績値	2,328	2,420	2,490



## (7) 療養介護

療養介護は、医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、①ALS患者など呼吸管理を行っている障害支援区分6の人②筋ジストロフィー患者や重症心身障害のある人で、障害支援区分5以上の人を対象として、医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の支援などを行うサービスです。

療養介護事業所は、指定基準上医療機関であることが必要であり、本市には無く、県内の他市の事業所を利用されています。

計画期間においては、おおむね計画値に近い実績で推移しています。

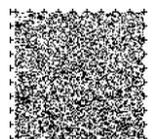
		第3期計画期間実績		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人/月)	計画値	15	15	15
	実績値	15	14	14

## (8) 短期入所（ショートステイ）

短期入所（ショートステイ）は、居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により、障害者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障害者を対象として、障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の支援を行うサービスです。

計画期間においては、利用者数は計画値を下回って推移しています。下回った要因として、施設入所者等の地域移行の進展により、在宅生活が増え、短期入所サービスの利用増が見込まれたため、計画値が高すぎたことによります。また、利用希望量に沿った支給決定をしているものの、全く利用が無い利用者もあり、保険的な利用も多いのが実態です。

			第3期計画期間実績		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
福祉型	利用者数(人/月)	計画値	52	52	52
		実績値	16	16	18
	利用時間(人日/月)	計画値	364	364	364
		実績値	81	72	117
医療型	利用者数(人/月)	実績値	1	0	0
	利用時間(人日/月)	実績値	3	0	0



### 3 居住系サービスの進捗状況

#### (1) 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

共同生活援助（グループホーム）は、地域で自立した日常生活を営む上で支援が必要な人を対象として、家事などの日常生活上の支援や日常生活における相談支援などを行うサービスです。

共同生活介護（ケアホーム）は、地域で自立した日常生活を営む上で、食事や入浴などの介護や日常生活上の支援が必要な人を対象として、家事などの日常生活上の支援、食事・入浴・排せつなどの介護、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所などの関係機関との連絡などを行うサービスです。

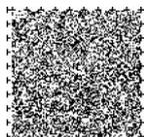
これまで共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）に分類されていましたが、平成 26 年 4 月 1 日から、ケアホームのグループホームへの一元化が図られました。グループホームは、障害者が共同生活を行う住宅で、平日の日中は、日中活動系サービス等を利用します。

計画期間においては、利用者数は計画値を下回って推移しています。下回った要因として、施設入所者等の地域移行の進展により、ケアホームの利用増が見込まれたため、計画値が高すぎたことによります。

		第3期計画期間実績		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助(グループホーム) 利用者数(人/月)	計画値	54	61	(68)
	実績値	52	53	59
共同生活介護(ケアホーム) 利用者数(人/月)	計画値	11	18	(25)
	実績値	8	8	
合計 利用者数(人/月)	計画値	65	79	93
	実績値	60	61	59

注1:( )内数値は、一元化される前の計画値

注2:表中の数値は、本市が支給決定した利用者数であり、他市町が支給決定した利用者を含まない。



## (2) 施設入所支援

施設入所支援は、①生活介護利用者②自立訓練、就労移行支援などの利用者のうち、地域の社会資源の状況などにより通所することが困難な人を対象として、夜間における入浴、排せつなどの介護や日常生活上の支援などを行うサービスです。

計画期間において、利用者数はほぼ計画値どおりか、やや上回る利用となっています。

計画値よりも上回った要因として、最終年度に施設入所者等の地域移行が進み、施設入所支援の利用者が減ると見込んでいたことによります。実際には、施設入所の利用希望者が多く、障害者支援施設の定員は増えないため、利用は横ばいであるのが現状です。

		第3期計画期間実績		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(人/月)	計画値	118	97	76
	実績値	92	94	93

注：表中の数値は、本市が支給決定した利用者数であり、他市町が支給決定した利用者を含まない。

## 4 相談支援の進捗状況

### (1) 計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）

計画相談支援は、障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用する障害者及び障害児通所支援を利用する障害児を対象として、サービス利用支援は障害のある人の心身の状況、その置かれている環境などを勘案し、利用するサービスの内容などを定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定などが行われた後に支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成などを行うサービスです。

継続サービス利用支援は、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果などを勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更などを行うサービスです。

計画期間においては、利用者数は、開始年度である平成 24 年は計画を下回りましたが、平成 25 年からは計画値を上回る実績となっています。

		第3期計画期間実績		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(人/月)	計画値	10	10	10
	実績値	6	23	33

注：表中の数値は、請求ベースではなく、実績ベースに基づく数値。



## (2) 地域移行支援

地域移行支援は、障害者支援施設または児童福祉施設に入所している人及び精神科病院などに入院している人を対象として、住宅の確保をはじめ、対象者が地域での生活に移行するための活動に関する相談支援などを行うサービスです。

計画期間においては、利用者はありませんでした。利用がなかった要因として、利用希望者がいないことや、平成 24 年度から開始された事業であることなどにより、地域移行支援該当者の利用まで至らなかったことが考えられます。

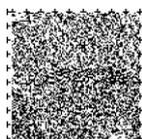
		第3期計画期間実績		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(人/月)	計画値	3	3	3
	実績値	0	0	0

## (3) 地域定着支援

地域定着支援は、居宅において単身または家庭環境などにより同居している家族による支援を受けられない人を対象として、本人と常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態の際の相談及び対応などを行うサービスです。

計画期間においては、利用者はありませんでした。利用がなかった要因として、利用希望者がいないことや、平成 24 年度から開始された事業であることなどにより、地域定着支援該当者の利用まで至らなかったことが考えられます。

		第3期計画期間実績		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(人/月)	計画値	1	2	3
	実績値	0	0	0



### 【3】地域生活支援事業の進捗状況

地域生活支援事業は、障害者が持っている能力や適性に応じて、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援することを目的とした事業です。

本市では、法令により必須とされている「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」及び「地域活動支援センター事業」に加え、現状において本市で障害者が自立した生活を送るために必要性が高いと判断される「福祉ホーム事業」「日中一時支援事業」などを行っています。

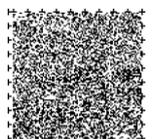
#### 1. 必須事業

##### (1) 障害者相談支援事業

障害者相談支援事業は、障害者等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など、権利擁護のための援助を行うサービスです。

計画期間においては、ほぼ計画値どおりの実績となっています。

		第3期計画期間実績		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業 箇所数(箇所)	計画値	2	2	2
	実績値	2	2	3
障害児相談支援事業(箇所)	計画値	2	2	2
	実績値	1	1	2
地域自立支援協議会(箇所)	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業(箇所)	計画値	-	-	1
	実績値	-	-	-
住宅入居等支援事業(箇所)	計画値	-	-	1
	実績値	2	2	3
成年後見制度利用支援事業 (利用件数/年)	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	1



## (2) コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業は、手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置など、意思疎通を図ることに支障がある人と他の人との意思疎通を仲介するサービスです。

計画期間においては、利用件数は計画値をやや下回って推移しています。

手話通訳者の設置については、市内に手話通訳者の資格保有者が少ないため、設置が難しい状況があります。

		第3期計画期間実績		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者設置事業(箇所)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
手話通訳者派遣事業利用者数(人/月)	計画値	5	5	5
	実績値	3	3	4
要約筆記者派遣事業利用者数(人/月)	計画値	2	2	2
	実績値	2	2	2

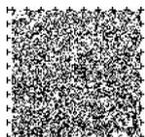
## (3) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、重度の身体障害者、知的障害者に対し、日常生活用具を給付するサービスです。

計画期間においては、利用件数は計画値をやや下回って推移しています。

利用件数(件/年)		第3期計画期間実績		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
①介護・訓練支援用具	計画値	2	2	2
	実績値	0	2	1
②自立生活支援用具	計画値	5	5	5
	実績値	3	3	4
③在宅療養等支援用具	計画値	10	10	10
	実績値	8	9	4
④情報・意思疎通支援用具	計画値	2	2	2
	実績値	7	4	4
⑤排せつ管理支援用具	計画値	720	720	720
	実績値	665	750	780
⑥居宅生活動作補助用具	計画値	2	2	2
	実績値	1	0	0

- ①特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、移動用リフトなど
- ②入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具など
- ③透析液加温器、ネブライザー(吸入器)、たん吸引器など
- ④携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライターなど
- ⑤ストーマ用装具(蓄便袋・蓄尿袋)、紙おむつ等、尿管器など
- ⑥段差解消などの住宅改修



#### (4) 移動支援事業

移動支援事業は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援するサービスです。

計画期間においては、利用人数は計画値をやや下回って推移しています。下回った要因として、事業所の数が3事業所と少ないこと、同行するヘルパーが確保できないこと、本市における公共交通機関等が充実していないことによるヘルパーの同行が難しい実態があることが原因と考えられます。

		第3期計画期間実績		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人/月)	計画値	14	15	15
	実績値	10	8	4
利用時間(時間/月)	計画値	84	84	84
	実績値	54	47	25

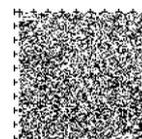
#### (5) 地域活動支援センター事業(Ⅲ型)

地域活動支援センター事業(Ⅲ型)は、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与し、地域生活支援の促進を図るサービスです。

市内には、1か所の地域活動支援センター(定員20)があります。市外は、近隣市の地域活動支援センターの利用があります。

計画期間においては、利用人数は計画値をやや下回って推移しています。下回った要因として、利用者の障害特性等により同センターへの安定的な通所が難しいことが原因と考えられます。

			第3期計画期間実績		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
市内	箇所数(箇所)	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
	利用者数(人/月)	計画値	20	20	20
		実績値	16	17	16
市外	箇所数(箇所)	計画値	2	2	2
		実績値	0	1	1
	利用者数(人/月)	計画値	2	2	2
		実績値	0	1	1



## 2. その他の事業

### (1) 福祉ホーム事業（身体障害）

家庭環境や住宅事情などの理由で、在宅で生活することが困難な障害者を対象に、低料金で、居室やその他の施設、日常生活に必要な便宜を提供する事業です。

市内には、1か所の福祉ホーム（定員30）があります。

計画期間においては、利用人数は計画値を下回って推移しています。下回った要因として、福祉ホームは、当面、運用上の居住地特例が認められており、終了となる可能性があったことから、定員で見込んでいたため、計画値が高すぎたことによります。

		第3期計画期間実績		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
箇所数(箇所)	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
利用者数(人/月)	計画値	30	30	30
	実績値	15	12	11

### (2) 施設入所者就職支度金給付事業

就労移行支援事業や就労継続支援事業を利用して一般就労が可能になり、施設を退所することになった人などを対象に、就職支度金を支給します。

計画期間においては、給付の利用はありませんでした。下回った要因として、一般就労への移行者が少ないことや、同事業の給付基準（収入要件）が原因と考えられます。

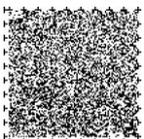
		第3期計画期間実績		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
給付件数(件/年)	計画値	2	2	2
	実績値	0	0	0

### (3) 本人活動支援事業

知的障害者を対象として、自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける活動などを支援します。

計画期間においては、利用者はありませんでした。

		第3期計画期間実績		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
箇所数(箇所)	計画値	0	0	3
	実績値	0	0	0
利用者数(人/年)	計画値	0	0	50
	実績値	0	0	0



#### (4) ボランティア活動支援事業

障害者やその家族などの団体が行う、社会復帰に関するボランティア活動について、情報提供等の支援をします。

計画期間においては、延べ利用件数は計画値をやや下回って推移しています。下回っている要因としては、平成24年度まで通学者へのボランティア（アシスタント協力員）の派遣が終了したため、減っています。

		第3期計画期間実績		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
箇所数(箇所)	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
延べ利用件数(件/年)	計画値	(120)	(120)	(120)
	実績値	165	96	90

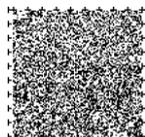
注：計画値は第3期計画において、平成24年度から平成26年度まで、支援対象者10人/年としており、件数の計画はない。ちなみに、平成21年度466件/年、平成22年度345件/年である。

#### (5) 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、日中における活動の場を提供するサービスです。

計画期間においては、利用者数は計画値をやや上回って推移しています。

		第3期計画期間実績		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ日数(日/月)	計画値	26	26	26
	実績値	28	18	18
利用者数(人/月)	計画値	11	11	11
	実績値	14	12	15



## **(6) 社会参加促進事業**

### **①スポーツ・レクリエーション教室開催等事業**

障害者ふれあい交流スポーツ大会やフライングディスク競技大会を実施し、お互いの理解や交流などを通じて、社会参加へのきっかけ作りを推進します。各種団体等との連携のもと、住民の障害のある人への理解を深めるための学習会や交流キャンプなどを通じて、地域交流を図る事業です。

### **②声の広報等発行事業**

視覚障害のある人で、この事業を利用する登録者に市が発行する広報誌などを、市の委託する朗読ボランティアの方が音読しテープに吹き込んで定期的に情報提供を行う事業です。

### **③手話通訳奉仕員養成事業**

手話奉仕員の養成や研修を行う事業です。

### **④要約筆記奉仕員養成事業**

要約筆記奉仕員の養成や研修を行う事業です。

### **⑤自動車運転免許取得事業**

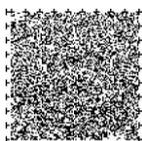
自動車運転免許の取得費用の一部を助成するサービスです。

### **⑥自動車改造費助成事業**

自動車の改造費用の一部を助成するサービスです。

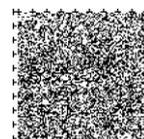
### **⑦重度障害者外出支援サービス（お太助タクシーチケット交付）事業**

日常生活を営むのに必要な交通手段が確保できない重度の心身に障害のある人を対象として、福祉車両の利用を支援します。



計画期間においては、おおむね計画値に近い実績値で推移している事業が多くなっていますが、特に、①スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の利用者数は、計画値を大きく上回りました。

		第3期計画期間実績		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
①スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 利用者数(人/年)	計画値	400	400	400
	実績値	652	575	535
②声の広報等発行事業 利用者数(人/年)	計画値	5	5	5
	実績値	5	5	5
③手話通訳奉仕員養成事業 講習修了者数(人/年)	計画値	10	10	10
	実績値	12	1	5
④要約筆記奉仕員養成事業 講習修了者数(人/年)	計画値	10	10	10
	実績値	0	7	0
⑤自動車運転免許取得事業 利用件数(件/年)	計画値	1	1	1
	実績値	0	1	0
⑥自動車改造費助成事業 利用件数(件/年)	計画値	4	4	4
	実績値	0	0	3
⑦重度障害者外出支援サービス (お太助タクシー)利用者数(人/年)	計画値	420	430	440
	実績値	415	425	419



## 【4】障害児への支援

障害児を対象とした施設・事業は、平成 24 年 4 月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。その法改正にともない、平成 24 年 4 月から「児童デイサービス」は、児童福祉法による「児童発達支援」等により提供されることになったことから、今後は、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との連携を図りながら、支援の強化を図ります。

### ①児童発達支援

未就学児を対象に、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況や、その置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う事業です。

### ②放課後等デイサービス

療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある 18 歳未満の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適応することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行うサービスです。

### ③保育所等訪問支援

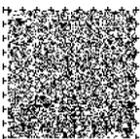
保育所等を現在利用中の障害児や今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行うサービスです。

### ④医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。

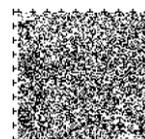
### ⑤障害児相談支援

障害児の心身の状況や環境、障害児または保護者の意向などを踏まえて「障害児支援利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行います。



障害児通所支援については、法改正で平成24年4月からサービスが開始されたため、第3期障害福祉計画において目標値の設定はありませんが、実績値は次のとおりです。

利用日数(人日/月) 利用者数(人/月)		第3期計画期間実績		
		平成24年	平成25年	平成26年
①児童発達支援	実績値	26	47	49
		2	6	8
②放課後等デイサービス	実績値	115	228	296
		16	31	34
③保育所等訪問支援	実績値	0	0	0
		0	0	0
④医療型児童発達支援	実績値	18	27	24
		2	2	2
⑤障害児相談支援	実績値	3	15	15



## 第9章 障害福祉計画（第4期）の推進

### 【1】数値目標の設定

安芸高田市障害福祉計画（第4期）においては、「第2次安芸高田市障害者プラン」の基本理念や取り組み方針との調和に配慮しつつ、障害者のニーズに応じた障害福祉サービスの適切な提供、基盤整備を推進します。

特に、地域生活移行と就労支援については、国の指針<sup>注</sup>や広島県障害福祉計画（第4期）の基本的な考え方を踏まえ、平成27年度から平成29年度に向けて、以下の数値目標を掲げ、その達成を目指します。

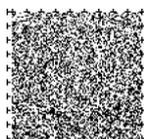
注【国の指針】「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）

#### 1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障害者それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障害者の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者93人のうち、4人（4.3%）を削減目標とし、これまでの実績やアンケート結果に基づき、国の指針を下回る施設入所からの地域生活移行者の目標を5人（5.4%）とします。

	国の指針及び県の基本的な考え方	【実績値または目標数値】
①平成25年度末時点の施設入所者数	—	93人
②平成29年度末施設入所者数の目標値	—	89人
③削減見込み(①-②)	—	4人
④削減割合(③/①)	①から4%以上削減を基本	4.3%
⑤施設入所からの地域生活移行者数	—	5人
⑥地域生活移行率(⑤/①)	①の12%以上を基本	5.4%



## 2. 地域生活支援拠点等の整備

平成 29 年度末までの目標として、市内社会福祉法人へのヒアリングの結果、市内に地域生活支援拠点等の整備を 2 か所とします。

	県の基本的な考え方	【目標数値】
地域生活支援拠点の整備箇所数	各市町に少なくとも 1 か所を整備	2 か所

注：国の指針では、地域生活支援拠点等は、各市町又は圏域に少なくとも 1 つを整備となっています。

## 3. 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、就労移行支援事業などの推進により、平成 29 年度末において 6 人を目標とします。

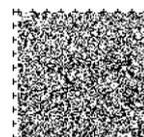
	【実績値または目標数値】
①平成 24 年度の福祉施設利用者からの一般就労移行者数	3 人
②平成 29 年度末の福祉施設利用者からの一般就労移行者数	6 人
③移行割合(②/①)	2.0
④「②」のうち就労移行支援及び就労継続支援以外の福祉施設利用者	2 人

## 3. 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設利用者のうち、平成 29 年度の就労移行支援事業の利用者を、2 人とすることを目標とします。

	【実績値または目標数値】
①平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数	0 人
②平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数	2 人
③利用者数増加割合(②/①)	-

また、平成 29 年度の就労移行支援事業所（1 か所）について、就労移行率を 3 割以上とすることを目指します。



## 【2】障害福祉サービス事業量の見込みと推進方策

障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障害者を取り巻く現状の変化や第3期計画期間の利用実績等、また、アンケート調査結果の障害者ニーズ分析等を踏まえて、次のとおり設定します。

### 1. 訪問系サービス

#### ◆見込量◆

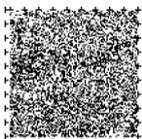
		第4期計画期間見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
①居宅介護	利用時間(時間/月)	700	700	700
	利用者数(人/月)	52	52	52
②重度訪問介護	利用時間(時間/月)	60	60	60
	利用者数(人/月)	1	1	1
③同行援護	利用時間(時間/月)	65	65	65
	利用者数(人/月)	2	2	2
④行動援護	利用時間(時間/月)	50	50	50
	利用者数(人/月)	1	1	1
⑤重度障害者等包括支援	利用時間(時間/月)	0	0	0
	利用者数(人/月)	0	0	0
訪問系サービス(①～⑤) 合計	利用時間(時間/月)	875	875	875
	利用者数(人/月)	56	56	56

#### ◆確保方策◆

過去3年間のサービス提供実績からも検討しており、見込み量を確保する予定です。

市内で完結しない障害福祉サービス（⑤重度障害者等包括支援を除く）については、市内で提供できるよう社会福祉法人等関係機関と協議を重ね、確保に努めます。

なお、⑤重度障害者等包括支援は、県内に1か所しか事業所がなく、遠方であり、近隣他市町と比較して、市内に障害者支援施設が多くある現状もあり、本市ではその利用は見込んでいません。



## 2. 日中活動系サービス

### ◆見込量◆

		第4期計画期間見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
①生活介護	利用日数(人日/月)	1,882	1,882	1,882
	利用者数(人/月)	116	116	116
②自立訓練(機能訓練)	利用日数(人日/月)	22	22	22
	利用者数(人/月)	1	1	1
③自立訓練(生活訓練)	利用日数(人日/月)	22	22	22
	利用者数(人/月)	1	1	1
④就労移行支援	利用日数(人日/月)	154	154	154
	利用者数(人/月)	7	7	7
⑤就労継続支援(A型)	利用日数(人日/月)	1,562	1,562	1,562
	利用者数(人/月)	71	71	71
⑥就労継続支援(B型)	利用日数(人日/月)	2,640	2,640	2,640
	利用者数(人/月)	120	120	120
⑦療養介護	利用日数(人日/月)	420	420	420
	利用者数(人/月)	14	14	14
⑧短期入所(福祉型)	利用日数(人日/月)	63	63	63
	利用者数(人/月)	9	9	9
⑨短期入所(医療型)	利用日数(人日/月)	7	7	7
	利用者数(人/月)	1	1	1

### ◆確保方策◆

過去3年間のサービス提供実績から検討しており、見込み量を確保する予定です。

本市では、①生活介護④就労移行支援⑤就労継続支援(A型)及び⑥就労継続支援(B型)は、近隣他市町と比較して事業所が充実しており、本市で完結可能なサービスです。特に、平成26年度には④就労移行支援事業所が2か所開設予定であり、特別支援学校の卒業生や新規の就労希望者の受け皿として期待されます。

②自立訓練(機能訓練)③自立訓練(生活訓練)⑦療養介護⑨短期入所(医療型)は本市に事業所がなく、県内他市町の事業所を利用しながら、見込み量を確保する予定です。



### 3. 居住系サービス

#### ◆見込量◆

		第4期計画期間見込量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①共同生活援助	利用者数(人/月)	60	65	70
	市内の定員総数見込み	156	161	166
②施設入所支援	利用者数(人/月)	93	91	89

#### ◆確保方策◆

①共同生活援助（グループホーム）②施設入所支援については、（居住地特例で他市町の利用者がいるものの）市内で完結し提供できるサービスであり、見込み量を確保する予定です。

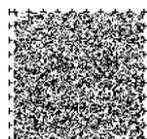
### 4. 相談支援

#### ◆見込量◆

		第4期計画期間見込量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①計画相談支援	利用者数(人/月)	10	10	10
②地域移行支援	利用者数(人/月)	1	1	1
③地域定着支援	利用者数(人/月)	3	5	7

#### ◆確保方策◆

①計画相談支援を行う指定特定相談支援事業所が市内に3事業所、②地域移行支援・③地域定着支援を行う指定一般相談支援事業所が市内に2事業所あることから、見込み量を確保する予定です。



### 【3】地域生活支援事業の見込みと推進方策

地域生活支援事業の見込量及びその確保のための方策については、本市の障害者を取り巻く現状の変化や第3期計画期間の利用実績等、また、アンケート調査結果の障害者ニーズ分析等を踏まえて、次のとおり設定します。

#### 1. 必須事業

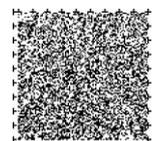
##### ◆見込量◆

		第4期計画期間見込量			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
(1)	理解促進研修・啓発事業				
	①広報啓発	実施の有無	実施	実施	実施
(2)	自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
	①ボランティア活動支援 (アシスタント事業)	か所数(か所)	1	1	1
		延べ利用件数 (件/年)	114	138	162
(3)	相談支援事業				
	①障害者相談支援事業	か所数(か所)	3	3	3
	(イ)基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
	②基幹相談支援センター 機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
	③住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
(4)	成年後見制度利用支援事業	利用件数 (件/年)	2	2	2
(5)	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
(6)	意思疎通支援事業				
	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数 (件/月)	4	4	4
	(イ)手話通訳者派遣事業	延べ利用者数 (人/月)	(2)	(2)	(2)
	(ロ)要約筆記者派遣事業	延べ利用者数 (人/月)	(2)	(2)	(2)

注：地域生活支援事業の各事業内容は、第8章 障害福祉計画(第3期)、資料編 用語解説に掲載しています。

##### ◆確保方策◆

過去3年間のサービス提供実績からも検討しており、見込み量を確保する予定です。

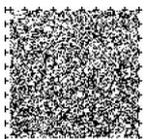


		第4期計画期間見込量			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
(7)	日常生活用具給付等事業				
	①介護・訓練支援用具	利用件数 (件/年)	1	1	1
	②自立生活支援用具	利用件数 (件/年)	3	3	3
	③在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)	8	8	8
	④情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)	4	4	4
	⑤排泄管理支援用具	利用件数 (件/年)	800	810	820
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	利用件数 (件/年)	1	1	1
(8)	手話奉仕員養成研修事業	回数(回)	20	20	20
		講習修了者数 (人/年)	5	0	5
(9)	移動支援事業	利用時間 (時間/月)	30	30	30
		利用者数 (人/月)	5	5	5
(10)	地域活動支援センター (市内)	か所数(か所)	1	1	1
		利用者数 (人/月)	20	20	20
	地域活動支援センター (市外)	か所数(か所)	1	1	1
		利用者数 (人/月)	1	1	1

注：地域生活支援事業の各事業内容は、第8章 障害福祉計画(第3期)、資料編 用語解説に掲載しています。

◆確保方策◆

過去3年間のサービス提供実績からも検討しており、見込み量を確保する予定です。



## 2. 任意事業

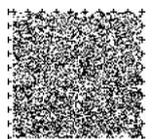
### ◆見込量◆

		第4期計画期間見込量			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
(1)	日常生活支援				
	①福祉ホーム(身体障害)	箇所数(箇所)	1	1	1
		利用者数(人/月)	30	30	30
	②日中一時支援事業	延べ日数(日/月)	30	30	30
利用者数(人/月)		7	7	7	
(2)	社会参加支援				
	①スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	回数(回)	2	2	2
		利用者数(人/年)	587	587	587
	②声の広報等発行事業	回数(回)	12	12	12
		利用者数(人/年)	5	5	5
	③要約筆記奉仕員養成事業	回数(回)	6	10	10
		講習修了者数(人/年)	0	7	9
	④自動車運転免許取得事業	利用件数(件/年)	1	1	1
	⑤自動車改造費助成事業	利用件数(件/年)	3	3	3
	⑥重度障害者外出支援サービス(お太助タクシー)	チケット使用枚数	19,600	19,600	19,600
利用者数(人/年)		430	430	430	
(3)	権利擁護支援				
	①成年後見制度普及啓発	実施の有無	実施	実施	実施
	②障害者虐待防止対策支援	実施の有無	実施	実施	実施
(4)	就業・就労支援				
	施設入所者就職支度金給付事業	利用者数(人/年)	1	1	1

注:地域生活支援事業の各事業内容は、第8章 障害福祉計画(第3期)、資料編 用語解説に掲載しています。

### ◆確保方策◆

過去3年間のサービス提供実績からも検討しており、見込み量を確保する予定です。



## 【4】障害児通所支援の見込みと推進方策

### ◆見込量◆

		第4期計画期間見込量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①児童発達支援	利用日数(人日/月)	132	132	132
	利用者数(人/月)	6	6	6
②放課後等デイサービス	利用日数(人日/月)	704	880	990
	利用者数(人/月)	32	40	45
③保育所等訪問支援	利用日数(人日/月)	0	0	0
	利用者数(人/月)	0	0	0
④医療型児童発達支援	利用日数(人日/月)	44	44	44
	利用者数(人/月)	2	2	2
⑤障害児相談支援	利用者数(人/月)	7	7	7

### ◆確保方策◆

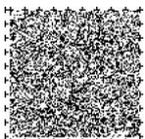
過去3年間のサービス提供実績からも検討しており、見込み量を確保する予定です。

特に、②放課後等デイサービスの事業所は、市内に3か所（平成27年1月現在2事業所、平成27年4月に1事業所開所予定）となることから、利用増が見込まれます。

③保育所等訪問支援は、平成26年度までは療育支援事業（単独事業）を実施しており、平成27年度からは安芸高田市こども発達支援センターで、同事業を継承し、保育所への支援を行う予定です。個別で行う保育所等訪問支援は、市内に事業所がないこともあり、利用は見込んでいません。

①児童発達支援については、事業所が市内に無いため、今後、市内で提供できるよう社会福祉法人等関係機関と協議を重ね、確保に努めます。

④医療型児童発達支援については、指定基準上（医療法に基づく人員・設備が必要）から、近隣他市の同事業所の利用で、必要量を確保する予定です。



# 資料編

## 1. 安芸高田市障害者プラン推進協議会設置要綱

(平成 22 年 4 月 1 日告示第 17 号の 6)

改正 平成 23 年 9 月 15 日告示第 42 号 平成 26 年 6 月 18 日告示第 33 号

(目的及び設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 11 条第 3 項に基づき市が策定した安芸高田市障害者プラン（以下「障害者プラン」という。）の推進に関し、第 3 条に規定する障害者等の意見を反映させるため、安芸高田市障害者プラン推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の要請に応じて、障害者プランの推進について、必要な意見を述べる。

2 協議会は、市長の要請に応じて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条に基づく安芸高田市障害福祉計画に関し、必要な意見を述べることができる。

(委員)

第 3 条 協議会の委員は、15 名以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第 2 条に規定する障害者
- (2) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、任期中においても委員の委嘱を解くことができる。

(会長及び副会長)

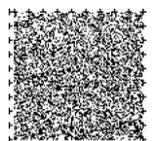
第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により、これを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席をもって開くものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させ、意見を求めることができる。



(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

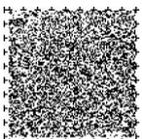
この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月15日告示第42号)

この告示は、平成23年9月15日から施行し、平成23年8月5日から適用する。

附 則 (平成26年6月18日告示第33号)

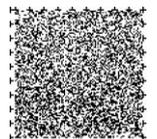
この告示は、平成26年6月18日から施行する。



## 2. 安芸高田市障害者プラン推進協議会委員名簿

氏名	所属・職名	備考
いけだ まさし 池田 正志	社会福祉法人清風会 清風会ワークセンター所長	
いしかわ みゆき 石川 みゆき	清風会吉田工場 通所者	
うす てつひこ 臼 哲彦	安芸高田市障害者自立支援協議会 会長	会長
かねもと ひでお 金本 英夫	三次公共職業安定所安芸高田出張所 就職促進指導官	
こうの まさし 河野 正司	ふれあいの家たんぽぽ 通所者	
しもつえ ひろし 下津江 博	安芸高田市障害者団体連絡協議会 会長	
たかはら のりえ 高原 法恵	安芸高田市障害児の会ホップステップジャンプ 会員	
つだ としたか 津田 敏孝	(一般社団法人安芸高田市医師会) 津田医院 院長	副会長
てらお ぶんしょう 寺尾 文尚	社会福祉法人ひとは福祉会 理事長	
にった よしあき 新田 義明	特定非営利活動法人貴船 貴船ハウス 施設長	
はらだ ゆうじ 原田 勇治	安芸高田市商工会 副会長	
みかみ まさひろ 三上 正浩	社会福祉法人たんぽぽ 理事長	
やまひら やよい 山平 弥生	(安芸高田市小中学校校長会) 安芸高田市立甲立小学校 校長	
やまもと たけかず 山本 武一	貴船ハウス 通所者	
なかもと としふみ 中元 寿文	安芸高田市福祉保健部長兼安芸高田市福祉事務所長	

※敬称略、市職員を除き五十音順  
 ( ) は推薦団体  
 平成 27 年 1 月 22 日現在



### 3. 安芸高田市障害者自立支援協議会設置要綱

(平成 24 年 4 月 1 日告示第 30 号)

改正 平成 25 年 8 月 1 日告示第 36 号

(目的及び設置)

第 1 条 障害のある人(以下「障害者」という。)とその家族が安心して生活するための地域づくりを目的とし、障害者をはじめとする障害者の支援に携わる関係者が協働し、保健、医療、権利擁護、福祉サービス、就労、教育等の地域の課題を協議する場として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき安芸高田市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議内容)

第 2 条 協議会は次に掲げる協議を行う。

- (1) 障害者又はその家族、その他当該障害者の生活の援助を行なう者(以下「障害者等」という。)からの相談内容に関する事。
- (2) 地域の障害者等によるネットワーク構築に関する事。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事。
- (4) 地域の障害者等の資質向上のための研修に関する事。
- (5) 障害者の権利擁護に関する事。
- (6) 中立性及び公平性を確保するための相談支援事業の評価に関する事。
- (7) 障害者計画及び障害福祉計画に関する事。
- (8) その他(協議会において協議することができない、又は解決することができない課題の国及び県への照会等)

(委員)

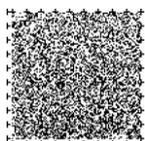
第 3 条 協議会委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 障害者
- (2) 障害者等の相談業務に携わる者
- (3) 障害福祉サービスの提供業務に携わる者
- (4) 障害者関係団体に属する者
- (5) 保健又は医療関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 就労支援関係者
- (8) 福祉保健部社会福祉課の課員
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任は妨げない。ただし、欠員に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、委員の委嘱を解くことができる。



(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、次に掲げる会議を開催する。

(1) 全体会

(2) 課題別会議

(3) 定例会

(4) 事務局会議

2 協議会が特に必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(全体会)

第7条 全体会は年間2回開催し、情報の共有及び報告の場とする。

2 全体会は会長が招集し、議事の進行を行う。

(課題別会議)

第8条 課題別会議は、委員の要請に応じて会長が開催する。

2 課題別会議の運営は、別にこれを定める。

(定例会)

第9条 定例会は毎月開催する。

2 定例会の運営は、別にこれを定める。

(事務局会議)

第10条 事務局会議は毎月開催し、第6条第1項各号に掲げる会議の運営に関する調整を行う。

2 事務局会議の運営は、別にこれを定める。

(責務)

第11条 協議会の会議に出席する者は、職務上知り得た情報を、障害者等の利益及び意に反して第三者に提供してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

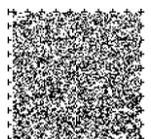
第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員に諮って会長が定める。

附 則

この告示は、平成24年4月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年8月1日告示第36号)

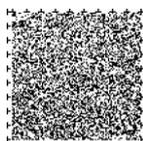
この告示は、平成25年8月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、第2条中安芸高田市在宅障害者介護手当支給事業支給事業実施要綱第3条の改正規定(「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める部分に限る。)は、平成26年4月1日から施行する。



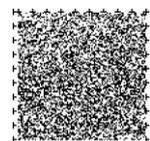
## 4. 福祉に関するアンケート調査

### (1) 単純集計結果

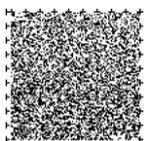
安芸高田市障害者調査／単純集計結果	回答割合(%)	回答件数
問1. 回答者		1228
本人	58.6	720
本人の家族	25.7	316
家族以外の介助者	4.8	59
無回答	10.8	133
問2. 年齢		1228
18歳未満	2.9	35
18～29歳	2.9	35
30～39歳	3.4	42
40～49歳	5.0	61
50～64歳	14.3	175
65歳以上	70.0	860
無回答	1.6	20
問3. 性別		1228
男性	45.9	564
女性	52.0	638
無回答	2.1	26
問4. 小学校区		1228
吉田町	31.3	384
八千代町	10.4	128
美土里町	11.8	145
高宮町	13.6	167
甲田町	14.8	182
向原町	14.3	175
安芸高田市外	2.4	29
無回答	1.5	18
問5. 同居家族		1228
父母・祖父母・兄弟のいずれか	15.7	193
配偶者(夫または妻)	47.4	582
子ども	24.5	301
その他	4.5	55
いない(一人で暮らしている)	25.2	310
無回答	1.6	20
問6①食事		1228
ひとりできる	78.7	966
一部介助が必要	12.2	150
全部介助が必要	5.3	65
無回答	3.8	47



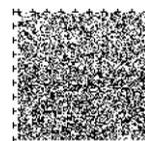
安芸高田市障害者調査／単純集計結果	回答割合(%)	回答件数
問6②トイレ		1228
ひとりできる	79.8	980
一部介助が必要	7.7	95
全部介助が必要	9.0	111
無回答	3.4	42
問6③入浴		1228
ひとりできる	69.9	858
一部介助が必要	11.3	139
全部介助が必要	15.1	185
無回答	3.7	46
問6④衣服の着脱		1228
ひとりできる	74.1	910
一部介助が必要	11.9	146
全部介助が必要	10.4	128
無回答	3.6	44
問6⑤身だしなみ		1228
ひとりできる	71.2	874
一部介助が必要	13.8	169
全部介助が必要	10.1	124
無回答	5.0	61
問6⑥家の中の移動		1228
ひとりできる	77.7	954
一部介助が必要	8.5	104
全部介助が必要	9.5	117
無回答	4.3	53
問6⑦外出		1228
ひとりできる	56.9	699
一部介助が必要	18.8	231
全部介助が必要	19.1	235
無回答	5.1	63
問6⑧家族以外の人との意思疎通		1228
ひとりできる	67.8	833
一部介助が必要	14.7	180
全部介助が必要	8.3	102
無回答	9.2	113
問6⑨お金の管理		1228
ひとりできる	61.6	756
一部介助が必要	14.8	182
全部介助が必要	18.6	228
無回答	5.0	62



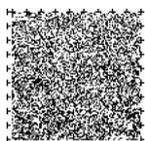
安芸高田市障害者調査／単純集計結果	回答割合(%)	回答件数
問6⑩薬の管理		1228
ひとりできる	66.4	816
一部介助が必要	11.4	140
全部介助が必要	17.8	218
無回答	4.4	54
問7. 主な介助者		593
父母・祖父母・兄弟のいずれか	17.4	103
配偶者(夫または妻)	31.7	188
子ども	24.8	147
ホームヘルパーや施設の職員	35.8	212
その他の人(ボランティア等)	3.4	20
無回答	8.3	49
問8①介助者の年齢		392
19歳以下	0.0	0
20歳代	1.0	4
30歳代	5.4	21
40歳代	7.4	29
50歳代	17.3	68
60歳代	29.6	116
70歳以上	34.9	137
無回答	4.3	17
問8②介助者の性別		392
男性	31.4	123
女性	66.8	262
無回答	1.8	7
問8③介助者の健康状態		392
よい	21.7	85
ふつう	55.9	219
よくない	20.4	80
無回答	2.0	8
問9. 身体障害者手帳		1228
1級	19.5	239
2級	12.4	152
3級	19.3	237
4級	19.6	241
5級	5.6	69
6級	4.6	57
持っていない	11.5	141
無回答	7.5	92



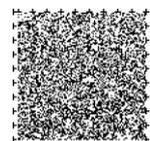
安芸高田市障害者調査／単純集計結果	回答割合(%)	回答件数
問 10. 主たる障害		995
視覚障害	6.5	65
聴覚障害	7.3	73
音声・言語・そしゃく機能障害	5.0	50
肢体不自由(上肢)	16.6	165
肢体不自由(下肢)	44.1	439
肢体不自由(体幹)	12.3	122
肢体不自由(移動機能)	8.4	84
内部障害(上記以外)	24.1	240
無回答	6.3	63
問 11. 療育手帳		1228
○A判定	1.4	17
A判定	3.4	42
○B判定	4.1	50
B判定	3.1	38
持っていない	64.4	791
無回答	23.6	290
問 12. 精神障害者保健福祉手帳		1228
1級	1.5	18
2級	5.4	66
3級	3.5	43
持っていない	70.1	861
無回答	19.5	240
問 13. 難病(特定疾患)の認定		1228
受けている	8.0	98
受けていない	73.7	905
無回答	18.3	225
問 14. 発達障害の診断有無		1228
ある	5.3	65
ない	81.4	999
無回答	13.4	164
問 15. 高次脳機能障害の診断有無		1228
ある	6.1	75
ない	79.9	981
無回答	14.0	172



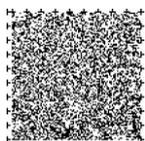
安芸高田市障害者調査／単純集計結果	回答割合(%)	回答件数
問 16. 現在受けている医療ケア		1228
気管切開	0.7	9
人工呼吸器(レスピレーター)	0.7	8
吸入	1.5	18
吸引	0.9	11
胃ろう・腸ろう	1.7	21
鼻腔経管栄養	0.5	6
中心静脈栄養(IVH)	0.3	4
透析	4.2	51
カテーテル留置	1.6	20
ストーマ(人工肛門・人工膀胱)	3.2	39
服薬管理	24.3	299
その他	19.1	234
無回答	49.3	605
問 17. 現在の暮らし方		1228
自宅で一人で暮らしている	12.2	150
自宅で家族と暮らしている	68.2	837
グループホームで暮らしている	2.1	26
福祉施設(障害者支援施設、老人福祉施設)で暮らしている	10.8	133
病院に入院している	3.8	47
その他	0.2	3
無回答	2.6	32
問 18. 将来の暮らし方		180
今のまま福祉施設や病院で生活したい	60.0	108
グループホームなどを利用して生活したい	5.6	10
家族と一緒に生活したい	22.8	41
自宅で一人暮らしをしたい	1.1	2
その他	2.2	4
無回答	8.3	15
問 19. 地域で生活するために必要な支援		180
在宅で医療ケアなどが適切に得られること	22.8	41
障害者が暮らしやすい住まい確保	38.9	70
必要な在宅サービスが適切に利用できること	41.1	74
生活訓練等の充実	23.9	43
経済的な負担を軽くする	41.1	74
相談をしやすくする	24.4	44
地域の人たちの障害に対する理解	23.3	42
コミュニケーションについての支援	21.1	38
その他	6.1	11
無回答	23.9	43



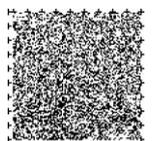
安芸高田市障害者調査／単純集計結果	回答割合(%)	回答件数
問 20. 5年後に希望する暮らし方		1228
自宅での一人暮らし	9.4	115
自宅での家族との暮らし	61.8	759
グループホームでの暮らし	3.0	37
福祉施設(障害者支援施設、老人福祉施設)での暮らし	14.3	176
その他	4.4	54
無回答	7.1	87
問 21. 10年後に希望する暮らし方		1228
自宅での一人暮らし	7.7	95
自宅での家族との暮らし	51.5	633
グループホームでの暮らし	3.7	45
福祉施設(障害者支援施設、老人福祉施設)での暮らし	20.5	252
その他	6.7	82
無回答	9.9	121
問 22. 1週間の外出程度		1228
毎日外出する	23.7	291
1週間に数回外出する	44.1	542
めったに外出しない	19.2	236
まったく外出しない	9.4	115
無回答	3.6	44
問 23. 外出する際の主な同伴者		1069
父母・祖父母・兄弟のいずれか	7.3	78
配偶者(夫または妻)	26.3	281
子ども	11.7	125
ホームヘルパーや施設の職員	9.9	106
その他の人(ボランティア等)	2.8	30
一人で外出する	31.2	333
無回答	10.9	116
問 24. 外出目的		1069
通勤・通学・通所	22.2	237
訓練やリハビリに行く	12.9	138
医療機関への受診	62.7	670
買い物に行く	64.7	692
友人・知人に会う	21.0	224
趣味やスポーツをする	17.1	183
グループ活動に参加する	13.2	141
散歩に行く	21.2	227
その他	8.0	86
無回答	2.7	29



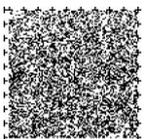
安芸高田市障害者調査／単純集計結果	回答割合(%)	回答件数
問 25. 外出する時に困ること		1069
公共交通機関が少ない(ない)	25.0	267
列車やバスの乗り降りが困難	17.5	187
道路や駅に階段や段差が多い	24.2	259
切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	8.6	92
外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	16.7	178
介助者が確保できない	5.5	59
外出にお金がかかる	15.0	160
周囲の目が気になる	5.1	54
発作など突然の身体の変化が心配	12.3	132
困った時にどうすればいいのか心配	14.6	156
その他	7.1	76
無回答	29.5	315
問 26. 平日の日中の過ごし方		1228
会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている	13.9	171
ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	0.7	9
専業主婦(主夫)をしている	9.5	117
福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)	6.2	76
病院などのデイケアに通っている	4.3	53
リハビリテーションを受けている	2.4	29
自宅で過ごしている	41.2	506
入所している施設や病院等で過ごしている	9.0	111
大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	0.5	6
特別支援学校(小中高等部)に通っている	0.5	6
一般の高校、小中学校に通っている	1.6	20
幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている	0.5	6
その他	1.0	12
無回答	8.6	106
問 27. 勤務形態		171
正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない	32.7	56
正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある	5.3	9
パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	26.9	46
自営業、農林水産業など	28.7	49
その他	1.2	2
無回答	5.3	9
問 28. 収入を得る仕事の希望		190
仕事をしたい	26.3	50
仕事をしたいができない	35.8	68
仕事をしたいと思わない	24.2	46
無回答	13.7	26



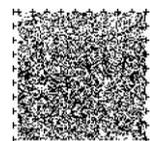
安芸高田市障害者調査／単純集計結果	回答割合(%)	回答件数
問 29. 職業訓練の希望		190
すでに職業訓練を受けた、または今訓練を受けている	6.8	13
職業訓練を受けたい	16.8	32
職業訓練を受けようとは思わない	41.6	79
職業訓練を受ける必要はない	16.3	31
無回答	18.4	35
問 30. 障害者の就労支援として必要なこと		1228
通勤手段の確保	16.7	205
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	12.2	150
短時間勤務や勤務日数等の配慮	18.6	228
自宅で仕事ができる状況の推進	10.4	128
職場の上司や同僚に障害の理解があること	16.8	206
職場で介助や援助等が受けられること	8.7	107
仕事を始めたあとの援助など職場と支援機関の連携	9.1	112
会社等とする仕事内容に合った就労訓練	7.6	93
仕事についての職場外での相談対応、支援	7.8	96
その他	3.1	38
無回答	61.4	754
問 31. 障害支援区分(障害程度区分)の認定		1228
区分1	2.6	32
区分2	2.4	29
区分3	2.6	32
区分4	3.0	37
区分5	1.5	18
区分6	2.0	24
受けていない	54.5	669
無回答	31.5	387
問 32. 介護保険によるサービス利用		1228
利用している	26.9	330
利用していない	59.8	734
無回答	13.4	164
問 33. 要介護度		330
要支援1	12.1	40
要支援2	14.8	49
要介護1	11.2	37
要介護2	17.3	57
要介護3	15.8	52
要介護4	10.6	35
要介護5	13.0	43
無回答	5.2	17



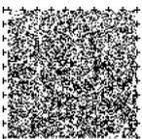
安芸高田市障害者調査／単純集計結果	回答割合(%)	回答件数
(利用有無)問 34①-1. 居宅介護(ホームヘルプ)		1228
利用している	5.4	66
利用していない	61.5	755
無回答	33.1	407
(利用有無)問 34②-1. 重度訪問介護		1228
利用している	1.8	22
利用していない	61.4	754
無回答	36.8	452
(利用有無)問 34③-1. 同行援護		1228
利用している	1.2	15
利用していない	59.0	724
無回答	39.8	489
(利用有無)問 34④-1. 行動援護		1228
利用している	1.9	23
利用していない	58.4	717
無回答	39.7	488
(利用有無)問 34⑤-1. 重度障害者等包括支援		1228
利用している	1.3	16
利用していない	59.4	729
無回答	39.3	483
(利用有無)問 34⑥-1. 生活介護		1228
利用している	9.4	115
利用していない	53.3	654
無回答	37.4	459
(利用有無)問 34⑦-1. 自立訓練(機能訓練、生活訓練)		1228
利用している	5.8	71
利用していない	56.5	694
無回答	37.7	463
(利用有無)問 34⑧-1. 就労移行支援		1228
利用している	1.0	12
利用していない	58.4	717
無回答	40.6	499
(利用有無)問 34⑨-1. 就労継続支援(A型、B型)		1228
利用している	4.1	50
利用していない	55.5	681
無回答	40.5	497
(利用有無)問 34⑩-1. 療養介護		1228
利用している	4.6	56
利用していない	56.1	689
無回答	39.3	483



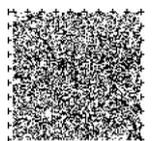
安芸高田市障害者調査／単純集計結果	回答割合(%)	回答件数
(利用有無)問 34⑪-1. 短期入所(ショートステイ)		1228
利用している	4.1	50
利用していない	56.7	696
無回答	39.3	482
(利用有無)問 34⑫-1. 共同生活援助(グループホーム)		1228
利用している	2.0	24
利用していない	57.6	707
無回答	40.5	497
(利用有無)問 34⑬-1. 施設入所支援		1228
利用している	5.9	72
利用していない	54.3	667
無回答	39.8	489
(利用有無)問 34⑭-1. 相談支援		1228
利用している	9.5	117
利用していない	50.7	623
無回答	39.7	488
(利用有無)問 34⑮-1. 児童発達支援		35
利用している	22.9	8
利用していない	57.1	20
無回答	20.0	7
(利用有無)問 34⑯-1. 放課後等デイサービス		35
利用している	34.3	12
利用していない	48.6	17
無回答	17.1	6
(利用有無)問 34⑰-1. 保育所等訪問支援		35
利用している	2.9	1
利用していない	77.1	27
無回答	20.0	7
(利用有無)問 34⑱-1. 医療型児童発達支援		35
利用している	5.7	2
利用していない	71.4	25
無回答	22.9	8
(利用有無)問 34⑲-1. 福祉型児童入所支援		35
利用している	2.9	1
利用していない	77.1	27
無回答	20.0	7
(利用有無)問 34⑳-1. 医療型児童入所支援		35
利用している	2.9	1
利用していない	77.1	27
無回答	20.0	7



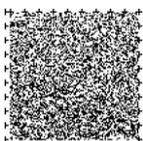
安芸高田市障害者調査／単純集計結果	回答割合(%)	回答件数
(利用意向)問 34①-2. 居宅介護(ホームヘルプ)		1228
利用したい	23.9	294
利用しない	36.2	445
無回答	39.8	489
(利用意向)問 34②-2. 重度訪問介護		1228
利用したい	16.7	205
利用しない	38.7	475
無回答	44.6	548
(利用意向)問 34③-2. 同行援護		1228
利用したい	12.2	150
利用しない	39.6	486
無回答	48.2	592
(利用意向)問 34④-2. 行動援護		1228
利用したい	13.9	171
利用しない	38.4	472
無回答	47.6	585
(利用意向)問 34⑤-2. 重度障害者等包括支援		1228
利用したい	14.3	175
利用しない	38.2	469
無回答	47.6	584
(利用意向)問 34⑥-2. 生活介護		1228
利用したい	23.6	290
利用しない	31.4	386
無回答	45.0	552
(利用意向)問 34⑦-2. 自立訓練(機能訓練、生活訓練)		1228
利用したい	19.0	233
利用しない	34.9	428
無回答	46.2	567
(利用意向)問 34⑧-2. 就労移行支援		1228
利用したい	8.6	105
利用しない	41.4	509
無回答	50.0	614
(利用意向)問 34⑨-2. 就労継続支援(A型、B型)		1228
利用したい	10.1	124
利用しない	39.5	485
無回答	50.4	619
(利用意向)問 34⑩-2. 療養介護		1228
利用したい	16.1	198
利用しない	34.9	429
無回答	48.9	601



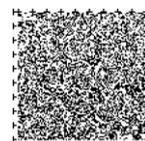
安芸高田市障害者調査／単純集計結果	回答割合(%)	回答件数
(利用意向)問 34⑪-2. 短期入所(ショートステイ)		1228
利用したい	19.7	242
利用しない	33.3	409
無回答	47.0	577
(利用意向)問 34⑫-2. 共同生活援助(グループホーム)		1228
利用したい	14.0	172
利用しない	37.0	454
無回答	49.0	602
(利用意向)問 34⑬-2. 施設入所支援		1228
利用したい	17.9	220
利用しない	32.4	398
無回答	49.7	610
(利用意向)問 34⑭-2. 相談支援		1228
利用したい	28.2	346
利用しない	24.8	305
無回答	47.0	577
(利用意向)問 34⑮-2. 児童発達支援		35
利用したい	45.7	16
利用しない	34.3	12
無回答	20.0	7
(利用意向)問 34⑯-2. 放課後等デイサービス		35
利用したい	42.9	15
利用しない	34.3	12
無回答	22.9	8
(利用意向)問 34⑰-2. 保育所等訪問支援		35
利用したい	11.4	4
利用しない	62.9	22
無回答	25.7	9
(利用意向)問 34⑱-2. 医療型児童発達支援		35
利用したい	22.9	8
利用しない	51.4	18
無回答	25.7	9
(利用意向)問 34⑲-2. 福祉型児童入所支援		35
利用したい	17.1	6
利用しない	57.1	20
無回答	25.7	9
(利用意向)問 34⑳-2. 医療型児童入所支援		35
利用したい	5.7	2
利用しない	68.6	24
無回答	25.7	9



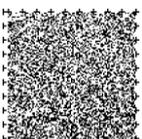
安芸高田市障害者調査／単純集計結果	回答割合(%)	回答件数
問 35. 悩みや困ったことの相談相手		1228
親	13.6	167
兄弟姉妹	25.2	309
祖父母	2.0	24
その他の家族	36.8	452
親せき	11.2	137
友人・知人	18.0	221
近所の人	8.1	99
職場の上司や同僚	3.9	48
施設の指導員など	15.1	186
ホームヘルパーなどサービス事業所の人	8.9	109
障害者団体や家族会	2.4	30
かかりつけの医師や看護師	25.6	314
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	11.1	136
民生委員・児童委員	5.0	62
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	2.4	29
相談支援事業所などの民間の相談窓口	2.9	35
行政機関の相談窓口	7.8	96
その他	2.4	29
無回答	14.2	174
問 36. 障害や福祉サービスなどに関する情報の入手先		1228
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	31.0	381
行政機関の広報誌	28.3	348
インターネット	5.1	63
家族や親せき、友人・知人	26.4	324
サービス事業所の人や施設職員	15.4	189
障害者団体や家族会(団体の機関誌など)	5.4	66
かかりつけの医師や看護師	18.6	229
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	13.5	166
民生委員・児童委員	4.1	50
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	1.5	19
相談支援事業所などの民間の相談窓口	2.9	35
行政機関の相談窓口	9.2	113
その他	2.4	29
無回答	19.9	244
問 37. 安芸高田市障害者基幹相談支援センターの開所の認知		1228
知っている	16.2	199
知らない	63.4	778
わからない	11.1	136
無回答	9.4	115



安芸高田市障害者調査／単純集計結果	回答割合(%)	回答件数
問 38. 障害による差別や嫌な思いをした経験の有無		1228
ある	16.4	202
少しある	17.3	213
ない	50.6	621
無回答	15.6	192
問 39. 差別や嫌な思いをした場所		415
学校・仕事場	32.3	134
仕事を探するとき	9.9	41
外出先	38.3	159
余暇を楽しむとき	13.3	55
病院などの医療機関	18.1	75
住んでいる地域	30.4	126
その他	6.0	25
無回答	4.3	18
問 40. 成年後見制度の認知		1228
制度の名前も内容も知っている	23.0	282
制度の名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	29.3	360
制度の名前も内容も知らない、はじめて聞いた	27.4	336
無回答	20.4	250
問 41. 安芸高田市社会福祉協議会が成年後見人を受けることの認知		1228
知っている	11.0	135
知らない	62.9	772
わからない	14.1	173
無回答	12.1	148
問 42. 火事や地震等の災害時に一人で避難できますか		1228
できる	35.0	430
できない	36.7	451
わからない	20.2	248
無回答	8.1	99
問 43. 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか		1228
いる	35.3	433
いない	20.8	256
わからない	31.1	382
無回答	12.8	157



安芸高田市障害者調査／単純集計結果	回答割合(%)	回答件数
問 44. 火事や地震等の災害時に困ること		1228
投葉や治療が受けられない	32.3	397
補装具の使用が困難になる	8.7	107
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	10.2	125
救助を求めることができない	18.5	227
安全なところまで、迅速に避難することができない	44.5	546
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	17.3	212
周囲とコミュニケーションがとれない	15.9	195
避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	37.8	464
その他	4.2	51
特にない	13.0	160
無回答	15.1	185
問 45. 選挙の投票経験		1228
一度も行ったことがない、または行くことができない	7.4	91
行く時と行かない時がある	21.5	264
他に予定がなければ行くようにしている(期日前投票まではしていない)	13.0	160
必ず行く	43.9	539
無回答	14.2	174
問 46. 選挙の投票に行かない理由		355
投票所の場所が分からない	4.5	16
投票所までの移動手段(公共交通機関など)が少ない(ない)	23.4	83
投票所に階段や段差が多い	17.5	62
投票所での投票の方法が分からない	10.1	36
介助者や支援者が確保できない	13.0	46
周囲の目が気になる	8.5	30
発作など突然の身体の変化が心配	7.0	25
その他	28.7	102
無回答	17.2	61
問 47. 「しょうがい」の表記についてふさわしいと思うもの		1228
障害	38.8	476
障碍	0.7	9
障がい	14.2	174
しょうがい	2.4	29
どれでもよい	16.9	207
その他	1.2	15
わからない	13.8	169
無回答	12.1	149



## (2) 調査票

# 福祉に関するアンケート調査へのご協力のお願い

日頃より安芸高田市の福祉行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

安芸高田市では現在、平成27年度を初年度とする第3期障害者プラン及び第4期障害福祉計画の策定に向けた取り組みを進めています。そのため、市民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施することになりました。

調査の対象者は、あなたさまをはじめ、安芸高田市内にお住まいで障害者手帳をお持ちの方（居住地特例の方を除く）、本市の受給者証で障害福祉サービスを受けられている障害（児）者の方の全員に、この調査票をお送りしました。

この調査は、無記名でご回答いただきますので、回答された方が特定されたり、個人の回答内容が明らかにされたりすることはありません。調査票は安芸高田市個人情報保護条例にしが、適切な管理をいたします。

また、ご回答いただいた内容は、統計的な処理を行い、計画策定および施策推進のための基礎資料としてのみ使用し、その他の目的で使われることは一切ありません。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成26年8月 安芸高田市

### <記入要領>

- ◆宛名のご本人が直接回答いただくことが難しい場合には、家族や介護者の方などが、ご本人の意向を尊重して記入してください。
- ◆質問への回答方法は、それぞれ質問文に記載していますので、質問文をよく読んでお答えください。
- ◆記入が終わりましたら、8月31日までに同封の返信用封筒を使ってご返送ください。

【本アンケート調査についてのお問合せ】



安芸高田市福祉保健部社会福祉課障害者福祉係

（担当 榎山、佐々木、北森）



問1 お答えいただくのは、どなたですか。（〇は1つだけ）

1. 本人（この調査票が郵送された宛名の方）
2. 本人の家族
3. 家族以外の介助者

※これ以降、この調査票が郵送された宛名の方を「あなた」とお呼びしますので、ご本人（この調査票の対象者：障害のある方）の状況などについて、お答えください。

あなた（宛名の方）の性別・年齢・ご家族などについて

問2 あなたの年齢をお答えください。（平成26年8月1日現在）

満

歳

問3 あなたの性別をお答えください。（〇は1つだけ）

1. 男性
2. 女性

問4 あなたがお住まいの地域はどこですか。（〇は1つだけ）

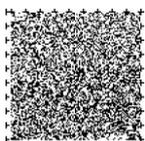
1. 吉田町
2. 八千代町
3. 美土里町
4. 高宮町
5. 甲田町
6. 向原町
7. 安芸高田市外（市町名： ）

問5 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。

（あてはまるものすべてに〇）

1. 父母・祖父母・兄弟のいずれか
2. 配偶者（夫または妻）
3. 子ども
4. その他（ ）
5. いない（一人で暮らしている）

※グループホーム、福祉施設等を利用されている方は「5.」としてください。



問6 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。(①から⑩それぞれに○を1つ)

項目	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要
① 食事	1	2	3
② トイレ	1	2	3
③ 入浴	1	2	3
④ 衣服の着脱	1	2	3
⑤ 身だしなみ	1	2	3
⑥ 家の中の移動	1	2	3
⑦ 外出	1	2	3
⑧ 家族以外の人との意思疎通	1	2	3
⑨ お金の管理	1	2	3
⑩ 薬の管理	1	2	3

(問6で「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と答えた方)

問7 あなたを介助してくれる方は主にどなたですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 父母・祖父母・兄弟のいずれか	4. ホームヘルパーや施設の職員
2. 配偶者(夫または妻)	5. その他の人(ボランティア等)
3. 子ども	

(問7で1. ~3. と答えた方)

問8 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

① 年齢(平成26年8月1日現在)

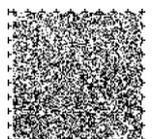
満  歳

② 性別(○は1つだけ)

1. 男性	2. 女性
-------	-------

③ 健康状態(○は1つだけ)

1. よい	2. ふう	3. よくない
-------	-------	---------



しょうがい じょうきょう  
あなたの障害の状況について

問9 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。

お持ちの場合は、1～6の該当する等級に○を、お持ちでない場合は7に○を付けてください。（○は1つだけ）

1. 1級	3. 3級	5. 5級	7. 持っていない
2. 2級	4. 4級	6. 6級	

問10 身体障害者手帳をお持ちの場合、該当する障害をお答えください。

（あてはまるものすべてに○）

1. 視覚障害	5. 肢体不自由（下肢）
2. 聴覚障害	6. 肢体不自由（体幹）
3. 音声・言語・そしゃく機能障害	7. 肢体不自由（移動機能）
4. 肢体不自由（上肢）	8. 内部障害（1～7以外）

問11 あなたは療育手帳をお持ちですか。

お持ちの場合は、1～4の該当する判定に○を、お持ちでない場合は5に○を付けてください。（○は1つだけ）

1. <input type="radio"/> A 判定	3. <input type="radio"/> B 判定	5. 持っていない
2. <input type="radio"/> A 判定	4. <input type="radio"/> B 判定	

問12 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。

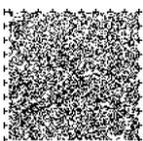
お持ちの場合は、1～3の該当する等級に○を、お持ちでない場合は4に○を付けてください。（○は1つだけ）

1. 1級	2. 2級	3. 3級	4. 持っていない
-------	-------	-------	-----------

問13 あなたは難病（特定疾患）の認定を受けていますか。（○は1つだけ）

※難病（特定疾患）とは、関節リウマチやギラン・バレー症候群などの治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいいます。

1. 受けている	2. 受けていない
----------	-----------



問14 あなたは発達障害として診断されたことがありますか。

(○は1つだけ)

※発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などをいいます。

1. ある

2. ない

問15 あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。

(○は1つだけ)

※高次脳機能障害とは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受けその後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」等の症状があります。

1. ある

2. ない

問16 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。

(あてはまるものすべてに○)

1. 気管切開

7. 中心静脈栄養 (IVH)

2. 人工呼吸器 (レスピレーター)

8. 透析

3. 吸入

9. カテーテル留置

4. 吸引

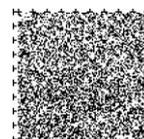
10. ストーマ (人工肛門・人工膀胱)

5. 胃ろう・腸ろう

11. 服薬管理

6. 鼻腔経管栄養

12. その他



## 住まいや暮らしについて

問17 あなたは現在どのように暮らしていますか。(〇は1つだけ)

1. 自宅で一人で暮らしている
2. 自宅で家族と暮らしている
3. グループホームで暮らしている
4. 福祉施設(障害者支援施設、老人福祉施設)で暮らしている
5. 病院に入院している
6. その他( )

【問18及び問19は、問17で4. 又は5. を選択した場合にお答えください。】

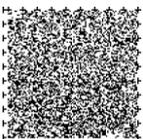
問18 あなたは将来、地域で生活したいと思いませんか。(〇は1つだけ)

※「地域で生活」とは、福祉施設に入所している方や病院に入院している方が、居宅において単身等で生活することをいいます。

1. 今のまま福祉施設や病院で生活したい
2. グループホームなどを利用して生活したい
3. 家族と一緒に生活したい
4. 自宅で一人暮らしをしたい
5. その他( )

問19 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いませんか。(あてはまるものすべてに〇)

1. 在宅で医療的ケア(たんの吸引、経管栄養、導尿、呼吸管理など)などが適切に得られること
2. 障害者が暮らしやすい住まいの確保
3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること
4. 生活訓練等の充実
5. 経済的な負担を軽くする
6. 相談をしやすくする
7. 地域の人たちの障害に対する理解
8. コミュニケーション(互いを理解しあうこと)についての支援
9. その他( )



問20 あなたは5年後には、どのような暮らしを望みますか。(〇は1つだけ)

1. 自宅での一人暮らし
2. 自宅での家族との暮らし
3. グループホームでの暮らし
4. 福祉施設(障害者支援施設、老人福祉施設)での暮らし
5. その他( )

問21 あなたは10年後には、どのような暮らしを望みますか。(〇は1つだけ)

1. 自宅での一人暮らし
2. 自宅での家族との暮らし
3. グループホームでの暮らし
4. 福祉施設(障害者支援施設、老人福祉施設)での暮らし
5. その他( )

日中活動や就労についてお聞きします。

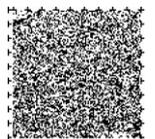
問22 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(〇は1つだけ)

1. 毎日外出する
2. 1週間に数回外出する
3. めったに外出しない
4. まったく外出しない

【問23から問25は、問22で、4. 以外を選択した場合にお答えください。】

問23 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(〇は1つだけ)

1. 父母・祖父母・兄弟のいずれか
2. 配偶者(夫または妻)
3. 子ども
4. ホームヘルパーや施設の職員
5. その他の人(ボランティア等)
6. 一人で外出する



問24 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。  
 (あてはまるものすべてに○)

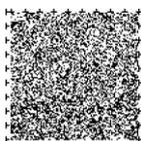
- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1. 通勤・通学・通所   | 6. 趣味やスポーツをする  |
| 2. 訓練やリハビリに行く | 7. グループ活動に参加する |
| 3. 医療機関への受診   | 8. 散歩に行く       |
| 4. 買い物に行く     | 9. その他 ( )     |
| 5. 友人・知人に会う   |                |

問25 外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1. 公共交通機関が少ない(ない)                |
| 2. 列車やバスの乗り降りが困難                 |
| 3. 道路や駅に階段や段差が多い                 |
| 4. 切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい          |
| 5. 外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど) |
| 6. 介助者が確保できない                    |
| 7. 外出にお金がかかる                     |
| 8. 周囲の目が気になる                     |
| 9. 発作など突然の身体の変化が心配               |
| 10. 困った時にどうすればいいのか心配             |
| 11. その他 ( )                      |

問26 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)

- |                                 |
|---------------------------------|
| 1. 会社勤めや、自営業、家業などの収入を得る仕事をしている  |
| 2. ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている       |
| 3. 専業主婦(主夫)をしている                |
| 4. 福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む) |
| 5. 病院などのデイケアに通っている              |
| 6. リハビリテーションを受けている              |
| 7. 自宅で過ごしている                    |
| 8. 入所している施設や病院等で過ごしている          |
| 9. 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている        |





4. 自宅で仕事ができる状況の推進
5. 職場の上司や同僚に障害の理解があること
6. 職場で介助や援助等が受けられること
7. 仕事を始めた後の援助など職場と支援機関の連携
8. 会社等でする仕事内容に合った就労訓練
9. 仕事についての職場外での相談対応、支援
10. その他 ( )

障害福祉サービス等の利用についてお聞きします。

問31 あなたは障害支援区分（障害程度区分）の認定を受けていますか。  
認定を受けている場合は1～6の区分を、受けていない場合は7に0を付けてください。（0は1つだけ）

※障害者支援区分とは、障害者の心身の状態等に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示す区分認定で、区分1から区分6までの6段階に分かれます。今年4月から、障害程度区分から障害支援区分に改正されました。

- |        |        |        |           |
|--------|--------|--------|-----------|
| 1. 区分1 | 3. 区分3 | 5. 区分5 | 7. 受けていない |
| 2. 区分2 | 4. 区分4 | 6. 区分6 |           |

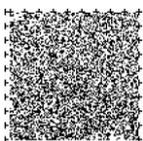
問32 あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。（0は1つだけ）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1. 利用している | 2. 利用していない |
|-----------|------------|

【問32で、「1. 利用している」を選択した方にお聞きします。】

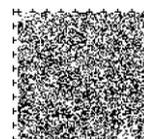
問33 該当する要介護度はどれですか。（0は1つだけ）

- |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 1. 要支援1 | 3. 要介護1 | 5. 要介護3 | 7. 要介護5 |
| 2. 要支援2 | 4. 要介護2 | 6. 要介護4 |         |

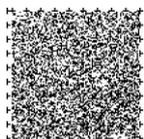


問34 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。(①から⑥のそれぞれについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方を回答(番号に○)してください)

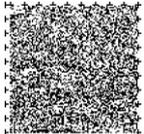
	現在利用しているか		今後利用したいか	
	利用している	利用していない	利用したい	利用しない
① 居宅介護(ホームヘルプ) 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。	1	2	1	2
② 重度訪問介護 重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。	1	2	1	2
③ 同行援護 視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などをを行うサービスです。	1	2	1	2
④ 行動援護 知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。	1	2	1	2
⑤ 重度障害者等包括支援 常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービスです。	1	2	1	2
⑥ 生活介護 常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。	1	2	1	2



	現在利用している か		今後利用したいか	
	利用 している	い 利用 して いな	利用 したい	利用 しない
<p>⑦ 自立訓練（機能訓練、生活訓練） 自立した日常生活や社会生活ができるよ う、一定の期間における身体機能や生活 能力向上のために必要な訓練を行なう サービスです。</p>	1	2	1	2
<p>⑧ 就労移行支援 会社等で働きたい方に、一定の期間、就労に 必要な知識及び能力の向上のための訓練 を行うサービスです。</p>	1	2	1	2
<p>⑨ 就労継続支援（A型、B型） 会社等で働くことが困難な方に、就労の 機会の提供や生産活動その他の活動の機会 の提供、知識や能力の向上のための訓練 を行うサービスです。</p>	1	2	1	2
<p>⑩ 療養介護 医療が必要な方で、常に介護を必要とする方 に、主に昼間に病院等において機能訓練、 療養上の管理、看護などを提供する サービスです。</p>	1	2	1	2
<p>⑪ 短期入所（ショートステイ） 在宅の障害者（児）を介護する方が病気の時 合などに、障害者（児）が施設に短期間入所 し、入浴、排せつ、食事の介護などを提供す るサービスです。</p>	1	2	1	2
<p>⑫ 共同生活援助（グループホーム） 夜間や休日、共同生活を行う住居で、 相談や日常生活上の援助を行うサービス です。</p>	1	2	1	2



	けんざいりりよう 現在利用している か		こんごりよう 今後利用したいか	
	りりよう 利用 している	い りりよう 利用 して いな	りりよう 利用 したい	りりよう 利用 しない
⑬施設入所支援 <small>しせつにゆうしょしえん</small> <small>しゅ やかん しせつ にゆうしょ しょうがいしゃ じ</small> 主として夜間、施設に入所する障害者（児） <small>たい にゆうよく はい しょくじ かいご しえん</small> に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援 <small>おこな さーびす</small> を行うサービスです。	1	2	1	2
⑭相談支援 <small>そうだんしえん</small> <small>ふくし かん もんだい かいごしゃ そうだん おう</small> 福祉に関する問題や介護者からの相談に感じ <small>ひつよう じょうほう ていきよう じょげん おこな</small> て、必要な情報の提供や助言などを行う <small>さーびす</small> サービスです。	1	2	1	2
⑮児童発達支援 <small>じどうはつたつしえん</small> <small>にちじょうせいかつ きほんてき どうさ じどう ちしき</small> 日常生活における基本的な動作の指導、知識 <small>ぎのう ふよ しゅうだんせいかつ てきおうくんれん</small> 技能の付与、集団生活への適応訓練などの <small>しえん おこな さーびす</small> 支援を行うサービスです。	1	2	1	2
⑯放課後等デイサービス <small>ほうかごどうていさーびす</small> <small>がっこう じゅぎょうしゅうりょうご がっこう きゅうこうび</small> 学校の授業終了後や学校の休校日に、 <small>じどうはつたつしえん せんたーとう しせつ かよ せいかつ</small> 児童発達支援センター等の施設に通い、生活 <small>のうりよくこうじょう ひつよう くんれん しゃかい</small> 能力向上のために必要な訓練や、社会と <small>こうりゅう ぞくしん しえん おこな さーびす</small> の交流の促進などの支援を行うサービス です。	1	2	1	2
⑰保育所等訪問支援 <small>ほいくしょどうほうもんしえん</small> <small>ほいくしょどう ほうもん しょうがいじ たい しょうがいじ</small> 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児 <small>いがい じどう しゅうだんせいかつ てきおう</small> 以外の児童との集団生活への適応のための <small>せんもんてき しえん おこな さーびす</small> 専門的な支援などを行うサービスです。	1	2	1	2
⑱医療型児童発達支援 <small>いりょうがたじどうはつたつしえん</small> <small>にちじょうせいかつ きほんてき どうさ じどう ちしき</small> 日常生活における基本的な動作の指導、知識 <small>ぎのう ふよ しゅうだんせいかつ てきおうくんれん</small> 技能の付与、集団生活への適応訓練などの <small>しえん ちりょう おこな さーびす</small> 支援と治療を行うサービスです。	1	2	1	2

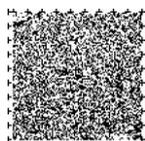


	現在利用している か		今後利用したいか	
	利用 している	い 利用 してい ない	利用 したい	利用 しない
<small>ふくしがたじどうにゆうしょしえん</small> <b>⑱福祉型児童入所支援</b> <small>しょうがいじにゆうしょしせつ にゆうしょしょうがいじ たい</small> 障害児入所施設に入所する障害児に対し <small>ほご にちじょうせいかつ しどう ちしきぎのう ふよ</small> て、保護・日常生活の指導や知識技能の付与 <small>おこな さーびす</small> を行うサービスです。	1	2	1	2
<small>いりょうがたじどうにゆうしょしえん</small> <b>⑳医療型児童入所支援</b> <small>しょうがいじにゆうしょしせつ していりょうきかん にゆうしょどう</small> 障害児入所施設や指定医療機関に入所等 <small>しょうがいじ たい ほご にちじょうせいかつ</small> をする障害児に対して、保護・日常生活の <small>しどう ちしきぎのう ふよ ちりょう おこな</small> 指導や知識技能の付与や治療を行う <small>さーびす</small> サービスです。	1	2	1	2

相談相手についてお聞きします。

問35 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 親
2. 兄弟姉妹
3. 祖父母
4. 1～3以外の家族
5. 親せき
6. 友人・知人
7. 近所の人
8. 職場の上司や同僚
9. 施設の指導員など
10. ホームヘルパーなどサービス事業所の人
11. 障害者団体や家族会
12. かかりつけの医師や看護師



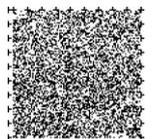
13. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー
14. 民生委員・児童委員
15. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生
16. 相談支援事業所などの民間の相談窓口
17. 行政機関の相談窓口
18. その他（ ）

問36 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース
2. 行政機関の広報誌
3. インターネット
4. 家族や親せき、友人・知人
5. サービス事業所の人や施設職員
6. 障害者団体や家族会（団体の機関誌など）
7. かかりつけの医師や看護師
8. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー
9. 民生委員・児童委員
10. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生
11. 相談支援事業所などの民間の相談窓口
12. 行政機関の相談窓口
13. その他（ ）

問37 あなたは、今年6月に安芸高田市障害者基幹相談支援センターが開所したことを知っていますか。

1. 知っている
2. 知らない
3. わからない



けんりようご  
権利擁護についてお聞きします。

と  
問38 あなたは、<sup>しょうがい</sup>障害があることで<sup>さべつ</sup>差別や<sup>いや</sup>嫌な<sup>おも</sup>思いをする(した)ことがありますか。(〇は1つだけ)

- |       |                       |       |
|-------|-----------------------|-------|
| 1. ある | 2. <sup>すこ</sup> 少しある | 3. ない |
|-------|-----------------------|-------|

【問38で、1. 又は2. と回答された方にお聞きします。】

と  
問39 どのような<sup>ばしょ</sup>場所で<sup>さべつ</sup>差別や<sup>いや</sup>嫌な<sup>おも</sup>思いをしましたか。  
(あてはまるものすべてに〇)

- |  |   |
|--|---|
| 1. <sup>がっこう</sup> 学校・ <sup>しごとば</sup> 仕事場 | 5. <sup>びょういん</sup> 病院などの <sup>いりようきかん</sup> 医療機関 |
| 2. <sup>しごと</sup> 仕事を <sup>さが</sup> 探すとき   | 6. <sup>す</sup> 住んでいる <sup>ちいき</sup> 地域           |
| 3. <sup>がいしゅつさき</sup> 外出先                  | 7. その他( )   |
| 4. <sup>よか</sup> 余暇を <sup>たの</sup> 楽しむとき   |   |

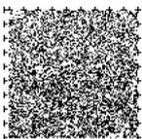
と  
問40 あなたは、<sup>せいねんこうけんせいど</sup>成年後見制度についてご存じですか。  
(〇は1つだけ)

※<sup>せいねんこうけんせいど</sup>成年後見制度とは、<sup>ちてきしょうがい</sup>知的障<sup>せいしんしょうがい</sup>害や<sup>りゆう</sup>精神障<sup>はんだんのうりよく</sup>害などの理由により、<sup>じゅうぶん</sup>判断能力が<sup>かた</sup>十分でない方の<sup>ざいさん</sup>財産などの<sup>けんり</sup>権利を<sup>まも</sup>守る<sup>せいど</sup>制度です。

- |  |
|--|
| 1. <sup>せいど</sup> 制度の <sup>なまえ</sup> 名前も <sup>ないよう</sup> 内容も知 <sup>し</sup> っている                        |
| 2. <sup>せいど</sup> 制度の <sup>なまえ</sup> 名前を <sup>き</sup> 聞いたことがあるが、 <sup>ないよう</sup> 内容は <sup>し</sup> 知らない |
| 3. <sup>せいど</sup> 制度の <sup>なまえ</sup> 名前も <sup>ないよう</sup> 内容も <sup>し</sup> 知らない、 <sup>き</sup> はじめて聞いた   |

と  
問41 あなたは、<sup>ことし</sup>今年から<sup>あきたかたししゃかいふくしきょうぎかい</sup>安芸高田市社会福祉協議会が<sup>せいねんこうけんにん</sup>成年後見人<sup>う</sup>を受け<sup>し</sup>ることができるようになったことを知っていますか。(〇は1つだけ)

- |                       |
|-----------------------|
| 1. <sup>し</sup> 知っている |
| 2. <sup>し</sup> 知らない  |
| 3. <sup>し</sup> わからない |



さいがいじ ひなんとう き  
災害時の避難等についてお聞きします。

と  
問42 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。  
(○は1つだけ)

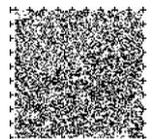
- |        |         |          |
|--------|---------|----------|
| 1. できる | 2. できない | 3. わからない |
|--------|---------|----------|

と  
問43 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただけを助けてくれる人はいますか。(○は1つだけ)

- |       |        |          |
|-------|--------|----------|
| 1. いる | 2. いない | 3. わからない |
|-------|--------|----------|

と  
問44 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。  
(あてはまるものすべてに○)

- |   |
|---|
| 1. とうやく ちりょう う<br>投薬や治療が受けられない                                |
| 2. ほ そうぐ しょう こんなん<br>補装具の使用が困難になる                             |
| 3. ほ そうぐ にちじょうせいかつようぐ にゅうしゅ<br>補装具や日常生活用具の入手ができなくなる           |
| 4. きゅうじょ もと<br>救助を求めることができない                                  |
| 5. あんぜん はや ひなん<br>安全なところまで、早く避難することができない                      |
| 6. ひがいじょうきょう ひなんばしょ じょうほう にゅうしゅ<br>被害状況、避難場所などの情報が入手できない      |
| 7. しゅうい こみゅにけーしょん<br>周囲とコミュニケーションがとれない                        |
| 8. ひなんばしょ せつび と い れ など せいかつかんきょう ふあん<br>避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安 |
| 9. その他 ( )  |
| 10. とく<br>特にない  |



せんきょ とうひょう き  
選挙の投票についてお聞きします。(20歳以上の方のみお答えください)

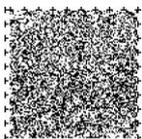
と  
問45 あなたは、これまでに選挙の投票に行ったことがありますか。  
(○は1つだけ)

1. いちど い 一度も行ったことがない、又は行くことができない
2. い とき い 行く時と行かない時がある
3. ほか よてい い きじつせんとうひょう 他に予定がなければ行くようにしている(期日前投票まではしていない)
4. かなら い 必ず行く

→ 【問45で、1. または 2. を選択した場合にお答えください。】

と  
問46 あなたが選挙の投票に行かない、又は行くことができない理由は何ですか。  
(あてはまるものすべてに○)

1. とうひょうじょ ばしょ わ 投票所の場所が分からない
2. とうひょうじょ いどうしゅだん こうきょうこうつうきかん すく 投票所までの移動手段(公共交通機関など)が少ない(ない)
3. とうひょうじょ かいだん たんさ おお 投票所に階段や段差が多い
4. とうひょうじょ とうひょう ほうほう わ 投票所での投票の方法が分からない
5. かいじょしゃ しえんしゃ かくほ 介助者や支援者が確保できない
6. しゅうい め き 周囲の目が気になる
7. ほっさ とつぜん からだ へんか しんぱい 発作など突然の身体の変化が心配
8. その他( )

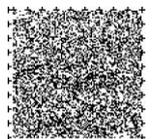


「しょうがい」の表記についてお聞きします。

問47 「しょうがい」の表記について、法令では「障害」を使っていますが、この表記のあり方について様々な意見があります。あなたは、「しょうがい」の表記としてどれがふさわしいと思いますか。（〇は1つだけ）

※「障害」、「障碍」、「障がい」の説明は、別紙を参照してください。

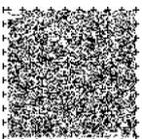
1. 障害
2. 障碍
3. 障がい
4. しょうがい
5. どれでもよい
6. その他（）
7. わからない



あなたご本人への質問は以上です。最後に、障害福祉サービスや行政の取組について、何かご意見がありましたら、自由にご記入ください。

Blank area for handwritten responses, bounded by a solid line and containing horizontal dashed lines for writing.

きょうりよく  
ご協力ありがとうございました。



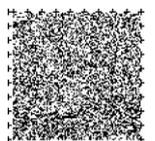
# 【お知らせ】

問37 でお尋ねしました「安芸高田市障害者基幹相談支援センター」をご紹介します。

## 安芸高田市障害者基幹相談支援センター

障害手帳のあるなしに関わらず、障害がある方のお困りごとの相談をお受けします。

事務所の場所	安芸高田市中心保健センター3階 (安芸高田市吉田町常友1564番地2)
電話又はお太助フォン	0826-47-1080 0826-47-1083 (虐待防止センター)
FAX	0826-47-1061
開所日	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始 (12/29～1/3を除く))
開所時間	8:30～17:15
業務内容	障害者総合支援法に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者の相談支援に関する業務を行っています。
(1) 相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害種別や年齢を問わない相談対応や情報提供</li> <li>○ 解決困難な生活課題を抱えた障害(児)者への相談受付</li> <li>○ 長期入所・入院している障害者の地域移行支援</li> <li>○ 居宅でひとり暮らしをしている障害者の地域定着支援</li> <li>○ 就労相談・ジョブコーチ・職場開拓等による就労支援</li> </ul>
(2) 地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者自立支援協議会の運営</li> <li>○ 相談支援事業所や障害者福祉事業所とのネットワークの構築</li> <li>○ ピアサポーターを活用した当事者支援</li> <li>○ 住宅入居など、地域生活に関する支援</li> </ul>
(3) 権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者虐待に関する通報の受付及び障害者、養護者への相談支援</li> <li>○ 成年後見制度の申立ての相談及び利用支援</li> <li>○ 夜間・休日の虐待防止に係る対応</li> </ul> <p>虐待防止センター (☎0826-47-1083) 24時間電話対応</p>



### (3) 自由回答（フリーアンサー）集約結果

市の障害福祉サービスや行政の取り組み等に対して、記述形式による意見（自由回答）を求めたところ、合計 199 人（16.3%）からの記述がありました。以下に、その内容を次表の通り分類し、意見を掲載しています。なお、1 人の方が複数の分類にわたる内容の意見を記述されているため、合計件数は延べ件数となります。

#### 【外出・移動について】（11 件）

##### （お太助ワゴン・バス）（8 件）

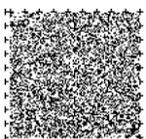
- ・お太助ワゴンを土曜日にも運行されるとよいと思う。
- ・車の免許を持っておらず移動手段は自転車しかない。大変な思いをしている。公共交通機関の便数を増やして欲しいと強く願う。
- ・お太助ワゴンを初めて利用させてもらったところ、行きは良かったが、病院の帰りは 30 分前に電話下さいとのこと。タクシーを利用することになり大変怒りを覚えた。
- ・お太助バスの前日予約や帰る時間が思うようにならないと聞く。JR と連動した改正を望む。
- ・お太助ワゴンをよく利用する。土曜・日曜とバスが通っていない地域。「平日振替で 1 日 1 往復でも」と望んでいます。
- ・バスの本数を増やしてください。（特に土日）
- ・バスの本数を増やしてください。
- ・乗り物の回数が少ないので不便。

##### （その他）（3 件）

- ・公共の場で車いす専用の駐車場がありながら停めることができないことがある。歩くことが可能な人はそれなりの場所に駐車してほしい。
- ・障害者手帳の交付に感謝。公共施設にバリアフリーの感覚を持って欲しい。階段ステップを見やすい色にするとか。
- ・自分のことはできるが外出がままならない人のフォローはどうなっているのか気になる。民生委員の不備も聞く。重度の方はケアマネがいるが、軽度の人でもケアの必要な人がいるはず。悩まれている人も多いと思う。

#### 【お太助フォンについて】（4 件）

- ・お太助フォンで自分で外に出ることが可能になった。感謝している。
- ・聴覚障害者で通院中。お太助フォンは聴き取れないので撤去した。撤去費用が高く 10,800 円かかった。防災無線がなくなり、災害時が心配。先日の大雨も心配で近所に電話して安心した。
- ・お太助フォンは残念ですが私には使用することができない。
- ・お太助フォンのロボット放送。あんな約束をしたことはない。生放送に変えること。外来語を使い過ぎ。



## 【障害福祉について】（58件）

### （お太助タクシーチケット）（5件）

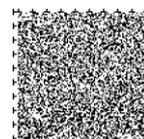
- ・タクシーチケットには感謝している。今後もよろしく。
- ・ガソリン券を発行して欲しい。
- ・タクシーチケットはバスにも使えるようにして欲しい。
- ・タクシーチケットの交付対象を三次市のように精神保健福祉手帳2級からにして欲しい。
- ・タクシーチケットをガソリン券や灯油など日用雑貨に使えるチケットに変えて欲しい。赤字であるが、財産があり生活保護の適用にならない。

### （計画の推進・福祉サービスの充実）（11件）

- ・退院後の自立支援を大いにしてください。
- ・障害福祉サービスは他市町より良い。
- ・障害福祉サービスの更新申請は毎年しなくていけないのか？ 本人も分かりやすい更新手続きは無理か。親亡き後は介助者がしてくれるのか？
- ・デイサービスへ毎日行っているが、行政の取組が表に出るのは、障害者手帳の交付の確認や限度額を超えた時くらい。手続きの簡素化のため自動更新があっても良いと思う。
- ・広島市等に比べると移動支援等もなく受けられるサービスに差がある。老人の福祉ばかり充実している。
- ・施設や病院に入所している場合でも時々自宅に帰りたいが、そのための住宅改修や福祉用具貸出が制度や補助が一切ない。
- ・私は発達障害者当事者です。診断は大人になってから。幼少期にもっと取り組んでももらえればもっと違ったはず。早期発見が不可欠。大人になってからもカウンセリングやサポートの充実を。
- ・特定疾患等の相談窓口を市内に設けて欲しい。広島市中区までの申請は大変でした。市職員ももう少し福祉の手続きについて段取りなど知っておいて欲しい。「分からない」と言う回答が多すぎる。詳しくれば窓口の対応時間も短くて済むはず。ワンストップサービスも変わり変わり人が来て、一人の人にじっくり話を聞いて欲しい。しんどかった。
- ・ストーマ装具の公費給付を今後も継続して下さい。
- ・医療・介護、市の福祉サービス（おしめ支援）を受けて経済的な負担を軽くすることができ感謝している。
- ・障害者保護のため高速道路割引・駐車場の便宜等薬価の割引、ありがたく感謝している。今後もよろしく。

### （施設・事業所の充実・整備要望）（14件）

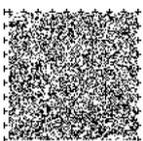
- ・これから子どもが育っていく上で相談できる場が欲しい。三次の療育教室にも通っているが、費用も高くつく。吉田でも8月から療育教室をやっているそうだが、連絡なし。もう少し子どもの障害について考えて欲しい。
- ・障害児の事業所が不足。早期整備要望。



- ・放課後等デイサービスの利用定員がいっぱいで、支給決定分利用できない。定員を増やして欲しい。送迎も帰りもして欲しい。
- ・相談支援センター（こども発達支援センター？）ができたので、療育教室があるのかなと期待したが、「立ち上げ中なので、いちご教室よりも年齢が上の児童に対する教室はない」と聞いた。市内にないため週3日近隣市の障害児通所事業所に通い、とても不便を感じている。支援センターに発達障害児の子どもが通えるようになると良いと思っている。
- ・今の子に必要な・・・作って欲しい。
- ・指導訓練施設があると助かる。
- ・障害者基幹相談支援センターの開設には大変感謝している。今後ともよろしく願いします。
- ・障害者基幹相談支援センターが開設され、期待している。障害児にはまだまだ十分なサービスが受けられていないと思う。大人だけでなく、児童の部分も考えて欲しい。
- ・精神障害者リハビリテーションセンター・精神障害者デイサービス・児童発達支援を安芸高田市に開設して欲しい。清風会のことを市社会福祉課職員があまり知らないので勉強して欲しい。障害者基幹相談支援センターが開設されたので今度行かせていただく。
- ・今は必要ないが、親亡き後が心配なので、高宮美土里地区にグループホームを立ち上げて欲しい。バスの便が良いので。
- ・提出が遅れてすみません。障害者になり9年経つ。同じような障害を持った人が集まる集いがあればいいなあと思います。
- ・障害者雇用の推進を。
- ・発達障害専門の医療機関を作って欲しい。相談だけで医療が受けられる所があればうれしい。東広島までは遠い。
- ・障害者手帳を持っているが手当等の入金はない。サービスを利用するとすべてに費用がいる。負担を感じる。病院も待ち時間がかかり思うようにならない。往診してくれる医院がない。

(情報公開・制度周知) (12件)

- ・人工骨を入っていますが歩行困難であるため、病院などへの送り迎えを常にしている。身体障害者手帳4級を持っていても公共交通機関を利用できないので意味がないような気がする。介護者に対して何らかの補助はないのか？
- ・いまだに情報不足。当局は障害についてしっかり広報すること。
- ・療育手帳A判定で、手帳取得時に一覧表をいただくが、市のホームページには紙おむつ助成が記載されており、今では経済的に助かっている。しかし一覧表に記載されないのは不親切。
- ・福祉サービスを教えて欲しい。手当等は聞かないと教えてくれない。
- ・行政の方は親切なのですが、もっと詳しく色々な事（割引等のこと）を教えてください。ありがとうございます。これからもよろしく願いします。



- ・行政の方にはいつもお世話になります。これからも色々なサービスや案内連絡等をよろしくをお願いします。
- ・福祉サービスの情報発信をしっかりと欲しい。色々のご苦労かとも思いますが、よろしくをお願いします。
- ・市から適切な情報が開示されていない。一年近く知らない情報があった。制度改正が相次ぎ大変な状況は分かるが何度も足を運ぶことが減るので相談も減るのでは。色々な制度のおかげで助かっていることも事実ですが…。
- ・安芸高田市にどんなサービスがあり、自分が受けられるのかよく分からない。役所の人と話をしたことがないので聞きづらい。
- ・就労継続支援事業所内では充分補助してもらっているが、内容については不明。
- ・福祉サービスに変更があった時は特に障害者本人に対するサービス変更がある場合は本人家族に分かりやすい文書で案内していただきたいものです。
- ・民生委員の役割としてどんなものがあるか分からないが、施設入所した途端地域情報が皆無になる。定期的に訪問し情報提供する義務はないのか？市内の民生委員は不要な存在に映る。税金がもったいない。

#### (障害者理解) (5件)

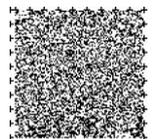
- ・精神障害者への一般理解がされていない。心のケアが少ない。
- ・発達障害についての支援やサービス・理解が少ない。「見た目は普通なのに・・・」という言葉が負担。学校に対しても不信感。軽度の障害者や発達障害について取り上げて欲しい。
- ・障害に理解のある病院が少ない。
- ・身体にハンディがあり、職場で手帳を持っていることは言えない。障害者雇用の推進を。
- ・地域も市役所も親切な人が多い。

#### (障害年金) (5件)

- ・障害年金が少ない。
- ・障害年金について、不公平を感じる。人前では杖を付くなど偽装している者もいる。
- ・障害年金の問い合わせをしたが、明確な答えがなく請求できなかった。他機関での問い合わせで請求できたが、行政の対応が悪く残念に思ったことがある。
- ・障害者に対してもっと理解し温かい手助けを差し伸べて欲しい。すべて健常者中心で情けない。
- ・障害年金は国民年金の者に冷たい。広島県は却下が多いらしい。

#### (その他) (6件)

- ・新聞の記事を見て、テレビで手足が不自由な身体障害の方は大変だと思いました。
- ・法改正の変更の情報提供を。
- ・市役所から送付する担当課の宛名に「障害者福祉課」と記載がしている。もっと配慮しろ。
- ・しょうがい者や弱者に心配りしていただき感謝。今後もよろしく。
- ・障害者のことを行政で取り組んでいただきありがたいことだと思っています。
- ・病院で重度障害があるにもかかわらず介護の方がよく面倒を見ていただいて感謝している。



## 【福祉全般】（38件）

### （児童福祉）（3件）

- ・子どもの送迎サービス充実。障害のある人が子育てしやすい環境整備要望。
- ・祝日も保育園が開くとよいと思う。小学校も放課後児童クラブで小6まで預けられると助かる。
- ・いろんなサービスがあってもよく理解できていないため、手帳を持っている家庭にはこんなサービスを受けられると言うことが一切してもらえない。特別児童扶養手当の事は制度そのものを知らなかった。とても不親切だと思う。

### （医療）（4件）

- ・後期高齢者の保険料等が高い。財政事情が悪いからか？
- ・医療費負担に頭を悩ませている。入院費用もなく入院もできない。国保料も高い。
- ・重度医療で助かっている。残り少ない人生を大切に生きる。
- ・高い医療費を負担していただいており心苦しい。40歳過ぎから悪くなっていると医師から言われていたが、どんなことに注意してよいか分からず20年後に病気になった。悪くなっているとされている人には食事指導していただきたい。

### （高齢者・介護保険）（8件）

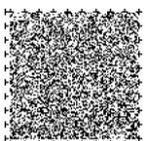
- ・デイサービスは楽しい。
- ・思いもしない身体になりこれからは不安だった。介護保険事業所を利用するようになり楽しく過ごしている。本当に感謝している。
- ・介護保険認定不要で施設又は自宅での入浴支援を実現して欲しい。
- ・日頃はシャワーで済ませているが、入浴サービスを利用したい。支援センターの専門員には相談したことあり。
- ・来年度から要介護3以上でなければ施設入所できないのは大変困る。
- ・ショートの日サービスの回数を増やして欲しい。
- ・安芸高田市内にリハビリ専門施設が欲しい
- ・特に高齢障害者の年金から税金・その他一の事項は最小限にして欲しい。生活に非常に困っている。

### （社会福祉）（2件）

- ・社会福祉協議会や民生委員、その他公的機関が障害者一人一人を把握しているか不安。
- ・民生委員本来の仕事をしていない感じがする。

### （福祉全般）（11件）

- ・福祉の向上をよろしく。こんなに早く不自由になるとは思わなかった。
- ・障害者、認知症の人への差別がない市になればよいと思います。
- ・空き家を活用して住所地のある住民を雇用して福祉サービスを実施すれば地域活性化にも利用者の安心感にもつながると考える。
- ・経済的な支援を望みます。
- ・現在の取り組みで良いと思っています。
  - ・20年前から比べると随分福祉に対する認識や取り組みが充実してきている。早期取り組みが重要。障害児を持つ親としてはできるかぎり本人が自立してできるように願っている。本市で生まれてよかったと思えるようお願いする。



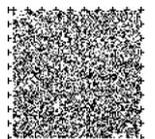
- ・医療費負担助成を年収差で有無は？福祉サービスは決して充実しているとは思わない。何かにつけ市民の負担は大きい。市民からの声にはあまり耳を傾けない。対応が遅い。
- ・年金から色々差し引かれて実質減額となっていて生活に影響が生じる。
- ・夫婦とも身体障害者で今後高齢になり家庭で介護する当人に介護支援は受けられないのか？
- ・透析を受けているが、生活習慣病でなったわけではないのに、市議会議員の地区での説明でお金がかかるので健康管理にも気を付けてくれと言われ、肩身が狭い思いをした。早く死ねばいいと言われた人もいる。申し訳ないと思い、地区のためにできるだけ働こうと思う。体調が悪くつらい。
- ・差別を無くして欲しい。

(その他) (10件)

- ・私が頼る所は市役所です。福祉の方にはお世話になっております。安心して相談できる場所です。いつもお世話になって申し訳なく想います。これからもよろしくお願ひします。
- ・いつもありがとうございます。
- ・平素、行政の方、病院の方々には大変お世話になり感謝している。今後ともご心配をお掛けしたり、世話になったりすると思うがよろしくお願ひします。
- ・福祉サービスはとても良いと思います。高齢のためお世話をお掛けすると思うがよろしく。
- ・現在のままで充分満足しています。
- ・大変細やかな配慮のよく努力されている。今後ともよろしくお願ひします。
- ・今頃は大変良くなっていると思う。これからも良くなるようにお願ひします。
- ・生後から重度の障害があり、35歳まで施設ではなく自宅で生活していた。現在、施設入所しており家族は大助かりである。福祉が充実してありがたい時代になった。
- ・別に言うことはない。ありがたい世の中になりましたということでした。
- ・福祉について勉強になった。障害福祉についても同様。現代において福祉そのものがとても最高にもったいないくらい良い時代になった。いろんな人に助けていただき感謝している。車についても近くに止められる等配慮されている。ボケないように努力していきたいと思う。免許更新目指して頑張る。

**【住居・生活環境・家族について】(13件)**

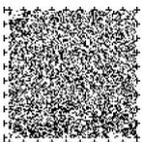
- ・周りの皆さんによくしてもらっている。
- ・兄夫婦に悪口をいわれなくなり精神的に落ち着いてきた。
- ・近所に人がいない。昼間に一人である。月に1回は(世間話でもよいので)来てもらいたい。夜は若い2人がいる。
- ・視覚障害があり何をしても一人では無理。家での生活が一番。
- ・50歳で障害になった時は全て終わったと思ったが、次々とステップを重ねて前向きになった。少しでも良くなるようにお願ひします。
- ・主人と死に別れ、孫と暮らしてにぎやかに過ごしています。もう少し静かに過ごしたいが……。これからもよろしくお願ひします。



- ・今はできるだけ自分のことはやろうと思う。
- ・私は親から離れて一人暮らしを頑張りたいです。仕事がんばります。
- ・80～90歳代の高齢夫婦で暮らしていると不安になる。
- ・耳が遠く人中に行くのが非常につらい。会合に行っても話が見えない。自殺したい人の気持ちが分かる。一人でののもつらいが、気分は楽。
- ・私の場合、障害者ではあるが日常生活では何も苦しいことはない。私の努力により早く元気になり、生きがいを感じている。家族・病院の先生のおかげ。農作業もできるし、車の運転もできる。人の世話にならないよう身体を大切に保ちたい。
- ・テレビ等で統合失調症の人は免許を返さなくてははいけなくなる。
- ・眼がだんだん見えにくくなるので困ります。

### 【相談・情報について】(34件)

- ・足腰が悪い上、将来が不安。ヘルパーには感謝。ストーマは自分で外せるよう努力している。
- ・高齢なので今後が不安。
- ・配偶者と二人で暮らしているため、どちらか介護が必要となった場合心配。その時は相談にのってください。
- ・時間において行動すること。
- ・治療費に4万円かかる。仕事をやめたいが・・・。
- ・誰も好んで病身になる者はいない。自然は実に偉大だ。
- ・老後の生活設計は的外れが多くありました。自分でがんばります。
- ・みんな同じ人間だと言う意識が大切。
- ・肺気腫でとてもつらい時の対処方法が分からない。あれば教えて欲しい。本当に治らないのか？段々悪化し筋肉が落ちてきた。
- ・身体障害を有し身体がふらつき人に当てることも多く気を使う。
- ・難病を抱え生活している。当たり前前の重みをつくづく考えさせられる。
- ・オリンピックとパラリンピックの報奨金の額が倍以上違う。障害者にそんなに差を付ける必要があるのか。これが現在の行政の考え方だ。
- ・一人暮らしで目が不自由で透析があるため入院治療中。病院は看護師の対応が非常に悪い。透析専用の施設があったらと思います。
- ・親子共々子離れ親離れができなくなっている。収入が少ないため、グループホームでしか自立の方法がなく、数も少ない。
- ・病気になった時の応急処置に困る。両ひざ手術のため片時も杖が離せない。
- ・今の所不自由なし。高齢なのでいつ何があるか分からない。
- ・行政・政治、金のために時を消費している。格差が拡大していくだろう。法整備杜撰、立法が貧弱。
- ・何事も考えることなく人さまの顔も見ないで死を待っている状態
  - ・ペースメーカーの埋め込みで心臓機能障害1級。定期検査を受けるだけで安心してしています。
  - ・車に張り付ける障害者マークは4級の私にももらえるのか知りたい。



- ・漢字と計算ができることがちょっと難しい。
- ・他人様をアテにしないで毎日を過ごしたいものです。
- ・関節リウマチになり 10 年以上になる。治療費（点滴・薬代）が高くて困っている。無理をすると関節が変形しこの先心配。
- ・1 日 2 時間位、仕事がしたい。
- ・今後勉強していきます。後、指導をお願いします。
- ・特にない。現在のままで充分です。
- ・今は自分の事が出来るが、この先は分からない。その時にサービス利用は考えます。
- ・障害者に気軽に相談に応じることがまず第一歩と思います。
- ・事務的ではなく本人と家族とともに治療ケアしてもらうのが良いかと思う。
- ・近いうちに、腎臓病で透析を受ける可能性があるので費用がとても係るから心配です。
- ・今後ともよろしくお願いします。
- ・80 歳近い身の上のため、いくらかは福祉のお世話になりたいと思っている。障害者差別を感じたことはない。
- ・介護と障害福祉サービスを同時に利用するのは無理でしょうか。それと、警報ブザーの取り付けが義務付けされているが、取り付けに来ていただく方法ではだめですか？
- ・難聴で困っています。オーダーで補聴器を作っているが、電話の応対に困っている。何か良い物があれば教えて欲しい。思うような器具見つからない。

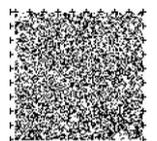
## 【アンケートについて】（35 件）

（設問に関すること）（11 件）

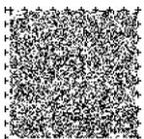
- ・アンケートの内容が分かりづらい（説明）
- ・年が多いので理解できないことが余りも多い。
- ・私も年なので合点がいかないことがある。
- ・分かりにくいところはチェックしませんでした。
- ・質問は難しい。
- ・分からない。
- ・就労や介護に関する質問は大人向けなので細分化された児童向けのアンケートを望む。
- ・未就学児なのでこのアンケートには答えられない部分が多い。
- ・問 31. 障害福祉サービスの利用、これからのことは良く分からない。まだまだ働きたいと思っている。よろしくお願いします。
- ・問 31 の障害程度区分については介護優先で障害支援区分適用者が限られるのではないかと？ 詳しい説明を聞きたい。
- ・問 42、問 43、問 44 については最近土石流があったばかりなので非常に関心があり、身の回りについて確認をさせていただいた。ありがとうございました。

（アンケート実施方法等）（15 件）

- ・このアンケートを記入しても役に立たない。安芸高田市の財政は無駄な所ばかり目立つ。市長をはじめ選挙のときは良いことを言う。議員を含め、のど元過ぎればと思っっているのか、腹が立つ。力がない者が多くマネジメントが出来ていない。障害者が安心できる生活は望めない。



- ・大人向けと子ども向けのアンケートは分けてもらいたい。無記名とは名ばかりで年齢を調べられたら分かる。
  - ・大人の障害者に対してのアンケートで今の子供たちの状況を反映したアンケートで出してもらえるとありがたいと思いました。障害児への支援をよろしくお願いします。
  - ・障害者行政を担当者が直接面接をして具体的説明を受けなければこの行政は空転している。今回のアンケートは初めての言葉や手続き方法等分からないことが多すぎて理解できません。
  - ・アンケートばかりでなく、実際に来て面談して実態を知っていただきたいと思います。
  - ・基幹センターや社協が成年後見を受けるようになったことをアンケートで知った。情報提供に感謝する。
  - ・アンケートで制度の勉強になった。よくなることはないが見守っていただきたい。
  - ・障害者基幹相談支援センターのお知らせは別紙ですべきでは？
  - ・最終ページ（20頁）のお知らせは、（別紙で）印刷して欲しい。
  - ・問 37 の障害者基幹相談支援センターは全く知らなかった。広報誌読んだけど該当しないと判断したのかよく分かりません。地域の支援・理解はお願いしたいと思います。広報誌に掲載されても読まない人が多いと感じています。
  - ・アンケートも記名式で把握すべき。
  - ・毎年このようなアンケートをされるが、どのように活用されているのか不明。無記名ではなく記名ではっきり記入させた方がよい。大変お世話になり感謝している。これからもよろしく。
  - ・アンケートにしてもページが多すぎる。
  - ・代理回答は難しい。アンケートは障害の程度に応じて収集して欲しい。知的重度障害者としては回答不可。
  - ・こんなアンケートに費用を使うくらいなら特養をたくさん作って希望者を全員入所できるようにしてください。
- （「しょうがい」の表記）（7件）
- ・障害の害の字の表記が好きではない。
  - ・障害の字について考える人がおりうれしい。他では配慮が見られない。
  - ・昭和初期生まれの私共には「障害」の文字が一番びたりとします。
  - ・表記は3の「障がい」が適切だと思います。
  - ・障害の表記を悪い意味に捉えられるので「障がい」がよい。障害者理解が深まり住みよい街になることを願う。
  - ・「障害個性」と呼ぶのはどうでしょう。ヘルパー養成講座で健常者（講師）が障害者のことを語るのはおかしいという意見があるが同感。表記は「障害者」を希望する。
  - ・「しょうがい」の表記は短大で習った。今でも「障害」と表記することがある。今は「障がい」が多い。子どもたちや大学生たちは思っているか知りたい気がする。
- （その他）（2件）
- ・症状が悪くなり一部しか回答が出来なく、すみません。
  - ・アンケート大変ですがよろしく。



## 【行政への要望について】（21件）

### （障害者への配慮）（12件）

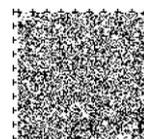
- ・行政に渴。団体、組織にしる自分自身がその障害の状況に立って考え、取り組むことが必要だと思う。
- ・インターネットに接続していないので、図書館・医療機関で大きく分かりやすく掲示して欲しい。いのちを大切にするサービスをしてもらいたいです。
- ・色々なイベントがあるが、障害者は行くことも聞くこともできない。耳が不自由でテレビも聞こえないが字は読める。書類なら分かる。
- ・行政は男女平等だというのが、障害者にも男女がいる。ケースに応じた配慮が必要ではないか。よく考えて見よう。
- ・広島市で開催された菓子博で障害者が排除された。安芸高田市のイベントでは障害者に配慮して欲しい。
- ・もう少し親切に対応して欲しい。命令口調は止めて欲しい。
- ・広島市と違って安芸高田市は障害者を邪魔もの扱いしている。
- ・市役所の職員にも手話を覚えて欲しい。
- ・クリスタルアージュでの講演会が好き。無料。難しくなく勉強できる（講演）を企画して下さい。
- ・トイレ・廊下・階段の電気は省エネ対策だと思うが消さないで欲しい。
- ・精神障害や発達障害に教育委員会は理解がない。
- ・市からの書類は短文ならよいが、長文は外国語に翻訳して欲しい。

### （個人情報関係）（2件）

- ・個人情報保護条例のため障害者同志が協力し合い楽しく遊んだりする取り組みが出来ない。誰が手帳を持っているか分からない。
- ・合併と同時に行政窓口が離れこちらの要望等厚い壁ができ返答が返って来なくなった。個人情報云々で新規加入の方も分からず大変さびしい。これでは会も消滅してしまう。安倍内閣にとらわれず田舎にあったよい行政を切望する。

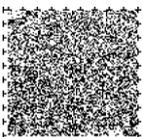
### （部署の連携）（2件）

- ・行政の組織について、縦割りではなく横のつながりを組み立ててください。実際に知らないことがあり、あとでそうだったのかとか、市役所の中の連携を密に。実際それぞれの課より送られた書類を使用したら、変なことになりました。
- ・他の行政サービスと連携プレーが必要。



(まちづくり) (5件)

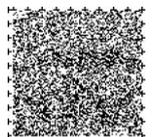
- ・災害時の避難のことを考えるとつらくなる。大雨、台風、大雪の時に不安である。自宅の近くに川があり河川整備して安心して生活できる町にして欲しい。
- ・ファッションセンターやシューズ屋を増やして欲しい。
- ・近々地域によっては敬老会があります。弁当は本人出席でないともられません。障害や老齢により出席できない人も多い。敬老会の弁当だけが中毒を起こすのであれば何らかの方法を考えられたらどうか？
- ・自分のことは自分でしたいと考えている。願わくは、病気に対して何でも相談できるホームドクターの出会いがあることを願っている。
- ・世界一住みやすい街づくりをめざしてやって欲しい。障害者基幹支援センターの方も日々勉強して欲しい。



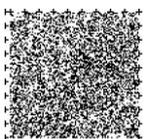
## 5. 施設・事業所一覧表

### (1) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス

サービス名	事業所名	運営法人名	電話番号	所在地
居宅介護	訪問介護事業所かがやき	社会福祉法人ちとせ会	46-7500 (代表)	向原町坂 287-1
	安芸高田市社会福祉協議会訪問 介護事業所「ツツジ」	社会福祉法人安芸高田市 社会福祉協議会	45-4939	甲田町高田原 1490-1
	安芸高田市社会福祉協議会訪問 介護吉田事業所「ツツジ」		42-2941 (代表)	吉田町吉田 1324-1
	高美園訪問介護事業所	社会福祉法人高宮美土里 福祉会	57-1260 (代表)	高宮町原田 380-1
	JA広島北部訪問介護事業所	広島北部農業協同組合	54-0302	美土里町横田 1476-3
重度訪問介護	訪問介護事業所かがやき	社会福祉法人ちとせ会	46-7500 (代表)	向原町坂 287-1
	安芸高田市社会福祉協議会訪問 介護事業所「ツツジ」	社会福祉法人安芸高田市 社会福祉協議会	45-4939	甲田町高田原 1490-1
	安芸高田市社会福祉協議会訪問 介護吉田事業所「ツツジ」		42-2941 (代表)	吉田町吉田 1324-1
	高美園訪問介護事業所	社会福祉法人高宮美土里 福祉会	57-1260 (代表)	高宮町原田 380-1
	JA広島北部訪問介護事業所	広島北部農業協同組合	54-0302	美土里町横田 1476-3
同行援護	訪問介護事業所かがやき	社会福祉法人ちとせ会	46-7500 (代表)	向原町坂 287-1
生活介護	清風会ほのか	社会福祉法人清風会	47-2091	吉田町竹原 920
	多機能型／就労センターあつぷ	社会福祉法人ひとは福祉会	45-7171	甲田町下小原 222-2
	多機能型／ひとは工房		46-3757	向原町長田 1579-4
	障害者支援施設(日中サービス)／ 清風会吉田清風荘	社会福祉法人清風会	43-1026	吉田町竹原 1900
	障害者支援施設(日中サービス)／ 清風会サンサンホーム		43-0255	吉田町竹原 189
	障害者支援施設(日中サービス)／ 共同ホームひとは・ひとは作業所	社会福祉法人ひとは福祉会	46-2960	向原町長田 1841-1
短期入所	併設(入所施設)／短期入所事業 所 清風会吉田清風荘	社会福祉法人清風会	43-1026	吉田町竹原 1900
	併設(入所施設)／短期入所事業 所 清風会ワークセンター		43-0611 (代表)	吉田町竹原 967
	併設(入所施設)／短期入所事業 所 清風会サンサンホーム		43-0255	吉田町竹原 189
	併設(入所施設)／短期入所 清風 会サンプリエ		47-2056	吉田町竹原 157
	併設(入所施設)／共同ホームひと はショートステイ	社会福祉法人ひとは福祉会	46-2960	向原町長田 1841-1



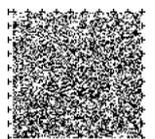
サービス名	事業所名	運営法人名	電話番号	所在地
施設入所支援(居住サービス) (障害者支援施設)	清風会吉田清風荘	社会福祉法人清風会	43-1026	吉田町竹原 1900
	清風会ワークセンター		43-0611 (代表)	吉田町竹原 967
	清風会サンサンホーム		43-0255	吉田町竹原 189
	清風会サンプリエ		47-2056	吉田町竹原 157
	共同ホームひとは・ひとは作業所	社会福祉法人ひとは福祉会	46-2960	向原町長田 1841-1
共同生活援助	清風会グループホーム (外部サービス利用型) 清風会いろは寮 清風会第1川本寮 清風会第2川本寮 清風会第1みつや寮 清風会第2みつや寮 清風会あおぞら 清風会常友寮 清風会第1郡山 清風会第2郡山 清風会第3郡山 清風会安芸	社会福祉法人清風会	43-0611(代表)	吉田町竹原 967
	外部サービス利用型(地域移行型 ホーム) 清風会第1竹原寮		43-0611 (代表)	吉田町竹原 958-1
	外部サービス利用型(地域移行型 ホーム) 清風会第2竹原寮		43-0611 (代表)	吉田町竹原 952
	外部サービス利用型(地域移行型 ホーム) 清風会第3竹原寮		43-0611 (代表)	吉田町竹原 954
	外部サービス利用型(地域移行型 ホーム) 清風会第1吉田寮		43-0611 (代表)	吉田町竹原 967
	介護サービス包括型 ひとは長屋 的場邸 西本邸	社会福祉法人ひとは福祉会	46-2960 (代表)	向原町長田 1604-1



サービス名	事業所名	運営法人名	電話番号	所在地
就労移行支援	多機能型／就労センターあつぷ (アグリサポートひとは)	社会福祉法人ひとは福祉会	45-7171 (代表)	甲田町下小原 1352
就労継続支援A型	清風会吉田工場	社会福祉法人清風会	43-0611 (代表)	吉田町竹原 967
	清風会みつや工場		43-0611 (代表)	吉田町竹原 140
	清風会サンライフ		43-0611 (代表)	吉田町竹原 152-1
就労継続支援B型	清風会ニューワーク	社会福祉法人清風会	43-0611 (代表)	吉田町竹原 964
	清風会みやび		43-2626	吉田町竹原 959-1
	清風会サンホーム		43-0611 (代表)	吉田町竹原 149-1
	清風会つばさ		43-0611 (代表)	吉田町竹原 950-1
	ふれあいの家たんぼぼ	社会福祉法人たんぼぼ	54-0368	美土里町横田 2320-1
	多機能型／就労センターあつぷ (アグリサポートひとは)※従たる事業所	社会福祉法人ひとは福祉会	45-7171 (代表)	甲田町下小原 222-2
	多機能型／ひとは工房			向原町長田 1579-4
	施設入所支援(日中)／清風会ワークセンター	社会福祉法人清風会	43-0611 (代表)	吉田町竹原 967
	施設入所支援(日中)／清風会サンプリエ			47-2056

## (2) 障害者総合支援法に基づく相談支援

サービス名	事業所名	運営法人名	電話番号	所在地
計画相談支援	清風会つぼみ	社会福祉法人清風会	47-2092	吉田町竹原 920
	相談支援事業所もやい	社会福祉法人ひとは福祉会	45-2320	甲田町高田原 2500
	安芸高田市障害者基幹相談支援センター	社会福祉法人清風会	47-1080	吉田町常友 1564-2
地域移行支援	安芸高田市障害者基幹相談支援センター	社会福祉法人清風会	47-1080	吉田町常友 1564-2
	相談支援事業所もやい	社会福祉法人ひとは福祉会	45-2320	甲田町高田原 2500
地域定着支援	安芸高田市障害者基幹相談支援センター	社会福祉法人清風会	47-1080	吉田町常友 1564-2
	相談支援事業所もやい	社会福祉法人ひとは福祉会	45-2320	甲田町高田原 2500



### (3) 児童福祉法に基づく障害児通所支援サービス

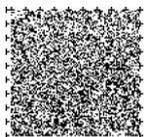
サービス名	事業所名	運営法人名	電話番号	所在地
放課後等デイサービス	ひとはぼっこ	社会福祉法人ひとは福祉会	45-2565	甲田町高田原2500
	児童デイサービスからふる	合同会社グラス	52-3921	八千代町下根172-5

### (4) 児童福祉法に基づく相談支援

サービス名	事業所名	運営法人名	電話番号	所在地
障害児相談支援	相談支援事業所もやい	社会福祉法人ひとは福祉会	45-2320	甲田町高田原2500
	安芸高田市障害者基幹相談支援センター	社会福祉法人清風会	47-1080	吉田町常友1564-2

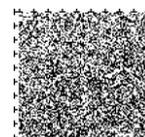
### (5) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業所

サービス名	事業所名	運営法人名	電話番号	所在地
地域活動支援センターⅢ型	貴船ハウス	特定非営利活動法人貴船	42-2967	吉田町吉田1781
移動支援／併設	安芸高田市社会福祉協議会訪問介護事業所「ツツジ」	社会福祉法人安芸高田市社会福祉協議会	45-4939	甲田町高田原1490-1
	安芸高田市社会福祉協議会訪問介護吉田事業所「ツツジ」		42-2941 (代表)	吉田町吉田1324-1
	訪問介護事業所かがやき	社会福祉法人ちとせ会	46-7500 (代表)	向原町坂287-1
日中一時支援／併設	清風会吉田清風荘	社会福祉法人清風会	43-1026	吉田町竹原1900
	清風会ワークセンター		43-0611 (代表)	吉田町竹原967
	清風会サンプリエ		43-0255	吉田町竹原189
	清風会サンサンホーム		47-2056	吉田町竹原157
	共同ホームひとは・ひとは作業所	社会福祉法人ひとは福祉会	46-2960	向原町長田1841-1
	ひとはぼっこ		45-2565	甲田町高田原2500
	貴船ハウス	特定非営利活動法人貴船	42-2967	吉田町吉田1781
福祉ホーム／併設	清風会第2吉田寮	社会福祉法人清風会	43-0611 (代表)	吉田町竹原967



## 6. 関係法令の成立と施行・改正の経緯

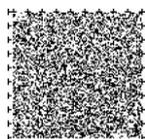
元号(西暦)月	内容
平成 15 年(2003 年)4月	●支援費制度スタート(利用者が福祉サービスを選択するしくみ)
平成 16 年(2004 年)10 月	●今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案)が示され、3 障害について一元的にサービス提供できるよう法的整備を行うことを提案
平成 17 年(2005 年)10 月	●障害者自立支援法成立
平成 18 年(2006 年)4月	●障害者自立支援法施行(障害各法による福祉サービスの一元化)
平成 21 年(2009 年)3月	●国会に障害者自立支援法改正案提出
平成 22 年(2010 年)12 月	●改正障害者自立支援法成立(関係法律整備法) ●改正障害者自立支援法施行(第1段階:障害者の範囲の見直し)
平成 23 年(2011 年)8月	●障害者総合福祉法の骨格提言が示される
平成 23 年(2011 年)10 月	●改正障害者自立支援法施行(第2段階:同行援護の創設、グループホーム 家賃助成)
平成 24 年(2012 年)3月	●障害者総合支援法成立(関係法律整備法)
平成 24 年(2012 年)4月	●改正障害者自立支援法と改正児童福祉法施行(第3段階:利用者負担の見直し、相談支援・障害児支援の強化)
平成 25 年(2013 年)4月	●障害者総合支援法施行(2013 年4月実施分)
平成 26 年(2014 年)4月	●障害者総合支援法完全施行(障害支援区分への改正、ケアホームとグループホームの一元化など)



## 7. 障害者総合支援法の周辺施策の経緯

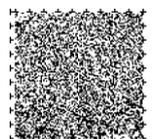
障害者の基本的な権利をまもるための法制度の改正等も、この間の障害福祉施策の改革の中ですすめられてきています。

法制度	内容	期日
障害者基本法の改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の定義</li> <li>・障害者の意思決定の支援を明記</li> <li>・障害者政策委員会の設置</li> </ul> ※障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年(2011年)8月からの施行</li> </ul>
障害者差別解消法の制定	※内閣府障害者政策委員会の差別禁止部会の提言案をもとに法案を作成(直接差別、間接差別、合理的配慮の欠如など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年(2013年)4月に成立</li> <li>・平成28年(2016年)4月から施行</li> </ul>
障害者虐待防止法の制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者虐待について規定</li> <li>・市町村への通報義務</li> <li>・市町村に通報窓口として障害者虐待防止センターを設置</li> <li>・都道府県に障害者権利擁護センターを設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年(2012年)10月から施行</li> </ul>
改正障害者雇用促進法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法は、障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大が柱。旧法では、常用雇用労働者が「301人以上の事業主のみ」であったが、平成22年(2010年)7月から「201人以上の事業主」、平成27年からは「101人以上の事業主」になる。</li> <li>・また、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働が、平成22年(2010年)7月から障害者雇用率制度の対象となる。常用雇用労働者の総数や、実雇用障害者数の計算の際、短時間労働者を0.5カウントする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年(2009年)4月から段階的に施行</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の法定雇用率を1.8%から2.0%に引上げ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年(2013年)4月から施行</li> </ul>
新たな改正障害者雇用促進法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用の分野における障害者差別を禁止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年(2016年)4月から施行予定</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年(2018年)4月から施行予定</li> </ul>
精神保健福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者に治療を受けさせる義務を保護者(主に家族)に課す現行の規定を削除する。医療保護入院における保護者の同意を不要にする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年(2014年)4月から施行</li> </ul>
障害者優先調達推進法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年(2013年)4月から施行</li> </ul>

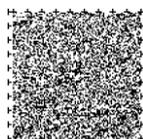


## 8. 用語解説

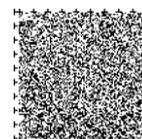
	用語	解説	掲載ページ
あ行	IT(アイティー)	・情報技術(Information Technology)。コンピュータやインターネット技術を企業経営やコミュニケーション等の広い範囲に応用する技術・手法の総称。	49 66
	アクセシビリティ	・情報やサービス、ソフトウェア等に関する利用のしやすさの度合い。	12 66 67
	一般就労移行者	・目標設定における一般就労移行者とは、福祉施設利用者のうち、雇用契約に基づいて、企業等に就職した者及び在宅就労した者並びに自ら起業した障害者等のことを言い、就労継続支援A型の利用者は含まない。	91
	インクルーシブ教育	・ノーマライゼーションの理念の浸透により、インクルージョン(包括教育)の推進が叫ばれるようになり、「障害がある・障害がない」という2分法での分離型学習ではなく、違いを踏まえた上で、統合型の環境で両者の教育を進めていくこと。	59
	運転免許取得助成制度	・障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の1つで、自動車運転免許を取得する費用の一部を助成する事業。	86 87 97
	NPO (Nonprofit Organization)	・継続的、自発的にボランティア活動などの社会貢献活動に取り組む民間の非営利活動組織の総称。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体が、「NPO 法人(特定非営利活動法人)」とされている	42
	音声コード	・印刷物の活字情報を二次元コード化し、印刷物に貼付することで、音声情報を提供できるようにしたもの。	66



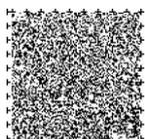
	用語	解説	掲載ページ
か行	活字文書読上げ装置(SPコード)	・視覚障害を有する方が印刷された活字情報を音声で取得するために開発された福祉機器。	66
	基幹相談支援センター	・地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。	37, 46 51, 52 62, 66 95
	共生社会	・国民一人ひとりが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくとともに、国民みんなで子どもや若者を育成・支援し、年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる社会。	1 11
	グループホーム(共同生活援助)	・障害者総合支援法に基づくサービスの1つで、夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行う。	3, 5,11 26,35,47, 52,63,69, 78,94
	ケア	・介護や看護のこと。	28,52
	ケアホーム(共同生活介護)	・障害者総合支援法に基づくサービスの1つで、夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、食事や入浴等の介護、日常生活上の支援を行う。	3,78
	権利擁護	・自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症高齢者、障害者の代わりに、代理人が権利を表明すること。	12,38,46 57,58,81 97
	高次脳機能障害	・交通事故や病気などによる後遺症や、脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指す。	19,25 50,52
	工賃	・福祉的就労を行っている事業所が、雇用契約を締結していない利用者に対して「生産活動に係る収入から生産活動に係る経費を控除した額に相当する額」として利用者に支払うもの。	48,62



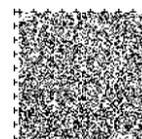
	用語	解説	掲載ページ
か行	こども発達支援センター	・就学前の発達が気になる児童とその保護者に対し、相談や教室活動などの支援を行う機関。	48,50 51,98
	コミュニケーション	・複数の人間や動物などが、感情、意思、情報などを受け取りあうこと又は伝え合うこと。	28,49,66 81,82
さ行	災害時要援護者	・災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする方のこと。	47
	支援費制度	・平成 15 年度から導入された制度で、障害者が自ら利用したいサービスを選択し、サービス提供事業者と契約を結んだ上でサービスを利用する制度。	1,155
	児童デイサービス	・障害者自立支援法に基づくサービスの1つで、障害を有する児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。平成 24 年度からは児童福祉法の改正に伴い廃止。	3,46,88
	社会的障壁	・障害者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなるような、施設や設備、制度、慣習、考え方などのこと。	1,2,67
	社会福祉協議会	・社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とし、地域の社会福祉を目的とする事業や活動を行う機関・団体が参加する組織。	38,42
	住宅入居等支援事業	・障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の1つで、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害を有する方を対象に、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害を有する方の地域生活を支援する事業。	81,95



	用語	解説	掲載ページ
さ行	就労継続支援	・障害者総合支援法に基づくサービスで、A型は事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供し、B型は雇用契約を締結せず、就労の機会や生産活動の機会を提供する。	5,11,62 76,84 91,93
	手話通訳者	・派遣依頼を受けて、聴覚障害のある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援、市町村等の公的機関からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する者。	47,66 82,95
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	・障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の1つで、聴覚障害のある人が、日常生活上、手話通訳を必要とする場合や意思疎通を円滑にするため要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業。	49,95
	障害児保育	・障害児保育施設で、障害児に指導を行う場合と、保育所、幼稚園や幼保連携型認定こども園で健常児と一緒に保育する場合がある。	53
	障害者基本法	・障害のある人のための施策に関して、基本的な理念や、国、地方公共団体等の責務、障害のある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。障害のある人の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的としている。また、この法律の中で県や市町村が障害者基本計画を策定することや障害者施策推進協議会を設置すること等も規定されている。	1 2 6 7
	障害者虐待防止法	・障害者虐待に関する法律。国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すなどしている。平成24年10月から施行。	1 46 51 57
	障害者虐待防止対策支援	・障害者虐待防止センターの設置、事案対応、虐待を未然に防ぐための取り組みを実施。	97
障害者雇用促進法	・障害者も障害のない人と同じように能力、適性に応じて雇用される社会の実現のため整備した法律。代表的なものとして、一般民間企業は法定された割合の障害者雇用が義務付けられている。事業主は年1回報告義務がある。この法定割合に達しない場合は納付金を徴収し、法定以上の雇用のある企業などには調整金、報奨金が支給される。	57 61	



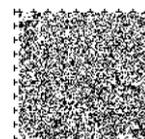
	用語	解説	掲載ページ
さ行	障害者差別解消法	・障害を理由とする差別の禁止に関する法律のことで、障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的として、平成 25 年6月に制定、平成 28 年4月から施行。	1,42 57,67
	障害者試行雇用事業	・障害者に関する知識や雇用経験が無いことから、障害者雇用をためらっている事業所に、障害者を試行雇用(トライアル雇用)の形で受け入れ、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業で、公共職業安定所(ハローワーク)が窓口となる。	4
	障害者週間	・平成7年6月に国の障害者対策推進本部により、毎年 12 月3日から 12 月9日までの1週間を障害者週間と定めている。12 月3日は国際障害者デーであると同時に障害者基本法公布の日、また同月9日は障害者の日である。また、この1週間を障害のある人自らの自立と社会参加への意欲と国民の障害者問題に対する誓いと認識をより一層高めるための運動を展開する期間としている。	45
	障害者就業・生活支援センター	・障害者の職業的自立を実現するため、身近な地域で就労と生活について支援を一体的に行うことを目的とした事業。公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用センター、生活支援センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校等と連携をとりながら、障害者の就労及びそれに伴う生活に関する支援・助言などを行う。	61,62
	障害者自立支援協議会	・地域の支援体制に関する課題の情報共有、関係機関の連携の緊密化、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う場。	8,42,45 48,51,61



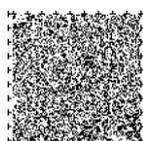
	用語	解説	掲載ページ
さ行	障害者自立支援法	・障害者が地域で自立し、安心して生活を営むことができるために必要な障害福祉サービスやその提供方法、負担のあり方、国、地方公共団体等の責務について定めた法律。また、障害福祉サービスや相談支援の種類ごとの必要な量の見込み等を定める障害福祉計画の策定についても規定している。平成18年4月から施行され、障害者総合支援法に法律名が変更となる。	1, 3
	障害者総合支援法	・応益負担を原則とする障害者自立支援法を改正し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする法律で、平成24年3月に成立。平成26年4月完全施行。	1,3,5,6 11,42,55
	障害程度区分	・障害福祉サービスの必要性を明らかにするための、障害者の心身の状態を総合的に示す区分。平成26年4月から障害支援区分に変更となる。	3
	障害支援区分	・障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。	3,73,77
	障害者優先調達推進法	・この法律(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された。	61 62
	自立支援医療(精神通院医療)	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。	19



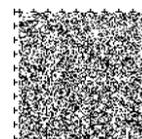
	用語	解説	掲載ページ
さ行	生活習慣病	・食生活、運動習慣、休養・喫煙・飲酒などの生活習慣がその発症・進行に関与する疾病群をいい、悪性新生物(がん)、脳血管障害、心臓疾患、高血圧、慢性気管支炎、肺気腫、脂肪肝、肝硬変、糖尿病などを指す。	56
	成年後見制度	・認知症高齢者、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人に対して、その財産の管理や処分などの意思決定を支援し、保護する制度。	38,51,58 81,95,97
	成年後見制度普及啓発	・成年後見制度の普及啓発のほか、成年後見制度の利用が有用と認められる知的障害、精神障害のある障害者に対して、市長申立てや申立費用を助成する制度	97
	相談支援機能強化事業	・障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の1つで、相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする事業。	81
た行	第三者評価	・事業者または利用者でない第三者によりサービスの評価を行い、利用者等への情報提供を行うとともにサービスの質の向上を図ろうとするもの。	53
	地域活動支援センター事業	・障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の1つで、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等により、障害を有する方等の地域生活支援の促進を図る事業。	81,83
	地域自立支援協議会	・障害者総合支援法第89条の3の規定に基づき、関係機関等が連携を図り、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた障害者等への支援の体制の整備について協議を行うための会議。	42,82
	地域生活移行者	・福祉施設の入所者が、施設を退所し、生活の拠点をグループホーム・福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移した障害者等で、家庭復帰した人を含む。	90



	用語	解説	掲載ページ
た行	特別支援学級	・小学校・中学校等に置かれる、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための学級。	45,59
	特別支援学校	・障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている学校。	11,45 93
	特別支援教育	・これまでの特殊教育の対象外であった学習障害(LD)・注意欠陥／多動性障害(AD／HD)・高機能自閉症(自閉症のうち、知的発達を伴わないもの)も含めて障害のある児童生徒に対して、その一人ひとりの特性などを把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。	19,60
な行	内部障害	・身体障害の種類で、呼吸器機能障害、心臓機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸障害、小腸障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がその障害範囲となっていたが、平成22年4月から、身体障害者福祉法の対象範囲拡大に伴い、肝臓機能障害が新たに加わっている。	15
	難病	・原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの多い疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。パーキンソン病、重症筋無力症などがある。	3,19 25,52 55
	ネットワーク	・様々な機関や団体、組織、個人などが相互に連携することにより新たな仕組みを生み出し、課題解決に役立つ機能を発揮する状態のこと。また、そのようなことを目指した、社会的・組織的つながりのこと。	42 47 64
	ノーマライゼーション	・障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。	10

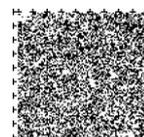


	用語	解説	掲載ページ
は行	発達障害	・発達障害者支援法に基づく、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥／多動性障害(AD／HD)などの通常低年齢で発現する脳機能の障害。	1, 2, 10 19, 25, 48 50, 51, 53
	パブリックコメント	・自治体の基本的な計画等の策定にあたり、よりよい案を作成するため、政策や計画などを立案する際に、内容を住民に公表して意見を募集し、その意見を政策等に反映させる制度。	9
	バリアフリー	・高齢者や障害者等の生活の妨げとなるバリア(障壁)を取り除き、自由に活動できる生活空間のあり方。バリアには、たとえば移動を困難にする段差などがある。社会的・心理的な障壁や、情報面・制度面での障壁の除去という意味にも使われるようになっている。	31, 40, 47 53, 60, 63 64, 67
	ピアカウンセリング	・障害者が自らの体験に基づいて、同じ仲間であるほかの障害者の相談に応じ、問題の解決を図るもの。ピア＝仲間の意味。	52
	福祉的就労	・障害などを理由に、一般企業で働けない方へ、福祉施設で支援を受けながら訓練を兼ねて働く場を提供する福祉のこと。	62
	ホームヘルパー	・日常生活を営むのに支障のある障害者等の自宅を訪問し、身体介護や家事援助を提供する専門職。	28, 54
	奉仕員養成研修事業	・障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の1つで、聴覚障害を有する方等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として必要程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記奉仕員等を養成研修する事業。	96



	用語	解説	掲載ページ
は行	保健師	・地区活動や健康教育、保健指導などを通じて、疾病の予防や健康増進など、公衆衛生活動を行う地域看護の専門職。	55
	ボランティア	・住民一人ひとりの自発的な意志に基づいて、金銭的な利益などの見返りを求めることなく、地域社会を住みよくなる活動や他者を支える活動などの社会的活動に携わること又は携わる人々を指す。	11,42,45 54,85,86 95
や行	要約筆記者	・聴覚障害のある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードは書く(入力する)スピードより数倍早く、すべて文字化できないため、話の内容を要約して筆記することにより「要約筆記」という。	49 66 82 95
ら行	ライフステージ	・人間の一生を乳幼児期・学齢期・青年期・壮年期・高齢期などと分けた、それぞれの段階のこと、またその考え方。	50
	リハビリテーション	・障害者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず、障害者の自立と社会参加を目指すとの考え方。	10 55 74





第2次安芸高田市障害者プラン・安芸高田市障害福祉計画(第4期)

発行年月日:平成 27(2015)年 3 月

発行:広島県安芸高田市

編集:広島県安芸高田市福祉保健部社会福祉課  
〒731-0592

広島県安芸高田市吉田町吉田 791

TEL:0826-42-5615

FAX:0826-42-2130

電子メール:shakaifukushi@city.akitakata.lg.jp

